

法務省

再犯防止活動における民間資金を活用した
成果連動型民間委託契約方式の案件組成の
ための調査研究に係るコンサルティング業務

調査等結果報告書

2020年3月

MIZUHO

みずほ情報総研株式会社

目次

1 はじめに	- 1 -
2 国内及び海外事例の調査	- 2 -
2.1 SIB に係る海外動向	- 2 -
2.2 SIB に係る国内動向	- 5 -
2.3 SIB に関するヒアリング調査	- 9 -
2.4 文献調査及びヒアリング調査のまとめと考察	- 10 -
3 S I B の手法を用いた案件組成	- 12 -
3.1 案件① 非行少年に対する継続的な学習支援の実施	- 14 -
3.1.1 事業内容の検討	- 14 -
1) 事業目的	- 14 -
2) 介入の対象者	- 16 -
3) 介入プログラムの概要	- 17 -
4) 事業の実施期間（スケジュール）	- 19 -
5) 想定される実施体制	- 21 -
6) 想定される事業実施地域	- 23 -
7) 事業内容に関する課題と対応策	- 23 -
3.1.2 成果指標・評価方法の検討	- 24 -
1) 成果指標及び評価デザイン	- 24 -
2) 第三者評価者候補	- 33 -
3.1.3 支払条件の検討	- 35 -
1) 最大及び最低支払額、固定支払の有無	- 35 -
2) 成果指標の達成度に応じた支払額	- 36 -
3) 比率の案 1～案 3 について	- 38 -
4) 支払スケジュール	- 39 -
3.1.4 資金調達方法の検討	- 41 -
1) 各種の資金調達方法	- 41 -
2) 匿名組合出資	- 41 -
3) 信託スキーム	- 41 -
4) 資金提供者の候補	- 42 -
3.1.5 調達方法・契約内容の検討	- 43 -
1) 調達仕様書案	- 43 -
2) 提案書作成要領案	- 43 -
3) 総合評価基準書案	- 43 -
4) 業務委託契約書案	- 43 -
3.2 案件② ギャンブル等依存のある刑務所出所者等に対する支援	- 44 -
3.2.1 事業内容の検討	- 44 -

1)	事業目的	- 44 -
2)	介入の対象者	- 45 -
3)	介入プログラムの概要	- 47 -
4)	事業の実施期間（スケジュール）	- 48 -
5)	想定される実施体制	- 50 -
6)	想定される事業実施地域	- 51 -
7)	事業内容に関する課題と対応策	- 52 -
3.2.2	成果指標・評価方法の検討	- 53 -
1)	成果指標及び評価デザイン	- 53 -
2)	第三者評価者候補	- 60 -
3.2.3	支払条件の検討	- 61 -
1)	最大及び最低支払額、固定支払の有無	- 61 -
2)	成果指標の達成度に応じた支払額	- 61 -
3)	比率の案1～案3について	- 63 -
4)	支払スケジュール	- 64 -
3.2.4	資金調達方法の検討	- 65 -
3.2.5	調達方法・契約内容の検討	- 65 -
1)	調達仕様書案	- 65 -
2)	提案書作成要領案	- 65 -
3)	総合評価基準書案	- 65 -
4)	業務委託契約書案	- 65 -
4	資料編	- 66 -
4.1	S I Bの特徴やメリット等（プロジェクト・チーム資料より）	- 66 -
4.2	再犯防止分野における海外事例集	- 71 -
4.2.1	米国・カリフォルニア州・ベンチュラ郡	- 71 -
4.2.2	米国・カリフォルニア州・ロサンゼルス	- 72 -
4.2.3	米国・カリフォルニア州・アラメダ郡	- 73 -
4.2.4	N Z ・オークランド	- 75 -
4.2.5	米国・オクラホマ州	- 76 -
4.2.6	米国・ソルトレークシティ	- 77 -
4.2.7	オーストラリア・ニューサウスウェルス	- 78 -
4.2.8	オランダ	- 79 -
4.2.9	米国・マサチューセッツ州	- 80 -
4.2.10	米国・ニューヨーク州	- 82 -
4.2.11	米国・ニューヨーク州ニューヨーク市	- 84 -
4.2.12	英国・ピーターバラ刑務所	- 85 -
4.3	国内事例集	- 86 -
4.3.1	八王子市	- 86 -

1) 成果指標の設定	- 87 -
4.3.2 神戸市	- 89 -
1) 成果指標の設定	- 90 -
4.3.3 広島県	- 91 -
4.3.4 天理市	- 92 -
4.3.5 大牟田市	- 93 -
4.3.6 豊中市	- 94 -
4.4 案件組成のための各種検討資料	- 95 -
4.4.1 青少年の立ち直り（デシタンス）に関する研究 2018.....	- 95 -
4.4.2 再犯防止対策等に関する研究 2019.....	- 97 -
4.4.3 ヒアリング実施	- 99 -
1) 一般財団法人 社会変革推進財団.....	- 99 -
2) 明治大学経営学部 塚本教授	- 100 -
4.4.4 行政コスト削減に関する補足	- 102 -
1) 行政側で実施する場合と比較した民間委託する場合の行政コスト削減について	- 102 -
2) 委託業務の場合と比較した成果連動型民間委託の場合の行政コスト削減について	- 102 -

図表目次

表目次

表 2.1-1	海外における再犯防止分野の SIB 事業事例の概要一覧（その 1）	- 3 -
表 2.1-2	海外における再犯防止分野の SIB 事業事例の概要一覧（その 2）	- 4 -
表 2.2-1	SIB に係る主な出来事	- 5 -
表 2.2-2	国内における SIB 事業の組成状況	- 6 -
表 2.2-3	国内における SIB 事業事例の概要一覧（その 1）	- 7 -
表 2.2-4	国内における SIB 事業事例の概要一覧（その 2）	- 8 -
表 2.4-1	再犯防止に関わる SIB 案件組成に向けたヒント／考察等	- 10 -
表 3-1	推進法の基本理念	- 12 -
表 3-2	推進計画の 5 つの基本方針	- 12 -
表 3-3	推進計画の 7 つの重点課題	- 12 -
表 3-4	平成 26 年の出所受刑者の再入率	- 13 -
表 3-5	平成 26 年の少年院出院者 5 年以内の再入院率と再入院・刑事施設入所率	- 13 -
表 3.1-1	少年院及び少年鑑別所の被収容者の収容費（平成 31 年度予算）	- 15 -
表 3.1-2	40 年間の会社勤めで支払う納税額、健康保険料、厚生年金保険料の試算	- 15 -
表 3.1-3	非行少年の立ち直り支援の事業内容	- 18 -
表 3.1-4	事業準備から初年度の事業スケジュール	- 20 -
表 3.1-5	支援実施と評価・支払のスケジュール	- 20 -
表 3.1-6	主な契約関係のパターン	- 21 -
表 3.1-7	各種の評価指標	- 24 -
表 3.1-8	各種の評価指標と成果支払いとの関連性	- 26 -
表 3.1-9	各種の定量的な分析手法の強みと弱み	- 27 -
表 3.1-10	各種の調査手法の強みと弱み	- 28 -
表 3.1-11	評価デザイン検討の 6 つの観点	- 29 -
表 3.1-12	本事業への評価デザインの適用可能性	- 29 -
表 3.1-13	対照群等を設定しうるパターンの一覧	- 30 -
表 3.1-14	設定しうる対照群の概要	- 30 -
表 3.1-15	データを収集する主体別の客観性等の特徴	- 32 -
表 3.1-16	評価を実施する主体別の客観性等の特徴	- 32 -
表 3.1-17	各種指標のデータ収集及び評価の主体の案	- 33 -
表 3.1-18	第三者評価機関の一例	- 33 -
表 3.1-19	支払条件の組合せ例	- 35 -
表 3.1-20	最低保証額設定の考え方とメリット・デメリットの整理	- 36 -
表 3.1-21	指標ごとの支払い方法の整理	- 39 -
表 3.1-22	各年度の支払いスケジュール	- 39 -
表 3.1-23	年度別の新規参加者と支援終了者人数	- 40 -
表 3.1-24	資金調達先の検討可能性	- 41 -

表 3.1-25	匿名組合出資における投資家・事業主体にとってのメリット・デメリット	- 41 -
表 3.1-26	信託スキームにおける投資家・事業主体にとってのメリット・デメリット	- 42 -
表 3.1-27	資金提供団体の一例	- 42 -
表 3.2-1	刑事施設の被収容者の収容費（平成 31 年度予算）	- 45 -
表 3.2-2	13 年間の会社勤めで支払う納税額、健康保険料、厚生年金保険料の試算	- 45 -
表 3.2-3	（参考）平成 26 年の出所受刑者の再入率（再掲）	- 49 -
表 3.2-4	事業準備から初年度の事業スケジュール	- 49 -
表 3.2-5	支援実施と評価・支払のスケジュール	- 50 -
表 3.2-6	各種の評価指標	- 54 -
表 3.2-7	各種の評価指標と成果支払いとの関連性	- 55 -
表 3.2-8	本事業への評価デザインの適用可能性	- 56 -
表 3.2-9	対照群等を設定しうるパターンの一覧	- 57 -
表 3.2-10	設定しうる対照群の概要	- 57 -
表 3.2-11	各種指標のデータ収集及び評価の主体の案	- 59 -
表 3.2-12	指標ごとの支払い方法の整理	- 63 -
表 3.2-13	各年度の支払いスケジュール	- 64 -
表 3.2-14	年度別の新規参加者と支援終了者人数	- 64 -
図目次		
図 2.1-1	SIB 事業案件の国別組成件数	- 2 -
図 2.1-2	SIB 事業の主要分野	- 2 -
図 3.1-1	事業の流れ（イメージ）	- 19 -
図 3.1-2	学習支援における SIB 案件組成スキーム（案）（コンソーシアム型）	- 22 -
図 3.1-3	学習支援におけるロジックモデル	- 24 -
図 3.1-4	代表的な評価デザインの概要	- 28 -
図 3.2-1	事業の流れ（イメージ）	- 48 -
図 3.2-2	回復支援事業における SIB 案件組成スキーム（案）	- 51 -
図 3.2-3	回復支援のロジックモデル	- 53 -
図 4.2-1	米国 CA 州・アラメダ郡の再犯防止 SIB 事業スキーム図	- 74 -
図 4.2-2	米国 MA 州の再犯防止 SIB 事業スキーム図	- 81 -
図 4.2-3	米国 NY 州の再犯防止 SIB 事業スキーム図	- 83 -
図 4.2-4	米国 NY 州ニューヨーク市の再犯防止 SIB 事業スキーム図	- 84 -
図 4.3-1	八王子の大腸がん検診受診率向上プロジェクトのスキーム図	- 86 -
図 4.3-2	神戸市の糖尿病性腎症の重症化予防プロジェクトのスキーム図	- 89 -
図 4.3-3	広島県の大腸がん検診受診率向上プロジェクト	- 91 -
図 4.3-4	天理市の認知症予防分野における活脳教室（脳の健康教室）プロジェクト	- 92 -
図 4.3-5	大牟田市の要支援・要介護者自立支援・重度化防止業務	- 93 -

1 はじめに

近年、ソーシャル・インパクト・ボンド（Social Impact Bond、以下：SIB）は、世界的にも関心が高まっている。SIBとは、成果連動型民間委託契約方式による事業（PFS事業：Pay For Success事業）の一類型とされており、民間事業者が、事業に必要な資金を資金提供者から調達し、事業の成果指標の改善状況に連動して行政等から受けた対価に応じて返済等を行うことをいう。

具体的には、SIBとは、

- ①高い再犯率や若年者の失業、困窮家庭児童の教育機会の不平等、あるいは路上生活者やニートの増加といった社会課題を解決するために、
- ②行政機関と契約を交わした民間団体が実施するサービスに対して（官民連携）、
- ③行政が成果（アウトカム：outcome）に応じた支払いをする、
- ④投資スキームの一形態、と言える。

（詳細は、資料編 4.1 SIBの特徴やメリット等（プロジェクト・チーム資料より） 参照）

PFSやSIBにおいては、行政がより良いサービス提供に対して、より高い支払いを行うため、事業者による創意工夫やサービスの質の向上、成果が見込める新しいサービスを試行できるなどといった効果が期待されている。また、行政が成果に応じた支払いをすることから、関係者（住民や議会、資金提供者など）に対して、説明責任を果たすことが可能となると期待されている。

わが国でも、医療・健康分野で2017年に本格的な複数年度の成果連動型SIB案件が初めて組成された。2019年度の成長戦略¹では、成果連動型民間委託契約方式の普及を進める重点分野として医療・健康、介護、再犯防止が明記され、2020年までの具体的なアクションプランの策定が求められている。

本報告書は、海外及び国内におけるSIB事例に係る情報収集・分析を実施し、法務省の再犯防止における民間資金を活用した成果連動型民間委託契約方式の案件組成に係る調査研究に資することを目的とする。

本報告書の構成は、第一に、文献調査により、再犯防止分野に係る海外12例、医療・健康分野、認知症予防等に係る広島県、神戸市、八王子市、天理市、大牟田市、豊中市の6例を俯瞰し、第二に、有識者へのヒアリング実施結果をまとめた。その上で、第三に、日本におけるSIB案件組成の具体化に向けたヒントを整理している。調査結果から、事業組成への重要なヒントとして、再犯防止分野における、事業対象者やその家族への心理面でのサポートの重要性、複数団体による包括的なサービス提供の必要性、NPO団体によるデータ管理・分析能力の限界、支払いに紐付かない成果指標による事業実施期間中の進捗管理の重要性等が明らかとなった。第四に、再犯防止を目的としたSIB案件組成に向けて、具体的な2案件の検討を行った。案件①としては、非行少年に対する継続的な学習支援について、また、案件②としては、ギャンブル等依存のある刑務所出所者等に対する支援について、事業内容、成果指標・評価方法、支払条件、資金調達方法について検討し、調達方法・契約内容については、調達仕様書（案）、提案書作成要領（案）、総合評価基準書（案）、契約書（案）を作成した。

報告書後半は、資料編として国内外の事例の詳細紹介や、案件組成に係る参考資料を添付している。

¹ 成長戦略実行計画、成長戦略フォローアップ

2 国内及び海外事例の調査

2.1 SIB に係る海外動向

SIB は、英国におけるピーターバラ刑務所において世界初となる案件が組成され、その後も、イギリス、アメリカを中心に案件組成がなされている（図 2.1-1）。

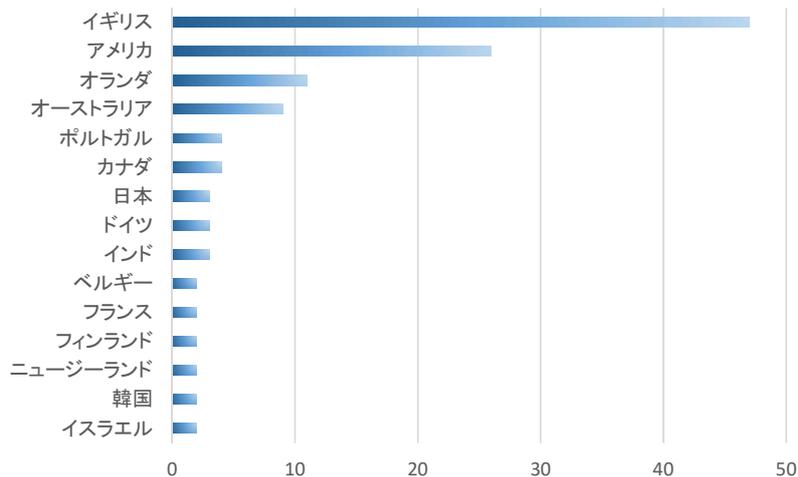


図 2.1-1 SIB 事業案件の国別組成件数

出所：Social Finance から、132 件の海外実績を集計

SIB 事業の主要分野は以下のとおり。海外では就労支援やホームレス支援分野が大きな割合を占めている。再犯防止分野はアメリカを中心に世界で 12 例組成された。

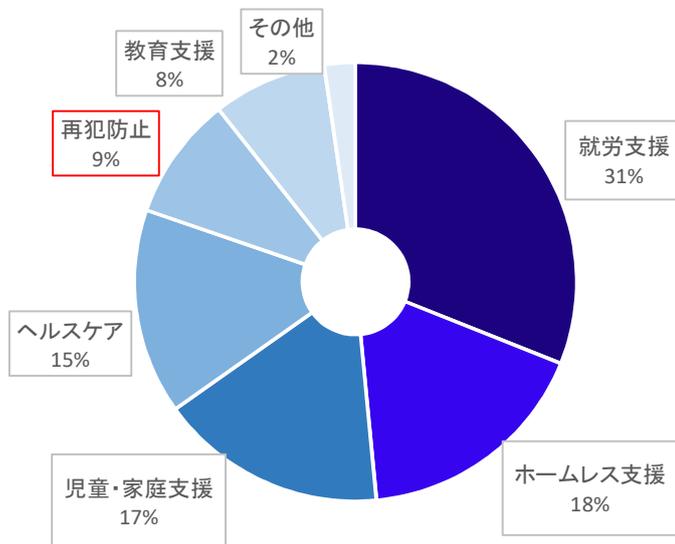


図 2.1-2 SIB 事業の主要分野

出所：Social Finance から、132 件の海外実績を集計

以下に、海外における再犯防止分野の SIB 事業の概要を示す。

なお、SIB に関する国内事例やヒアリング結果も踏まえて、まとめと考察を後述した。

表 2.1-1 海外における再犯防止分野の SIB 事業事例の概要一覧（その 1）

	1)	2)	3)	4)	5)	6)
場所	米国・カリフォルニア州・ベンチュラ郡	米国・カリフォルニア州・ロサンゼルス	米国・カリフォルニア州・アラメダ郡	NZ・オークランド	米国・オクラホマ州	米国・ソルトレークシティ
プロジェクト名	ベンチュラ郡社会復帰支援プロジェクト	Just in Reach(JIR)プロジェクト	アラメダ郡司法復興プロジェクト	警察関連青少年育成プログラム (パイロット事業)	Women in Recovery プロジェクト	Criminal Justice REACH プロジェクト
概要	保護観察期間中の男女に対する包括的な支援	ロサンゼルス郡刑務所内で拘禁され、精神衛生や薬物使用障害を有する人のうち、住所不定者への包括的な支援	若年の保護観察対象者への定着支援	再犯防止に向けた青少年育成プログラム	刑務所収容リスクのある女性に対する包括的支援	ハイリスク、ハイニーズ犯罪者への家庭支援
背景等	カリフォルニア州全体では、成人 100 人に約 1 人が保護観察に付されており、保護観察付執行猶予者の 2/3 以上が 3 年以内に刑務所に入る。2014 年には、カリフォルニア州の郡が保護観察サービスに 15 億ドルを費やした。	ホームレスや精神疾患に苦しむ人々は、しばしば刑事司法制度や救急医療システムに入ります。この悪循環には大きなコストがかかっている。ロサンゼルス (LA) 郡では毎晩 6 万人近くがホームレスになっているとされる。	カリフォルニア州全体では、成人 100 人に約 1 人が保護観察に付されており、保護観察付執行猶予者の 2/3 以上が 3 年以内に刑務所に入る。2014 年には、カリフォルニア州の郡が保護観察サービスに 15 億ドルを費やした。	当地域は、最も犯罪による影響を受けていて、当地域で、再犯者や犯罪に巻き込まれやすい青少年や彼らが属する地域・コミュニティの利益のため、 <u>彼らの生活を根本的に変えることができるようにする必要があります。</u>	オクラホマ州は、米国で最も女性の刑務所収容率が高い州。特に女性の薬物逮捕率が高く、刑務所収容コストも男性に比べて 3 割高い。	ソルトレークシティにおける、薬物乱用やその他の犯罪を引き起こすような特徴が多く持つリスクの高い犯罪者の 74% が釈放後 4 年以内に刑事司法制度に戻り、平均して 1 年間は収容されている。
開始時期	2017 年	2017 年	2017 年	2017 年	2017 年	2016 年
期間	4 年間	4 年間	数年間	2 年間	5 年間	6 年間
事業進捗	実施中	実施中	実施中	終了	実施中	実施中
調達資金	260 万ドル	100 万ドル	125 百万ドル	600 万ドル (事業費の 75%強)	年間 200 万ドル	460 万ドル
対象者	保護観察期間中の男女	刑務所に拘禁され、精神障害や薬物使用障害がある住所不定者	若年の保護観察対象者	再犯可能性の高い青少年	刑務所収容リスクのある女性	ハイリスク、ハイニーズ犯罪者
人数規模	400 人	300 人	試行段階 29 人 実施段階 150 人	最大 1,000 人	最大 625 人 (年間 125 人)	225 人以上
介入内容	・社会復帰プログラム(インターフェース・リエントリ・サービス)の実施。 ※道徳再認識療法、セラピー、トラウマ療法、人間関係構築の授業、雇用支援等から各対象者のニーズに合わせて提供。	・事業期間中に期間の定めのない居住地の提供 ・メンタルヘルスケア、薬物依存の治療、運動による身体ケア ・家を確保するまでの十分なサポート体制の構築	・対象者と同様の人生経験を持つコーチと 18 ヶ月間ペアを組み、個別指導を実施	・指標 (YLS/CMI) による対象者の特性把握 ・財団が雇用した臨床心理士による個人別のプログラム作成 ・個別指導中心の矯正プログラムの実施	・適切な監督者による管理 ・薬物乱用の治療 ・メンタルヘルスケアの治療 ・教育 ・就労訓練 ・家族との再スタート支援	・エビデンスに基づく治療 ・短期の住宅支援 ・症例管理
成果指標等(その基準等)	・登録された対象者が逮捕されなかった四半期の数 ・犯罪常習者(累犯)の減少(12 ヶ月間測定し、無作為抽出試験により対照群と比較)	・支払金額の 6 割分: 住居への定着率(6 ヶ月、12 ヶ月時点で 92%以上) ・支払金額の 4 割分: 再犯率(2 年間で非再犯者が 43%以下)	・執行猶予期間の短縮 ・再犯率(結果: 再犯率は 26.5%、対照群は 45.0%) ・被害者の満足度(結果: 同様なプログラムへの参加意向は 99%)	・再犯率の低下(介入期間 2 年で 5%低下、3 年間で 10%低下)	・刑務所に収容されていないプログラム参加者数(当該プログラム終了時、開始から 24 ヶ月後、36 ヶ月後、54 ヶ月後の人数)	・刑務所への収容日数(35%削減) ・州の逮捕件数(35%削減) ・雇用数(25%改善) ・プログラム参加(参加の成功 66%)
結果、現状、行政コスト削減の可能性等	※評価レポート等は未公表。	※公開情報なし	・対象者一人当たりの事業コストは年 4,500 ドル(司法制度における保護観察に係るコスト 23,000 ドル)	※公開情報なし	・女性の刑務所収容コストは平均で 3 万ドル(子供のケアに要する費用など、間接的な長期社会コストは含まず)。	※公開情報なし

出所: Social Finance, Impact Bond Global Database 等、各種情報より作成

表 2.1-2 海外における再犯防止分野の SIB 事業事例の概要一覧（その 2）

	7)	8)	9)	10)	11)	12)
場所	オーストラリア・ニューサウスウェルス	オランダ	米国・マサチューセッツ州	米国・ニューヨーク州	米国・ニューヨーク州ニューヨーク市	英国・ピーターバラ刑務所
プロジェクト名	仮釈放者支援プロジェクト	ワークワイズダイレクトコンソーシアム・プロジェクト	マサチューセッツ青年矯正 PFS プロジェクト	ニューヨーク州常習犯就労支援プロジェクト	ニューヨーク州ライカーズ島 SIB プロジェクト	ピーターバラ刑務所 SIB プロジェクト
概要	再犯リスクが中高度の成人仮釈放者への社会復帰支援	成人受刑者への社会復帰事業	犯罪歴のある青年に対する就労支援	再犯リスクの高い人への包括支援	ライカーズ島矯正施設の若年収容者への支援（米国初の Pay for Success プロジェクト）	1 年未満受刑者への就労支援
背景等	2016 年初頭、ニューサウスウェルス（NSW）ではオーストラリアのどの州よりも高い再犯率であり、出所後 2 年以内に半数が再犯する。その結果、刑務所の収容者数は着実に増加していた。	オランダでは、毎年約 4 万人の成人が収容されている。社会復帰させるには、安定した収入が必要だが、収容された経歴が就労を妨げ、住居の確保や債務の返済、社会環境や医療面などにおいて生じる問題が悪循環を引き起こし、社会復帰の妨げとなる。	マサチューセッツ州ボストン市、チェルシー市、スプリングフィールド市の 3 市では、年間 4 千人の若者が出所するが、2/3 の出所者が 5 年以内に再犯を犯す。	ニューヨーク州における 2013 年度の出所者の 5 割以上が 5 年以内に平均 460 日を刑務所で過ごしている。	ライカーズ島の刑務所での若年犯罪者の再犯率は高い。	英国では、短期受刑者の再犯率は他のグループに比べて 60% 高く、最近まで釈放時の法的支援はなかった。多くの受刑者は、戻るべき家や仕事を持っておらず、精神衛生や薬物乱用の問題と戦っている
開始時期	2016 年	2016 年	2014 年	2013 年	2013 年	2010 年
期間	5 年間	2.5 年間	7 年間	5.5 年間	3 年間	7 年間
事業進捗	実施中	終了	実施中	終了	終了	終了
調達資金	非公開	260 万ユーロ	融資 1200 万ドル 寄付 600 万ドル	出資 1,350 万ドル 寄付 130 万ドル	事業資金 720 万ドル	500 万ポンド
対象者	中高度の再犯リスクを有する成人仮釈放者（特に仮釈放の最初の 16 週間の者）	年齢、性別、犯罪の種類は問わず、3～12 カ月の刑を言い渡された成人受刑者	3 市在住の 17 歳～24 歳の犯罪歴がある者	リスクの高い前科者	16-18 歳の入所者	12 カ月以下の刑を受けた後にピーターバラ刑務所を出所したすべての犯罪者
人数規模	3,900 人	150 人	929 人	2,000 人	8,827 人	1,000 人
介入内容	・生活支援 ・家族との再スタート支援 ・コミュニティへの復帰支援	・総合的な就労/就学支援プログラムを提供する ・エビデンスに基づく個人に合わせた集中的なカウンセリング	・自立に向けた、生活の管理・監督 ・生き方の技術 ・教育 ・犯罪行動の抑制 ・雇用プログラム ※集中セッション（2 年）とフォローアップ（2 年）からなる。	・各種トレーニング ・就労のための支援 ・就労先の斡旋	・認知行動療法のトレーニングの実践（ABLE:Adolescent Behavioral Learning Experience）	これまで個々に出所者の支援を提供していた NPO 等をワン・ストップ・サービスの体制に再構築。また、受刑者とその家族への釈放前後のメンタルヘルスケアを実施した。
成果指標等（その基準等）	・釈放後 12 カ月時点での刑務所への再入所数の減少率（過去の再入所のデータとの比較）	・参加者の再犯率（10%削減） ・参加者に支給される社会給付（25～30%削減） ・全参加者の合計就労期間（882 カ月の達成）	・収容日数の減少（40%減少） ・雇用準備のイベント参加数 ・雇用日数の増加	・就労率（対照群との差が 5%以上） ・再犯減少率（一人当たり平均収容日数の減少日数 36.8 日以上（8%以上）） ・期間雇用プログラムへの参加人数	・釈放されてから 12 カ月の間の収容日数の減少（対照群の過去のデータに比べ 10%減少）	・再犯率（最低 7.5% 低下）
結果、現状、行政コスト削減の可能性等	※公開情報なし	※公開情報なし	・州は再犯者減少による削減コストを 1,800 万ドルと推計している。	・州は刑務所収容に係る年間コストは平均 6 万ドル/人と推計し、当事業の成功により、780 万ドルのコスト削減を見込む。	少なくとも一つのセッションに参加した対象者は 87%であった。しかし、16～18 歳の再犯者の収容日数は、事前に定められた数値 10%減少を満たさなかった。 ※失敗要因：刑務所内の環境の悪さ、出所後プログラムへの参加率の低さ等。	SIB 導入によって、再犯率の削減は、目標値である 7.5%を上回る 9%の削減となった。 ※成功：受刑者への取組みの成果により、目標を上回る再犯率の削減を達成。ただし、国家プログラムとなり、SIB 案件としては継続されず。

出所：Social Finance, Impact Bond Global Database 等、各種情報より作成

2.2 SIB に係る国内動向

国内における SIB 案件の組成は、2015 年に横須賀市でのパイロット事業からはじまり、2017 年に本邦初となる成果連動型かつ複数年度の本格的な案件が八王子市、神戸市にて組成された。その後、地方自治体が主導する形でパイロット事業を含めて複数の案件が組成されている。2018 年に閣議決定された成長戦略及び骨太の方針では、成果連動型事業を推進する具体的な施策が示された。翌 2019 年度の成長戦略では、SIB の医療・健康、介護、再犯防止を重点分野とし、2019 年度中に 2022 年迄のアクションプランをまとめることが明記された（表 2.2-1）。本邦初となる中央省庁からの SIB 事業発注への期待が高まっている。

表 2.2-1 SIB に係る主な出来事

2015 年	横須賀市	養子縁組のパイロット事業開始
2016 年	政府	「経済財政運営と改革の基本 2016(H28.6 閣議決定)」に「成果志向の事業遂行を促進する社会的成果(インパクト)評価の推進や民間資金の活用により、複雑化・多様化する社会的課題解決の取組に民間の人材や資金を呼び込み、民間の公益活動の活性化を図る」と記載。
	政府	「日本再興戦略 2016(H28.6 閣議決定)」に「ソーシャル・インパクト・ボンドの社会実装に向けた検討を進める」と記載。
	政府	「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016(H28.6 閣議決定)」に「社会的効果を見える化しその達成インセンティブを活用する社会的インパクト投資方式など、官民でリスクシェアをするための方策について更に検討」と記載。
	GSG ¹ 国内 諮問委員会	G8 社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会による「日本における社会的インパクト投資の現状 2016」が公開。
	日本財団	公益財団法人日本財団による「ソーシャル・インパクト・ボンドパイロット事業報告会」を開催。
2017 年	八王子市	東京都八王子市及び兵庫県神戸市において、複数年かつ成果連動型の本格的な SIB 予算が日本で初めて成立。
	経済産業省	経済産業省平成 28 年度健康寿命延伸産業創出推進事業「ソーシャル・インパクト・ボンド導入モデル事業報告会」を開催。
	法務省	再犯防止推進計画にて、民間資金の活用の検討を記載。
2018 年	政府	「未来投資戦略 2018(H30.6 閣議決定)」に「成果連動型民間委託契約方式の活用と普及を促進する。」と記載。また、「経済財政運営と改革の基本方針 2018(H30.6 閣議決定)」に「社会的ファイナンス(成果報酬型民間委託やソーシャル・インパクト・ボンドなど)の活用を促進する」と記載。
	八王子市	八王子市のソーシャル・インパクト・ボンド事業、早期がん発見者数増加に向け、中間成果目標を達成。
	広島県	国内初の広域連携型「ソーシャル・インパクト・ボンド」を組成、クラウドファンディングによる個人投資家からの資金募集も開始。
2019 年	政府	「成長戦略実行計画 2019(R1.6 閣議決定)」に、医療・健康、介護、再犯防止の 3 分野を成果連動型民間委託契約方式の普及を進める重点分野とし、2019 年度中に 2022 年度までの具体的なアクションプランを策定することを明記。

出所：内閣府、各省、各自治体、日本財団の HP、公表資料等より作成

¹ GSG : Global Social Impact Investment Steering Group

以下に、国内における検討段階・パイロット事業を含む SIB 事業の組成状況を示す。

表 2.2-2 国内における SIB 事業の組成状況

都道府県	市町村	対象分野	事業実施状況
			①検討段階 ②パイロット ③本格導入
北海道	札幌市	テーマ検討中	①
千葉県	佐倉市	就労支援	②
	白子町	ヘルスケア	②
東京都	品川区	介護度進行抑制	③
	多摩市	腎機能低下抑止	①
	八王子市	大腸がん検診	③
神奈川県	横浜市 (※)	学習支援	②
	横須賀市	家庭支援	②
長野県	伊那市	健康増進	②
	松本市	認知症予防	②
新潟県	見附市	ヘルスケア	②
大阪府		家庭支援	②
	池田市	自立支援	①
	和泉市	がん検診率	②
	高石市	がん検診率	②
	豊中市	禁煙支援	③
滋賀県	東近江市	まちづくり	②
奈良県	天理市	認知症予防	③
	奈良市	認知症予防	①
兵庫県	尼崎市	就労支援	③
	川西市	ヘルスケア	②
	神戸市	腎機能低下抑制	③
岡山県	岡山市	健康増進	③
広島県	広島県+県内 6 市	大腸がん検診	③
徳島県	美馬市	スポーツ・健康	①
愛媛県	西条市	特産品開発	③
福岡県	うきは市	認知症予防	②
	大川市	認知症予防	①
	大牟田市	介護度進行抑制	①
	古賀市	認知症予防	②
	福岡市	認知症予防	②
	福岡市	適正服薬推進	③
	宗像市	認知症予防	①
熊本県	熊本市	介護度進行抑制	①
	熊本市	認知症予防	②
	合志市	介護度進行抑制	②
大分県		健康増進	②

※横浜市は民間からの寄付金というスキームで運用中

出所：各自治体の HP、SIB に関する公表資料等より作成

以下に、SIB 案件組成の事例紹介として、八王子、神戸市、広島県、天理市、大牟田市、豊中市の事業を記載する。

表 2.2-3 国内における SIB 事業事例の概要一覧（その 1）

	1)	2)	3)
場所	八王子市	神戸市	広島県
プロジェクト名	大腸がん検診受診率向上プロジェクト	腎機能低下抑制プロジェクト	大腸がん検診受診率向上プロジェクト
概要等	検診による大腸がん早期発見者数の増加を目的としたもの。大腸がん検診受診率が特に低い層である前年度大腸がん検診未受診者の医療関連情報を AI の活用により分析、大腸がんのリスク要因に応じてオーダーメイドの受診推奨ハガキを送付。社会的インパクトは、市民の寿命伸長、QOL の維持向上、医療費の適正化。	糖尿病性腎症等のステージの進行、人工透析への移行の予防を目的に、神戸市の国保対象者で、糖尿病リスクの高い者のうち医療機関未受診者および治療中断中の者を対象に、医療機関の受診勧奨および食事療法等の保健指導を実施、対象者の医療機関への受診および生活習慣の改善を通して、糖尿病性腎症の重症化を予防するもの。保健指導プログラム修了率、生活習慣改善率、腎機能低下抑制率を成果指標として、神戸市が委託料を支払う。	検診による大腸がん早期発見者数の増加を目的としたもの。国民健康保険加入者から、前年度大腸がん検診未受診者等を抽出、抽出された対象者の医療関連情報を AI の活用により分析、大腸がんのリスク要因に応じたオーダーメイドの受診勧奨ハガキを送付。社会的インパクトは、市民の寿命伸長、QOL の維持向上、医療費の適正化。
事業主体	株式会社キャンサーズキャン	株式会社 DPP ヘルスパートナーズ	株式会社キャンサーズキャン
中間支援組織	ケイスリー株式会社	一般財団法人社会的投資推進財団 (現：一般財団法人社会変革推進財団)	ケイスリー株式会社
開始時期	2017 年～	2017 年～	2018 年～
期間	3 年	3 年	3 年
事業進捗	継続中	継続中。2018 年に中間払いを実施。	継続中
行政予算 ／うち資金調達額	976 万円 ※うち事業費 887 万円、成功報酬 89 万円	3,183 万円（神戸市の予算計上総額） ※うち事業費 2,456 万円、成果報酬 727 万円	2,229 万円 ※うち事業費 1,84 万円、成果報酬 388 万円
出資者	・SIIF (株式会社みずほ銀行の SIIF への資金拠出を含む) ・デジサーチ (代表取締役・黒越誠治個人の出資を含む)	・SIIF ・SMBC 信託銀行 ・三井住友銀行 (顧客含む)	・SIIF ・みずほ銀行 ・広島銀行 ・ミュージックセキュリティーズ (※6/4 時点で 663 万円をクラウドファンディングで調達)
対象者	前年度大腸がん検診未受診者	神戸市が指定し、DPP 社が参加勧奨した神戸市民の国民健康保険被保険者のうち、医学的な選定条件に該当し糖尿病性腎症等重症化予防指導プログラム開始時点で未受診もしくは治療中断中の者であって、プログラムへの参加を同意し、神戸市が事業対象者として選定した者	40 歳～69 歳の国保加入者等
人数規模	12,000 人	109 人	13,540 人
成果指標等	・大腸がん検診受診率 ・精密検査受診率 ・早期がん発見者数	・プログラム修了率の評価 ・生活習慣の改善状況の評価	・大腸がん検診受診者数 ・精密検査受診率

※SIIF：一般財団法人社会的投資推進財団（現：一般財団法人社会変革推進財団）

出所：各自治体の HP、SIB に関する公表資料等より作成

表 2.2-4 国内における SIB 事業事例の概要一覧（その 2）

	4)	5)	6)
場所	天理市	大牟田市	豊中市
プロジェクト名	認知症予防分野における活脳教室（脳の健康教室）プロジェクト	要支援・要介護者自立支援・重度化防止業務	禁煙への動機づけ・禁煙支援事業
概要等	株式会社公文教育研究会（KUMON）の提供する「脳の健康教室」が認知症予防分野で日本初となる SIB 事業として、奈良県天理市で採用された。	大牟田市内の全通所介護及び通所リハビリテーション施設のサービス内容や利用者の状態を分析した上で、各施設に適したサービスの改善方法を提案・指導。必要に応じて民間事業所自らのサービスも導入して、利用者の要支援・要介護度の維持・進行抑制を目指す。	実施される禁煙プログラムは、スマートフォン専用アプリを活用するほか、看護師などの医療資格保有者によるオンライン面談、自宅に一般用医薬品（OTC）禁煙補助薬を配送することにより、通院の必要なく禁煙支援するもの。6 か月間の禁煙支援プログラムで、支援の開始から終了までオンラインで完結する。
事業主体	株式会社公文教育研究会 教室サポーター	くまもと健康支援研究所	株式会社 CureApp
中間支援組織	株式会社公文教育研究会	株式会社日本総合研究所	一般財団法人社会的投資推進財団（現：一般財団法人社会変革推進財団）
開始時期	2017 年～	2019 年～	2019 年～
期間	1 年	4 年間	3 年間
事業進捗	後続事業が継続中	実施中	実施中
行政予算／うち資金調達額	KUMON が実施	総事業費 約 13,600 千円	約 5,800 万円
出資者	・ KUMON	・ 熊本銀行	・ SIIF ・ 三井住友銀行 ・ 個人投資家（クラウドファンディング）
対象者	事前の MMSE 得点が 26 点未満の高齢者 MMSE：認知能力が記憶能力を簡便に検査するもので、11 の検査項目で 30 点満点。22～26 点で軽度認知障害（MCI）の疑いあり、22 点未満で認知症などの認知障害の可能性が高いと判断される。	大牟田市内の全通所介護及び通所リハビリテーション施設	豊中市在住者及び在勤者
人数規模	20 人	不明	目標 900 人
成果指標等	・ 教室サポーターの研修受講 ・ 教室開講回数、出席率 ・ MMSE の改善	・ 民間事業者の提案（ただし、生活機能の改善を定量的かつ客観的に表す指標） ・ 対象者の要支援・要介護度の改善維持率 ・ 事業費は全額成果連動 ・ 民間事業者が提案した目標値と同等かそれ以上の場合に限り対価を支払う。 ・ 対象者の要支援・要介護度の改善維持率が 10% 以上の場合限り段階的に対価を支払う。（上限 20%）	初回面談から 12 ヶ月後の時点で禁煙継続成功を判定する。 具体的な成果指標は事業者の提案による。 委託料は、成果指標の成果に応じて支払う。

※SIIF：一般財団法人社会的投資推進財団（現：一般財団法人社会変革推進財団）

出所：各自治体の HP、SIB に関する公表資料等より作成

2.3 SIBに関するヒアリング調査

SIBに関する有識者へのヒアリングを以下のとおり実施した。

日付	2019年7月11日（木）
面談相手	明治大学 経営学部 教授 非営利・公共経営研究所 代表 塚本 一郎
主なポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・国内と海外の事業スケールの差。休眠口座はSIBの資金提供者として有望。日本においては、今年度で30～50億円程度、将来的には700億円程度の<u>休眠預金の活用・分配が見込まれる。</u> ・NPO団体によるデータ管理分析の限界。<u>データ分析や資金運用を含めた事業運営能力を考慮すると営利事業者が事業主体となるのが現実的である。</u> ・複数団体による包括的なサービス提供が必要。再犯防止分野では、対象者に対して、心のケア、自己肯定感の醸成、住居提供、就労・就学支援等、<u>包括的なサービス提供が求められるため、各専門性を持つ複数団体による事業体制構築が求められる。</u>

日付	2019年7月18日（木）
面談相手	慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特任講師 伊藤 健
主なポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・NY州ライカーズ島事業でもあったように、<u>矯正施設の出所者が、事業対象者として自発的に集まるのか疑問。</u>矯正施設外でのサービス展開を検討するにあたっては、まず矯正施設内での事業実施、運営、データ管理体制の検討等を踏まえることが望ましい。 ・<u>支払いに紐付かない成果指標による、事業実施期間中の進捗管理や事業内容の修正が重要である。</u> ・パイロット事業であっても心理指標や行動指標の把握をするようなプログラムであれば、対象者数は100名程度の想定が望ましい。

日付	2019年9月5日（木）
面談相手	一般財団法人社会的投資推進財団（現：一般財団法人社会変革推進財団）
主なポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・ロジックモデルは、最終成果からバックキャストして作成し、実現可能性と最終成果までの因果関係の明確さや強さなどを考慮していくことが望ましい。 ・検討中の事業内容案（案件①）のロジックモデルとしては、最終成果を「再犯防止」とおいて整理することとなる。

2.4 文献調査及びヒアリング調査のまとめと考察

下表は、国内外の文献調査や有識者に対するヒアリングの結果に基づき、再犯防止に関わる SIB 案件組成に向けたヒントや考察等を整理したものである。

表 2.4-1 再犯防止に関わる SIB 案件組成に向けたヒント／考察等

カテゴリ	観点	ヒント／考察等
1) 背景	背景・環境は日本と異なる。	<ul style="list-style-type: none"> ・米国・ニューヨーク州ライカース島の事例（唯一の SIB 失敗例）では、中間支払い基準を達成せず、事業継続を断念した。その失敗要因としては、対象者がモラル教育を受けても、刑務所内での非対象者との接触や、出所後の周辺環境から、モラル教育で受けた内容と矛盾するような暴力、言葉の暴力があふれている状況であったためと考えられる。
2) スキーム	事業主体の多くが NPO である。	<ul style="list-style-type: none"> ・米国・マサチューセッツ州、米国・ニューヨーク州ライカース島等の事例では、NPO が長年にわたり公的セクターに対してサービス提供を実施。 ・米国・マサチューセッツ州、米国・ニューヨーク州ライカース島等の事例では、人的、金銭的にリソースの潤沢な NPO の存在がある。 ・日本においても公的セクターとの協業実績のある NPO 法人は多数あるが、SIB 事業の事業主体となった事例は未だない。 ・なお、明治大学 塚本一郎教授によれば、データ分析や資金運用を含めた事業運営能力を考慮すると、営利事業者が事業主体となるのが現実的である。 ・ただし、NPO 法人であっても事業運営能力や規模の大きさなどによっては、事業主体となることも可能である。
	コレクティブ（集合的）な事業体制構築が求められる。	<ul style="list-style-type: none"> ・明治大学 塚本一郎教授によれば、再犯防止分野では、対象者に対して、心のケア、自己肯定感の醸成、住居提供、就労・就学支援等、包括的なサービス提供が求められるため、各専門性を持つ複数団体による事業体制構築が求められる。
3) 資金	金額規模が大きく、資金調達が多様性がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・海外では寄付文化が浸透している。日本における寄付文化の成熟にはまだ時間がかかると思われる。 ・資金調達の多様性として、英国における SIB 組成に係る資金調達の拡大の一因は、休眠預金を活用した資金調達スキーム（Big Society Capital）の存在にある。ただし、これまで再犯防止分野の事業には適用されていないと思われる。 ・日本においても、2019 年 1 月に、休眠預金等活用法の定める休眠口座の指定活用団体に JANPIA が選ばれた。2019 年秋には資金分配団体が選ばれ、今年度で 30～50 億円程度、将来的には 700 億円程度の休眠預金の活用・分配が見込まれる。日本においても SIB 組成の資金源として休眠預金の活用の検討の余地は大きい。
4) 事業内容	矯正施設外でのサービス提供に伴う事業のリスク。	<ul style="list-style-type: none"> ・慶應義塾大学大学院 伊藤健特任講師によれば、米国・ニューヨーク州ライカース島の事例でもあったように、矯正施設の出所者が、事業対象者として集まるのか疑問。 ・矯正施設外のサービス展開を検討するにあたって、在所中からサービス事業者との接触やサービス利用に向けた周知を図るなど、支援対象者による事業参加への動機付けについて特段の配慮が必要である。
	居場所や安定した収入源の確保の重要性。	<ul style="list-style-type: none"> ・再犯防止分野の SIB 事業では、NZ・オークランド、オランダの事例のように、就労・就学に向けたトレーニングや居住の確保、家族や社会との関わりの再構築など、居場所や収入の確保を目指す事業が数多く見られる。
	心理面への介入の	<ul style="list-style-type: none"> ・再犯防止分野の SIB 事業では、NZ・オークランド、米国・オクラホマ州の事例のように、就労・就学や居住の確保を目標におくプロジェ

カテゴリ	観点	ヒント／考察等
	重要性。	クトにおいても、心理・精神面でのサポートを介入内容に含むのが一般的である。
	事業の実施・評価期間は長期にわたる。	<ul style="list-style-type: none"> ・海外の再犯防止分野の SIB 事業では、平均年数は 5 年弱である。効果測定の間を含めると 7 年を超えるものもある。行政による長期的な案件へのコミットが必要となる。 ・英国・ピーターバラ刑務所の事例をはじめ報酬が支払われた事例では、行政側と事業主体側との間で、評価指標や支払条件の設定などについて合意形成のための検討が十分に行われた。
	評価方法は国により異なる。	<ul style="list-style-type: none"> ・米国では、ランダム化比較試験 (RCT) 等客観的なサンプル収集の採用が見られる。 ・英国では、RCT の活用は見られず、評価結果を統計的に分析するアプローチが取られている。
	成果指標は、業務を成功へと導く指標でもある。	<ul style="list-style-type: none"> ・慶應義塾大学大学院 伊藤健特任講師によれば、定期的な成果指標の評価により、業務内容を調整していくことが成功につながっている。支払い条件に紐付かない成果指標の設定が重要である。

出所：Social Finance, Impact Bond Global Database、有識者ヒアリング等、各種情報より作成

3 S I B の手法を用いた案件組成

再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）では、再犯の防止等の推進に関する法律（以下「推進法」という。）に掲げられた基本理念をもとに5つの基本方針を設定しており、犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰できるようにすることで、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するために、個々の施策の策定・実施や連携に際し、実施者が目指すべき方向・視点を示している。その上で、115 に及ぶ再犯の防止等に関する具体的施策を7つの重点課題に整理して掲げ、法務省のみならず、警察庁、厚生労働省、文部科学省、国土交通省等多くの関係省庁が連携して各種施策に取り組むこととしている。

表 3-1 推進法の基本理念

1	犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
2	犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
3	犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
4	調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

表 3-2 推進計画の5つの基本方針

①	「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
②	刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
③	犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
④	犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
⑤	再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

表 3-3 推進計画の7つの重点課題

①	就労・住居の確保
②	保健医療・福祉サービスの利用の促進
③	学校等と連携した修学支援
④	特性に応じた効果的な指導
⑤	民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進
⑥	地方公共団体との連携強化
⑦	関係機関の人的・物的体制の整備

再犯防止等に関する施策の指標のうち、成果指標の一つである出所受刑者の2年以内再入率については、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）において、2021年（令和3年）までに16%以下にするとの数値目標が設定され、取組みが進められている。また、少年院出院者の2年以内再入院率については、同じく、2021年（令和3年）までに8.8%以下にするとの数値目標が設定され、取組みが進められている。

なお、下表は、令和元年犯罪白書より、平成26年の出所受刑者と少年院出院者について、5年以内の

再入所の人数と比率を整理したものである。

表 3-4 平成 26 年の出所受刑者の再入率

26 年出所受刑者人員	再入所者人員				
	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年
24,651	1,074	4,569	7,056	8,542	9,514
100.0%	4.4%	18.5%	28.6%	34.7%	38.6%

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

注 2 「再入所者人員」は、各年の年末までに再入所した者の累積人員である。

平成 26 年出所受刑者の再入率は、約 4 割の者が 5 年以内に再入所しており（38.6%）、そのうちの半数が 2 年以内に再入所している（18.5%）。

表 3-5 平成 26 年の少年院出院者 5 年以内の再入院率と再入院・刑事施設入所率

① 再入院

26 年出院者人員	再入院者人員				
	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年
3,126	100	325	430	470	485
100.0%	3.2%	10.4%	13.8%	15.0%	15.5%

② 再入院・刑事施設入所

26 年出院者人員	再入院・刑事施設入所者人員				
	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年
3,126	103	357	514	622	694
100.0%	3.3%	11.4%	16.4%	19.9%	22.2%

注 1 矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

注 2 「再入院者人員」は、各年の年末までに、新たな少年院送致の決定により再入院した者の累積人員である。

注 3 「再入院・刑事施設入所者人員」は、各年の年末までに、新たな少年院送致の決定により再入院した者又は受刑のため刑事施設に初めて入所した者の累積人員である。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

再入院率は、2 年以内で 10.4%、5 年以内に再入院した 15.5%のうちの約 7 割にあたる。また、再入院・刑事施設入所率は、2 年以内で 11.4%、その後も緩やかに上昇し 5 年以内では 22.2%にもなる。

また、法務総合研究所の研究部報告の再犯防止等に関する研究（2019）においては、再犯防止に向け、受刑者が刑務所を出所した後、①問題に主体的に取り組む意欲を持たせること、②周囲との良好な対人関係を構築・維持させること、③犯罪と関わりのない生活を送るための多様な資源を持たせること、④実体験に裏打ちされた自信を持たせることに留意点した適切な指導・支援が求められるとしている。

このように従来より施設内及び社会内において、少年院を出院した者や刑務所を出所した者に対して、適宜、引き継がれる形で様々な支援が行われてきたが、少年院に在院中から出院後、また、刑務所に入所中から出所後にわたって継続的に一貫した支援は困難な状況にあった。

今般、SIB の手法を用いた案件の組成を検討するにあたっては、既存の支援を損なうことなく、継続的で一貫した支援が導入できる余地にも着目し、非行少年に対する継続的な学習支援の実施と、ギャング等依存のある刑務所出所者等に対する支援を取上げた。

3.1 案件① 非行少年に対する継続的な学習支援の実施

3.1.1 事業内容の検討

1) 事業目的

非行少年に対する継続的な学習支援として検討した事業は、出院後2年以内の再入院率の低減を目指し、少年院在院中に復学又は進学を希望する者を対象に、長期の支援を行うものである。具体的には、在院中から学習支援計画の策定や学習支援を開始して、少年院から出院後、最長2年間、支援を継続し、学力の向上、居場所作り、希望した進路の実現や継続、再犯防止を目指すものである。

(1) 事業の背景

①非行少年に対する学習支援の重要性と課題

我が国の高等学校等への進学率は、98.7%（平成30年学校基本調査）であり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にあるが、その一方で、少年院入院者の25.3%（平成30年矯正統計年報）が、中学校卒業後に高等学校に進学していない。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の40.1%（平成30年矯正統計年報）が高等学校を中退している状況にある。

また、少年院出院者のうち、更生意欲が高い群であるデシスタンス群は再入院した群と比べて優位に就学中の者の割合が高いとの研究結果があり（法務総合研究所、2018）、就学の継続が再非行の防止に寄与すると考えられる。

少年院においては、高等学校卒業程度認定試験受験指導や教科指導の実施、修学支援デスクによる復学や進学に係る情報提供等支援の実施など、様々な学習支援を実施しているものの、少年院出院者の14%（平成30年矯正統計年報）は、進学先が決まらないまま進学希望の状態で出院する状況にあり、少年院出院後の学習を持続することができず再非行や再犯に至る事例があることや、保護観察終了者に対して、刑事司法関係機関として支援の継続ができないなどの課題がある。

刑事司法関係機関の持つノウハウだけでは、これらの課題に対して対応することが困難であることから、学習支援において先駆的な取り組みを行う民間事業者のノウハウを導入する必要がある。

②非行少年に対する学習支援が案件として適している理由

学習支援は、NPO法人や民間企業など様々な主体が、それぞれの特長を活かし、引きこもり、不登校等の青少年が持つ多様なニーズに対応した学習支援を実施しているところであり、これらの主体が、少年院在学中から出院後の一貫した学習支援を実施することで、更なる成果の向上が見込まれる。

③非行少年に対する学習支援による便益

非行少年に対する継続的な学習支援によって少年が立ち直った場合の便益は、例えば、少年院の入院に係るコストが不要となるといった財政的な価値の他にも、少年本人が将来的にも所得が純増したり、地域経済の成長にも貢献し得たりといった経済的な価値、また、治安の改善や犯罪の減少など、より広い社会便益といった社会的な価値にもつながるものと考えられる。

例えば、引きこもりをしていた人への就労支援の結果、就労が達成できた便益について、SROI（Social Return on Investment：社会的投資収益分析）を用いて評価した事例では、対象者には、就労達成による

収入の増加がもたらされ、政策側には、対象者の就労達成による納税の増加および社会保険料の拠出増加がもたらされたと位置づけて定量的に推計された（貨幣換算された）ケースがある¹。また、それ以外にも、対象者に対して公的給付等があった場合には、その削減分を推計することなども可能となる。

推計値という点では、どのような前提のもとで、どのような範囲について推計するかによって、得られる結果も大きく変わってしまう部分もあるが、実際のところ、非行少年が立ち直り、生涯にわたって再非行・再犯することなく過ごすことができれば、財政、経済、社会など多方面に価値をもたらす得ることとなる。

本事業によってもたらされる財務的な効果は、事業実施の支出の合計と削減が期待される費用の差額として表すことが可能である。

現段階では、事業実施の支出の積算に必要な情報が不十分であるため、再入院に係る、審判から保護観察に至るまでの費用の具体的な数値を示すことができない。

ここでは、参考として、少年院及び少年鑑別所における被収容者 1 人当たりの収容費を示す。

表 3.1-1 少年院及び少年鑑別所の被収容者の収容費（平成 31 年度予算）

	被収容者の収容費(※)	
	1人1日あたり	1人あたり(4週間または1年間)
少年鑑別所	5,957 円	166,796 円 (4週間、28日分として)
少年院	4,146 円	1,517,436 円 (1年間、366日分として)

(※) ただし、上記経費には、収容人数に連動しない経費を含むため、少年鑑別所への再入所者や少年院への再入院者が減少しても、これら経費すべてが削減されるというものではない。

また、立ち直った少年が、仮に、20歳から60歳までの40年間会社勤めをして、平均的な給与を得ると仮定した場合の、納税額、健康保険料、厚生年金保険料を試算した。保険料については本人負担分に加え、会社負担分を加えると、40年間で約5,400万円、年間で約135万円になる。

表 3.1-2 40年間の会社勤めで支払う納税額、健康保険料、厚生年金保険料の試算

前提等	項目	数値	単位	記号	計算式等
厚生労働省 平成30年賃金構想基本統計調査	平均賃金月額	306,200	円/月	a	標準報酬月額 300,000円
	平均賃金年額	3,674,400	円/年	b	a×12
所得税（課税される所得金額が330万円を超え、695万円以下の場合）	所得税率	20%		c	
	控除額	427,500	円/年	d	
	所得税（年額）	307,300	円/年	e	b×c - d
健康保険料（標準報酬月額300,000円の場合）	健康保険料 本人負担	14,805	円/月	f	
	健康保険料 本人負担（年額）	177,660	円/年	g	f×12
	健康保険料 本人負担（40歳から）	17,490	円/月	h	
	健康保険料 本人負担（40歳から）（年額）	209,880	円/年	i	h×12
厚生年金保険料（標準報酬月額300,000円の場合）	厚生年金保険料 本人負担	27,450	円/月	j	
	厚生年金保険料 本人負担（年額）	329,400	円/年	k	j×12

¹ 「マクロソフトコミュニティ ITスキルプログラム「若者UPプロジェクト」(第4年次:2013年度) ITを活用した若者支援プロジェクト) SROIによる第三者評価報告書」(株) 公共経営・社会戦略研究所

前提等	項目	数値	単位	記号	計算式等
少年が成人してから 60 歳になるまで 40 年間の本人支払額		33,218,800	円	l	$e \times 40 + g \times 20 + i \times 20 + k \times 40$
少年が成人してから 60 歳になるまで 40 年間の会社負担の保険料		20,926,800	円	m	$g \times 20 + h \times 20 + k \times 40$
合計		54,145,600	円	n	$l + m$

注 現在の賃金や所得税率、各種保険料等に基づき 40 年分を単純に積算しており、現在価値の割引は行っていない。

2) 介入の対象者

(1) 選定対象者

選定対象者は、一定数の選定対象者を確保するとともに、受託事業者が支援を実施するにあたっての利便性を考慮して、次のとおりとする。

少年法第 24 条第 1 項第 3 号の保護処分に付されている者で復学、進学等の学習支援を希望する者のうち、出院後、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県及び大阪府に帰住を予定する者（仮退院の場合、東京（本庁、立川支部）、さいたま、千葉、横浜、名古屋、大阪（本庁、堺支部）のいずれかの保護観察所に係属することが見込まれる者）

(2) 支援実施対象者

学習支援を必要とする在院者をできる限り多く選定できるように、基準は、次のとおりとする。

選定対象者のうち、以下①ないし③の全ての選定基準を満たす者であり、また、受託事業者と法務省において、支援の実施について同意がなされた者

- ①支援を受けることについて、本人及び保護者の同意が得られること。
- ②復学、進学等の学習支援が当人の再非行・再犯防止に資することが期待できること。
- ③令和 4 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月末日までの間に仮退院予定であること。

なお、③の基準は、在院中 3 か月、出院後最長 2 年間の支援期間を確保するため設けている。

(3) 想定支援対象者数

支援期間を在院中 3 か月、出院後最長 2 年間確保するため、選定期間を 3 年間として、想定支援対象者数は、次の通りとする。

645 人

※出院者の進路が「復学決定」、「進学決定」又は「進学希望」である者 447 人（平成 30 年矯正統計年報）

※2 号観察開始人員のうち、東京、さいたま、千葉、横浜、名古屋、大阪の保護観察所に係属する者の割合 48%（平成 30 年保護統計年報から算出）

※選定期間は 3 年間

$$447 \text{ 人} \times 0.48 = 215 \text{ 人/年}$$

$$215 \text{ 人} \times 3 \text{ 年間} = 645 \text{ 人}$$

（復学希望者 193 人（30%）、進学希望者 452 人（70%））

(4) 選定方法

具体的な選定方法の一例として、次のような手順が想定される。

- ①在院中を通じて法務教官が前述の選定基準に照らして、選定対象者の候補を抽出する。
- ②選定対象の候補者が1級となった段階で、社会復帰支援の一環として、院内での面談（面会、特別三者面談など）を通じて、本人及び保護者に対して事業内容を説明し、同意の意思を確認する。

3) 介入プログラムの概要

(1) 支援対象者及び支援内容の概要

非行少年に対する継続的な学習支援の対象者及び内容の概要は、次のとおり。

支援対象者：少年院在院時に復学又は進学を希望する者等、継続的な学習支援を必要とする者

支援内容：・通信高校への就学や基礎学力向上支援

- ・再犯防止や就学や就労等の安定した生活の実現に資する知識及び技術の付与（資格取得支援や読解力向上）
- ・学習支援を通じた居場所作り

(2) 実施内容

主な支援内容は、学習そのものを支援すること、必要となる情報を提供すること、学習への取組みを支援することなどを想定している。

①学習支援計画策定

②継続的な状況把握と学習支援計画の見直し

③学習支援の実施

ア 復学支援

- (ア) 基礎学力（読解力を含む）の付与，向上
- (イ) 復学先の情報提供
- (ウ) 復学先の学習進捗状況に合わせた学力付与（復学前）
- (エ) 復学先での学習支援（復学後）
- (オ) 復学先卒業後の進路に応じた学習支援

イ 進学支援

- (ア) 基礎学力（読解力を含む）の付与，向上
- (イ) 進学希望先の情報提供
- (ウ) 受験指導
- (エ) 進学先での学習支援
- (オ) 進学先卒業後の進路に応じた学習支援

(カ) 通信制高校への入学支援

(キ) 通信制高校入学後の学習支援

ウ 各種の検定・認定等の取得支援（高等学校卒業程度認定試験等の受験指導等）

(ア) 各種の検定・認定等の情報提供

④学習環境の整備

ア 学習に必要な物品等の補助

イ 学習支援を実施する拠点の提供（東京、さいたま、千葉、横浜、名古屋、大阪に各1拠点）

ウ 学習の継続に有用な社会資源情報の提供

支援を提供する時期を少年院内、保護観察期間、保護観察終了後の3つに分けて、それぞれの時期に行われる支援内容について整理したのが次表の通り。

表 3.1-3 非行少年の立ち直り支援の事業内容

	少年院内	保護観察 期間中	保護観察終了 後
①学習支援計画策定			
ア 学力測定（読解力含む） 基礎学力テスト、リーディングスキルテスト（RST）の実施			
イ ニーズ調査 面接等	○	○	—
ウ 関係者（保護者、少年院職員、保護観察所職員等）との調整			
エ 計画策定			
②学習支援計画の見直し 学習支援を通じて継続的に対象者の目標に向けた達成状況を把握し、定期的又は臨時に、支援計画を見直し、関係者と調整。	○	○	○
③学習支援 ア 復学支援			
（ア）基礎学力（読解力を含む）の付与、向上	○（個別）	○	○
（イ）復学先の情報提供	△	○	○
（ウ）復学先の学習進捗状況に合わせた学力付与（復学前）	○（個別）	○	○
（エ）復学先での学習支援（復学後）	—	○	○
（オ）復学先卒業後の進路に応じた学習支援	—	○	○
③学習支援 イ 進学支援			
（ア）基礎学力（読解力を含む）の付与、向上	○（個別）	○	○
（イ）進学希望先の情報提供	△	○	○
（ウ）受験指導	○（個別）	○	○
（エ）進学先での学習支援	—	○	○
（オ）進学先卒業後の進路に応じた学習支援	—	○	○
（カ）通信制高校への入学支援	○（個別）	○	○
（キ）通信制高校入学後の学習支援	○（個別）	○	○
③学習支援 ウ 各種の検定・認定等の取得支援	—	○	○
（ア）各種の検定・認定等の情報提供	△	○	○
④学習環境の整備			
ア 学習に必要な物品等の補助			
イ 学習支援を実施する拠点の提供（東京、さいたま、千葉、横浜、名古屋、大阪に各1拠点）	△	○	○
ウ 学習に有用な社会資源情報の提供			

※（個別）と記載しているものについて、少年院内での支援については、個別支援とし、対象者を集合させての講義等は想定しない。
△については、既存の制度において少年院において行っている支援を踏まえ、追加での支援を想定。

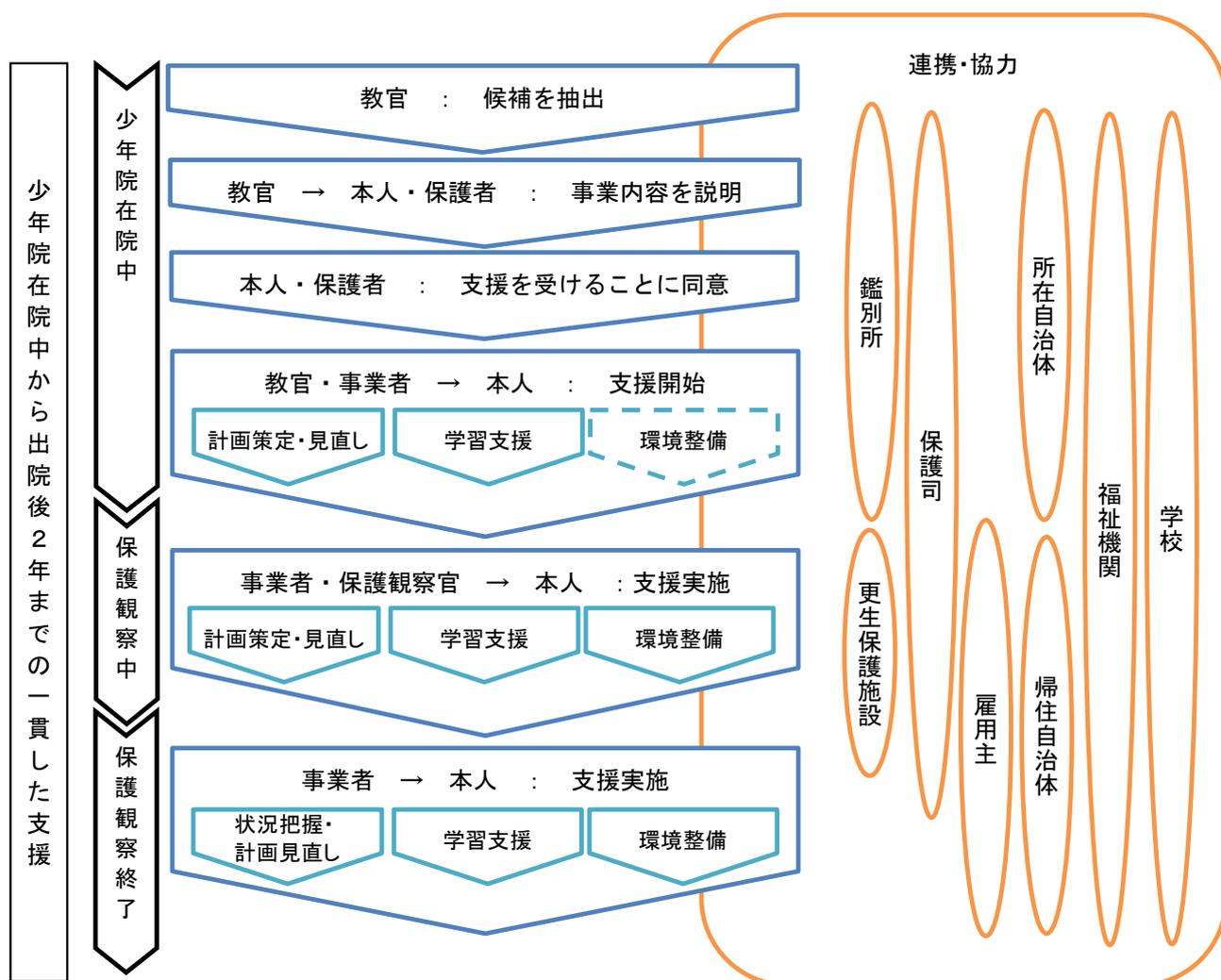


図 3.1-1 事業の流れ (イメージ)

4) 事業の実施期間 (スケジュール)

(1) 契約期間

令和3年4月から令和8年3月末日まで (5か年)

(2) 支援対象者への支援実施期間

在院中3か月, 出院後2年以内

「再犯防止に向けた総合対策」において数値目標として設定された「出所等した年を含む2年間における刑務所等に再入所する者の割合 (以下「2年以内再入率」という。)」を本事業における成果指標の一つとするため。

(3) 事業準備から初年度の事業スケジュール

上記を踏まえた、事業準備から初年度にかけての事業スケジュールは以下のとおりである。

表 3.1-4 事業準備から初年度の事業スケジュール

項目	目安	令和2年度												令和3年度												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
予算要求	～7月	■																								
概算決定	～1月					■																				
公募準備	2、3月												■													
公募開始	3、4月												■													
提案・選定	2カ月程度													■												
契約交渉	2カ月程度															■										
少年院等への事業周知	4月～													■												
対象者の抽出・選定開始	5月～																									
事業開始(院内)	10月～																									
事業開始(院外)	1月～																									

なお、事業者が必要に応じて資金調達したり、コンソーシアム協定を締結する場合には、表中の公募開始のタイミングで着手して、調整を進めることとなる。

(4) 支援実施と評価のスケジュール

支援実施対象者数の推移は次図の通り。

表 3.1-5 支援実施と評価・支払のスケジュール

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
令和3年度の新規参加者	■					
令和3年度新規参加者への支援期間	■		■			
令和3年度新規参加者への2年以内再入率				■		
令和4年度の新規参加者		■				
令和4年度新規参加者への支援期間		■		■		
令和4年度新規参加者への2年以内再入率				■		
令和5年度の新規参加者			■			
令和5年度新規参加者への支援期間			■		■	
令和5年度新規参加者への2年以内再入率					■	
令和6年度の新規参加者				■		
令和6年度新規参加者への支援期間				■		
前年度の事業の評価・支払い		●	●	●	● ●	

表中最下行の前年度の事業の評価・支払いの令和7年度分については、令和7年度中に行う必要があると想定した。本事業が令和3年度から5か年での国庫債務負担行為による契約（契約期間は令和3年4月から令和8年3月末まで）となるならば、令和7年度分の事業支払いは、令和7年度中に行う必要があると考えられるため。

また、2年以内再入率の観点から、本事業は、在院3か月、令和4年1月1日から仮退院予定の者を対象とする想定のため、令和4年1月に仮退院した者は令和5年12月以降、2年以内再入率の評価が可能となる。本事業は令和7年度末に終了するため、令和6年1月以降に支援を開始する者に対しては、2年以内再入率の評価の対象外となる。

5) 想定される実施体制

(1) 想定される契約関係

法務省と事業者との契約関係については、一般的に次に示すようないくつかの契約関係が想定される。

表 3.1-6 主な契約関係のパターン

	契約関係図	概要	メリット	デメリット
① 単一企業契約型		<ul style="list-style-type: none"> 法務省と事業者等が1対1で契約締結するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 法務省との契約関係は単純（契約締結や業務等の管理などの手間や負担が少ない）。 法務省が委託先を管理しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務内容等が1社で対応できる範囲に限定される。
② 再委託型		<ul style="list-style-type: none"> 上記に加えて、事業者等から必要に応じて再委託するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 法務省との契約関係は単純（契約締結や業務、委託先等の管理などの手間や負担が少ない）。 複数の事業者が事業実施するため、1社が実施するよりも事業内容が充実しうる。 	<ul style="list-style-type: none"> 事前に事業体制が明らかになりにくい。 法務省が再委託先まで管理しにくい。
③ コンソーシアム・代表企業契約型		<ul style="list-style-type: none"> 法務省とコンソーシアムが契約するもの。 法務省と代表企業が契約を締結。 コンソーシアムの構成員間で、別途協定を締結。 	<ul style="list-style-type: none"> 法務省との契約関係は単純（契約締結や業務等の管理などの手間や負担が少ない）。 事前に事業体制が明らかとなる。 複数の事業者が事業実施するため、1社が実施するよりも事業内容が充実しうる。 	特段なし
④ コンソーシアム・各構成企業契約型		<ul style="list-style-type: none"> 法務省とコンソーシアムが契約するもの。 法務省とコンソーシアムの各構成員が契約を締結。 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の提案により事業内容を充実させることが可能となる。 事前に事業体制が明らかとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 法務省との計画関係は複雑（契約締結や業務、委託先等の管理などの手間や負担が多い）。

国内における SIB 先行事例においては、発注者と事業者との契約詳細を確認することは困難であるが、公開されている実施体制から推察すると、発注者から 1 社の事業者へ発注する単一企業契約型である（4.3.1 八王子市、4.3.2 神戸市など）と考えられる。また、海外における SIB 先行事例においては、複数の事業者が協働しているケースを確認することができることから（4.2.2 米国・カリフォルニア州・ロサンゼルス、4.2.11 米国・ニューヨーク州ニューヨーク市など）、再委託やコンソーシアム等の方式で契約していると考えられる。

法務省が効率的に事業を把握・管理することを念頭に置くと、複数の事業者からなるコンソーシアムを構成させたうえで、代表企業と契約締結するスキーム（③コンソーシアム・代表企業契約型）が現状では特段のデメリットが見当たらない点で望ましいものといえる。

(2) 想定される事業スキーム

本事業におけるスキームは、次図のとおり。

図中の実線による囲みに示すように、法務省とコンソーシアムの代表企業間で業務委託契約を締結し、事業者は対象者にサービスを提供し、法務省は、成果に応じた委託料をコンソーシアムに支払うものとする。

また、図中の点線による囲みに示すように、必要に応じて、法務省は評価機関に評価を委託したり、事業者は、アドバイザーへの業務委託契約の締結や、資金提供者や各種の関係者と連携したりしながら、事業を進めることとなる。

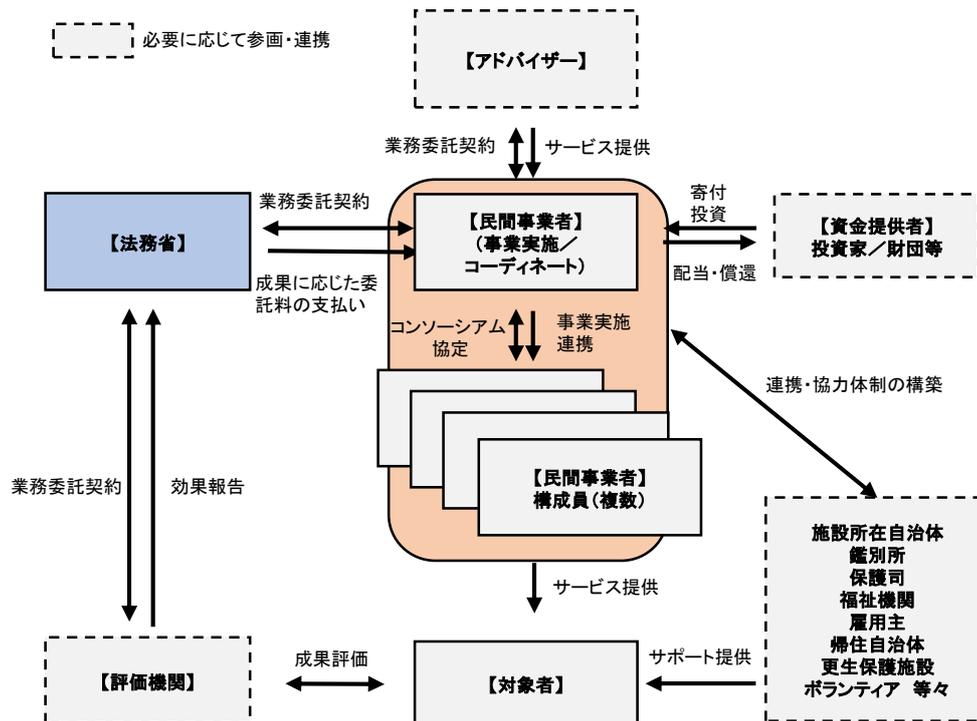


図 3.1-2 学習支援における SIB 案件組成スキーム (案) (コンソーシアム型)

(3) 学習支援に関する事業者候補

学習支援に関するサービスを提供する事業者は様々存在し、また、サービスの提供方法もまた様々である。こうした事業者の中には、少年院内で行われる事業に関わった実績を持つ事業者や、本事業で実

施される事業内容への対応が可能であると期待できる事業者も含まれている。

また、事業者候補以外にも、事業実施に必要となる教材やツール、システム等を提供する業者との連携も必要となると想定される。具体的には、各種の学力テスト等の実施事業者、タブレットなど携帯端末を活用した学習プログラム等を提供する事業者などに対して、コンソーシアム協定を締結したり外部委託契約を締結したりすることとなると考えられる。

6) 想定される事業実施地域

(1) 実施場所

①少年院

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、大阪府に所在する少年院に在院する者への少年院在院中の学習支援は、受託事業者が当該少年院に来院することを想定。

他の地域に所在する少年院に在院する者への少年院在院中の学習支援は、受託事業者が最寄りの保護観察所に来所し、当該少年院との間でのテレビ遠隔通信システムを利用した通信により行うことを想定。

②受託事業者において学習支援を行うことができる拠点

東京、さいたま、千葉、横浜、名古屋、大阪に各1拠点

③受託事業者と支援対象者において調整の上定める適宜の場所（支援実施対象者の自宅等）

(2) 関連機関等

①保護者 少年院在院中は、少年院を通じて連絡調整を行う。

②少年院

③保護観察所

④学校（復学先／進学先）

7) 事業内容に関する課題と対応策

(1) 事業者の事業実施体制

本事業では、数多くの対象者に支援することとなるので、学力レベルや意欲は多様となると考えられる。そのためには、多種多様で多量な支援が提供できる体制が求められる。

こうした状況に対応するためには、事業者が単独で本事業に参画するのではなく、複数の事業者でコンソーシアムを構成するなどして参画することが望ましいと考えられる。

(2) 事業実施にあたっての公平性の担保と注力する程度とのバランス

本事業は公的資金で実施されるため、事業目的でもあり成果報酬にも関連する指標を達成するために、数多くの対象者に向けられた支援内容について、事業者側が公平性のある取組みとすることと、目標達成に向け集中的に取り組むこととのバランスをとるのは容易ではない。

あらかじめ、個別の支援対象者に対して許容される注力可能な範囲（程度）を設定しておくことは容易ではないため、事業の実施状況を踏まえながら、個別に検討を重ねていく必要がある。

3.1.2 成果指標・評価方法の検討

1) 成果指標及び評価デザイン

(1) ロジックモデル

以下に当事業に係るロジックモデルを示す。

非行少年に対する継続的な学習支援の実施によるインパクトは、非行少年が社会復帰・定着を果たすことによって、再犯による被害者が減少し、再入院率の低下に結び付き、関連するコストの削減が実現することである。

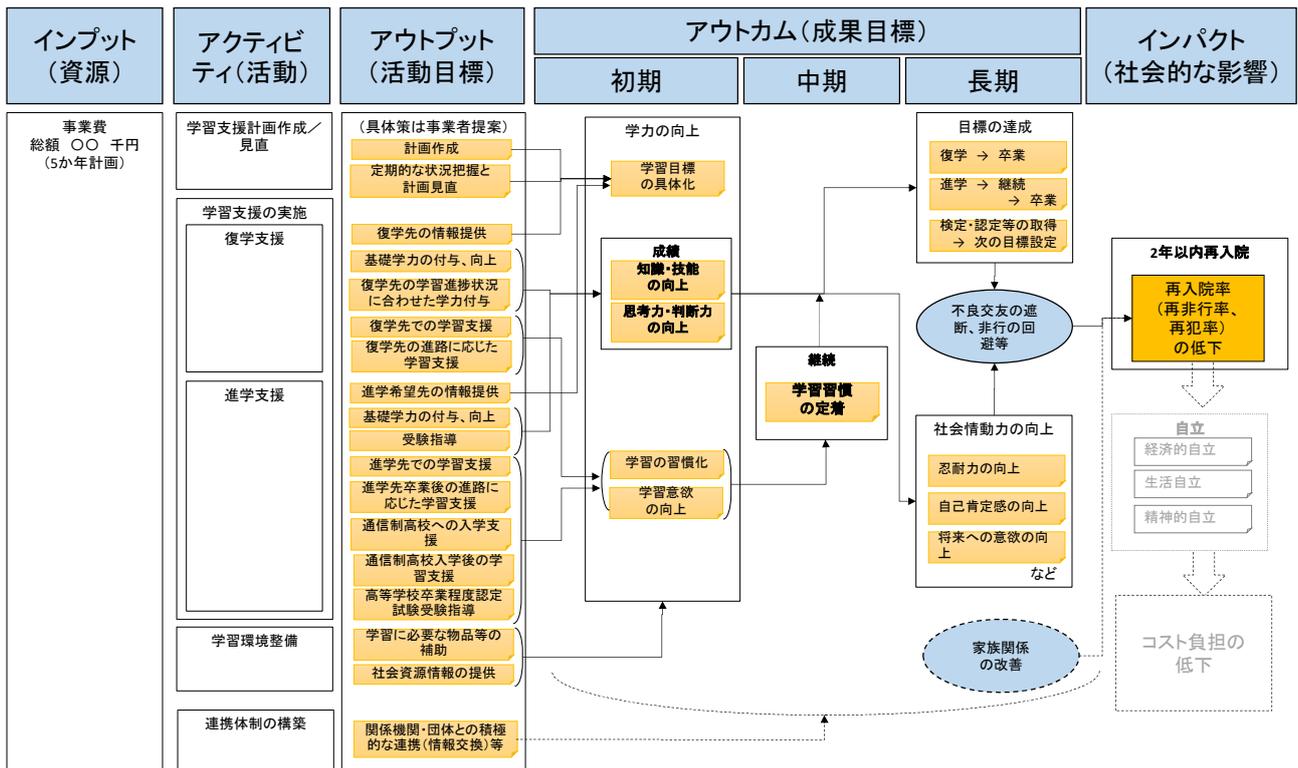


図 3.1-3 学習支援におけるロジックモデル

出所:「社会的インパクト 評価ツールセット 教育 Ver2.0」GSG 国内諮問委員会 社会的インパクト評価ワーキング・グループなどを参考に作成

(2) 成果指標

ロジックモデルより、評価指標になり得る項目として、以下が挙げられる。

表 3.1-7 各種の評価指標

アクティビティ、アウトプット、アウトカム	評価指標	収集するデータ
目標の設定	・取組む内容やスケジュールの具体性	・目標設定されたプロセスと設定された目標の内容
継続的な状況把握・目標の見直し	・見直しの実施状況	・見直しを実施されたプロセスと見直された目標の内容
学力向上	・各種のテスト結果等に基づく向上率	・各種のテスト結果 (総合的な/部分的な、得点や合格可能性など)

アクティビティ、アウトプット、アウトカム	評価指標	収集するデータ
学習の習慣化、継続	・取組みの頻度や問いかけへの応答状況等に基づく継続状況	・取組みの頻度は、本人に対するアンケートやインタビューの結果、あるいは事業者が提供するサービス（通信機能があるツール等）の利用状況など ・応答状況は、出席状況や課題等の提出状況等
目標達成	・達成状況	・取組んでいる学習分野におけるカリキュラム等における進捗状況。例えば、単元の進み具合や到達度、総合的な、または項目別での合格可能性といった判定結果など。
社会情動力	・忍耐力、自己効力感、将来への意欲など	・本人、家族、関係者の意見（アンケートやインタビュー結果）
家族関係	・家族関係の状況	・本人、家族、関係者の意見（アンケートやインタビュー結果）
目標達成や非行回避	・再入しなかった場合／した場合どちらもそのような結果になった原因・理由	・本人の意見（アンケートやインタビュー結果）
学習環境整備	・環境整備の状況	・実施された内容や頻度
連携体制の構築	・連携体制構築の状況	・実施された内容や頻度
2年以内再入状況	・再入状況	・本人が2年以内に再入しなかったかどうか

これらの成果指標の他にも、事業者からの提案を受けることも可能である。

また、アンケートやインタビューの質問項目については、測定したい内容に沿ったものとするためには、当該分野の専門家のアドバイスが必要となることもある。

これら各種の評価指標について、成果支払いとの関係性を整理するために、事業目的との関連性、インセンティブの適切性、業務管理上の有用性の観点から評価した¹。

- ・事業目的との関連性とは、その指標が事業目的の達成度を直接表すことができるかどうかという観点で有望度合いを整理した。
- ・インセンティブの適切性とは、事業者による取組みの成果としてその指標を捉えることができ、事業者のやる気を引き出すことができるかどうかという観点で有望度合いを整理した。
- ・業務管理上の有用性とは、事業実施による成果とは別に、事業者による事業実施の進捗確認に役立つものかどうかという観点で整理した。

例えば、目標の設定や見直しは、学習支援を行う上では必要不可欠なものであるが、他の指標と対比した際に、そのこと自体が事業目的の達成や、事業者による取組みの成果として評価するには、やや有望度合いが下がると評価した。その一方で、目標の設定や見直しを行っているということや、設定した具体的な内容やスケジュールは、事業者が具体的に事業を行ったことを示しうるため、業務管理上の有用性という点では有望であるものと評価した。

また、対象者の学力を向上させるための支援は、事業者にとっては、事業目的の達成度を直接表すことができ、この指標が改善することは事業者が取組む上でやる気を出すことができるものであり、事業者による事業実施の進捗確認にも役立つものであると、いずれの観点においても有望であると評価した。

¹評価指標の検討に当たっては、経済産業省委託事業「平成28年度健康寿命延伸産業創出推進事業（健康経営・投資普及推進等事業）調査報告書」（株式会社日本総合研究所 2017）を参考とした。

一方、社会情動力の向上や、家族関係の改善については、学習支援による成果として期待される成果ではあるが、事業者が提供する支援内容との関連性に照らして、いずれもやや有望度が下がると評価した。

このように3つの観点から各指標を評価し、いずれにおいても有望であるものを成果支払いとの関連性が高い項目と位置付けることとして、学力向上、学習継続、目標達成の3つを取上げることとした。

表 3.1-8 各種の評価指標と成果支払いとの関連性

アクティビティ、アウトプット、アウトカム	評価指標 (再掲)	支援と事業目的との関連性	インセンティブの適切性	業務管理上の有用性	成果支払いとの関連付けの適性の有無
		○：有望 △：やや有望	○：有望 △：やや有望	○：有望 △：やや有望	
目標の設定	・取組む内容やスケジュールの具体性	△	△	○	
継続的な状況把握・目標の見直し	・見直しの実施状況	△	△	○	
学力向上	・各種のテスト結果等に基づく向上率	○	○	○	○適正あり
学習の習慣化、継続	・取組みの頻度や問いかけへの応答状況等に基づく継続状況	○	○	○	○適正あり
目標達成	・達成状況	○	○	○	○適正あり
社会情動力	・忍耐力、自己効力感、将来への意欲など	△	△	△	
家族関係	・家族関係の状況	△	△	△	
目標達成や非行回避	・再入しなかった場合／した場合どちらもそのような結果になった原因・理由	△	△	△	
学習環境整備	・環境整備の状況	△	○	○	
連携体制の構築	・連携体制構築の状況	△	△	○	
2年以内再入状況	・再入状況	△	△	△	

なお、本事業における支援内容との関連性などから整理した結果、成果支払いに関連付けなかったこととなった各種の指標のうち、特に、2年以内の再入状況については、「再犯防止に向けた総合対策」で数値目標が設定されていることなどから、重要な評価指標の一つであるといえる。

(3) 評価デザイン

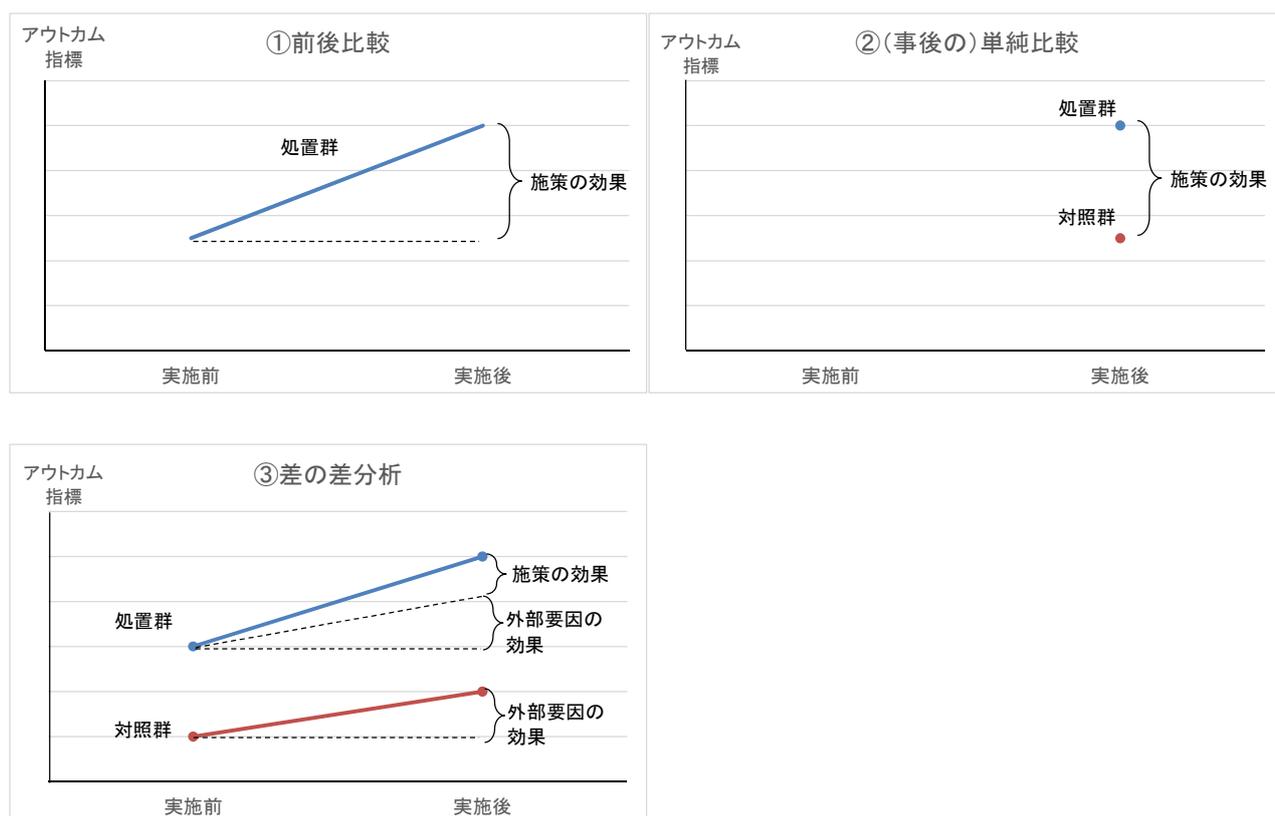
① 評価デザインの基本概念

各種の評価指標を定量的に分析するための主な手法として、次のようなものがある。表の上の方は比較的簡便な方法とされており、下がっていくにしたがって、次第に精緻な方法となっている。

表 3.1-9 各種の定量的な分析手法の強みと弱み

主な手法	方法	強み	弱み
①前後比較	支援対象者への支援実施前後のアウトカムを比較することで支援の効果を測定する方法	支援対象者だけのデータで簡便に算出可能	分析の仮定が厳しく、効果をきちんと測定できるケースが少ない
②単純比較	支援実施後のみのデータを用いて、支援の効果を測定する方法	簡便な方法であり、データがあれば分析可能	因果関係が逆方向である場合にはうまく対処できない
③差の差分析	支援対象者及び非対象者のそれぞれについて、支援実施前後のデータを用いることで、トレンド要因を取り除いた形で効果測定する方法	トレンド要因を取り除くことができるため、前後比較よりも厳密な分析が可能	「平行トレンド」等の仮定が満たされている必要がある 支援実施前後の両方のデータが必要となる
④マッチング	支援対象者と非対象者の中から、特性の似通った個人をマッチングして、効果を測定する方法	支援対象者と非対象者の潜在アウトカムが、利用可能な変数で説明できる場合、かなり正確に効果測定が可能 支援実務を変更せずに実施できる	利用可能な変数以外によって潜在アウトカムが説明される場合、正確な効果測定ができない
⑤ランダム化比較試験	支援対象者と非対象者をランダムに振り分けて効果を測定する方法	支援の効果を正確に測定することが可能	実務上、支援対象者をランダムに振り分けることは難しい場合が多い

出所：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成(社会変革推進財団提供資料より所収)の資料をもとに作成



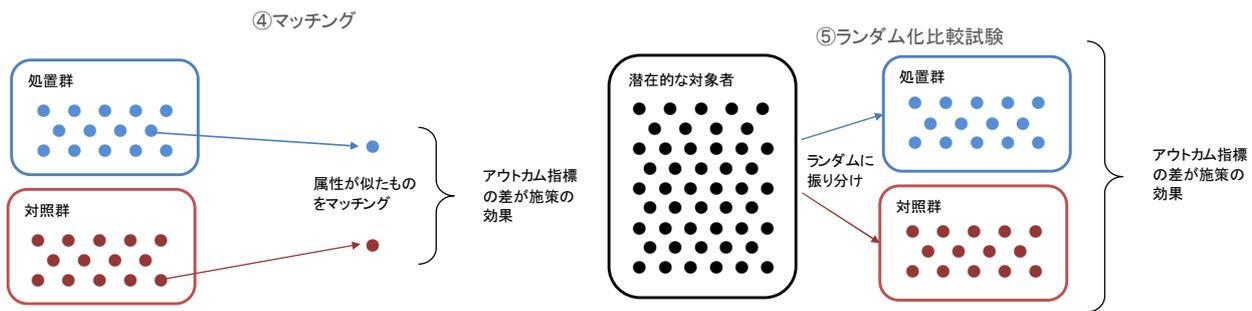


図 3.1-4 代表的な評価デザインの概要

出所：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成(社会変革推進財団提供資料より所収)の資料をもとに作成

また、定量的なデータの入手が困難な場合などには、上記以外に次のような調査手法によって補うことも考えられる。

表 3.1-10 各種の調査手法の強みと弱み

主な手法	方法	強み	弱み
⑥インタビュー	情報を持っている人に評価者がインタビューする。評価者がインタビューした結果を元に因果関係を判断する	常駐のモニターの代わりとして情報を提供してもらうのでコストが安い。 洞察力に富む。人間によって認知された因果関係が聞き出せる。	情報保持者と調査実施者の人間関係が回答に影響を与える可能性がある 情報保持者の思い出に頼ることによる不正確さがある 面接者が聞きたいと思っていることを情報保持者が察して答える可能性がある。
⑦アンケート	一定の方法で抽出したサンプルに対してアンケート用紙を配って答えてもらう。アンケート結果を分析して、因果関係を判断する。	調査対象の全体像を把握することができる。 定量的なデータが収集できる。	アンケート調査の実施に費用と時間がかかる（評価者と調査協力者の両方） アンケート集計結果の分析に費用と時間がかかる。 回収率が低い場合には、集計結果に偏りがある可能性がある。
⑧統計等との比較	全国平均値などの一般的な統計値を比較に用いる。	外部要因による影響は調査対象にも一般の対象にもある程度同様に及んでいると考えられるので、外部要因による影響をある程度除去して考えることが可能。 比較的簡便に行える。	調査対象と一般とに類似性があれば良いが、特異性が有る場合には、比較が難しくなる。
⑨目標の達成度	あらかじめ設定した目標の達成を成功・失敗の判断基準とする。	結果を簡便に把握することができる。	因果関係の特定とは関係ない。

出所：内閣府 平成 27 年度社会的インパクト評価検討ワーキング・グループ会議資料などをもとに作成

②評価デザイン検討の観点

評価デザイン検討にあたっては、次のような観点から、事業の目的や規模、重要性、データ収集の可能性などに照らして、取捨選択することが考えられる。

表 3.1-11 評価デザイン検討の6つの観点

6つの観点	観点についての解説
観点①：事業を実施しなかった場合のアウトカム指標の動き	経済社会状況等のトレンドや外部要因の影響を受けにくいアウトカム指標が測定できるのであれば、前後比較等の簡便な手法であっても精度の高い効果検証が可能となる。
観点②：事業自体の貢献度 (attribution) の重視度合い	事業自体の貢献度 (attribution) に関心がある場合は精緻な効果検証が必要。結果としてアウトカム指標が改善していれば良いのであれば、前後比較等の簡便な手法で十分。
観点③：事業規模の大小	規模が大きい場合は、(取得できるデータ量の規模や、評価にかけられる費用の金額の規模が大きい)ため、) 精緻な効果検証を行える可能性が高くなり、(発現する社会的インパクトの規模や、行政から支払われる委託料の金額の規模が大きい)ため、) 精緻な効果検証を行う必要性が高くなる。
観点④：リスクの大小	不確実性の高い効果検証結果を用いるリスクが大きい場合は、(リスクが大きい)ため、) 精緻な効果検証を行う必要性が高くなる。
観点⑤：(特に対照群) データ取得コスト	対照群のデータ取得コストが低いのであれば、差の差分等といった、より精緻な方法を用いることが可能となる。
観点⑥：潜在的な支援対象者の分離可能性	潜在的な支援対象者を処置群と対照群に分離できるのであれば、精緻な効果検証を行える可能性が高まる。 ランダムに処置群と対照群に分離できるのであれば、ランダム化比較試験を適用できる。

出所：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成(社会変革推進財団提供資料より所収)の資料をもとに作成

③評価デザインの選定

ア 本事業への評価デザインの適用可能性

前述の評価デザイン検討の6つ観点と、本事業における各種の評価指標全般との関連を次のとおり整理した。本事業において想定される各種の指標は、いずれも外部要因の影響を受け得ることから、前後比較等の簡便な手法による効果検証では限界があると考えられる。また、事業規模から見ても、精緻な効果検証ができ得ると考えられる。その一方で、次に述べる対照群の設定の可否によっては、選択可能な評価デザインが限られてしまう。

表 3.1-12 本事業への評価デザインの適用可能性

6つの観点	本事業における評価デザインの適用可能性
観点①：事業を実施しなかった場合のアウトカム指標の動き	いずれの指標も外部要因の影響を受け得る。 そのため、前後比較等の簡便な手法による効果検証には限界があると考えられる。
観点②：事業自体の貢献度 (attribution) の重視度合い	成果に連動した支払いと関連付ける評価項目について、事業自体の貢献度を評価することを重視するならば、精緻な効果検証の必要性は高い。 一方で、成果に連動した支払いと関連付けるかどうかに関わらず、結果としてアウトカム指標が改善していれば良いのであれば、前後比較等の簡便な手法で十分と考えられる。
観点③：事業規模の大小	支援対象者を年間215人、3年間受入れることを想定しており事業規模は十分に大きいと考えられる。 そのため、精緻な効果検証についての可能性も必要性も高いものと考えられる。
観点④：リスクの大小	観点②と同様、成果に連動した支払いと関連付ける評価項目について、どの程度まで、事業自体の貢献度を重視するのか、あるいは、アウトカム指標の改善で良しとするかによって、精緻な効果検証の必要性が決まる。
観点⑤：(特に対照群) データ取得コスト	対照群のデータ取得にあたって、手間やコストが増える。 対照群の設定については、許容できる手間とコストの程度に応じて、実施可能な方法が決まる。
観点⑥：潜在的な支援対象者の分離可能性	本事業においては、潜在的な支援対象者を処置群と対照群に分離することは困難。

イ 対照群の設定方法の検討

前述のとおり、評価デザインを決める上では、対照群を設定するかどうか重要なポイントとなる。対照群の設定については、事業の評価の重要度をどこまで高め、検証結果の確実性をどこまで期待し、対照群設定の手間とコストをどこまで許容するかなど、総合的に勘案して判断することとなる。

本事業において対照群等を設定する際に想定されるパターンを次のとおり整理した。

保護観察終了後の対照群の設定は、手間やコストなどを勘案すると容易なものではないと思われる。それに比べれば、少年院内と保護観察中での対照群の設定については、可能性が高まるものと考えられる。

学習支援の全期間を通してではなく、期間を限って評価することも念頭に置けば、対照群の設定による、より精緻な評価デザインを選択することも可能となる。

表 3.1-13 対照群等を設定しうるパターンの一覧

少年院内	保護観察期間中	出院2年後
対照群 ・実施場所の施設に入院して、支援を受けない人（ア） ・実施場所以外の施設に入院している人（イ）	対照群 ・左記のうち同意が得られた人（ウ）	対照群 ・左記のうち同意が得られた人（エ） ・調査実施時に打診して同意が得られた人（オ）
		その他の調査対象 ・支援対象者で再入した人（カ） ・非対象者で再入した人（キ） ・一般の統計データ等（ク）

以下に、表中の各種の対照群（ア～ク）について概要を整理した。

表 3.1-14 設定しうる対照群の概要

タイミング	記号	概要
事業開始時点における対照群の設定	表中（ア）	<ul style="list-style-type: none"> ・実施場所となる少年院において学習意欲があり、支援にも同意している人。ただしこの場合は、ランダムに割振られた際に、支援群ではなく対照群に選ばれてしまうと支援が受けられなくなってしまうので、評価するための精度は高められたとしても、事業の目的に照らせば課題が残る。 ・実施場所となる少年院において、支援を受けることに同意が得られないような場合には対照群となり得る。ただし、同意が得られないという点で支援群との同質性は担保しきれない。 ・少年院において把握可能な情報については、対照群を設定し、比較することも可能。
	表中（イ）	<ul style="list-style-type: none"> ・国内の実施場所とならない少年院は多数あり、復学・進学等の学習支援がもしあれば、当人の再犯防止に資することが期待できる人は存在する。ただし、今回は、都市圏での実施を想定していることから、地方圏における学習資源などは同等ではないという点で支援群との同質性は担保しきれない。 ・少年院において把握可能な情報については、対照群を設定し、比較することも可能。
出院後の保護観察期間中における対照群の設定	表中（ウ）	<ul style="list-style-type: none"> ・上記と同じ対照群（表中ア及びイ）に対して、状況把握やデータ収集することは可能と考えられる。 ・ただし、状況把握やデータ収集に対して協力が得られる範囲に限定されるため、母集団は小さくなる可能性が考えられる。 ・必要に応じて、調査協力への謝礼等のインセンティブを用意することとなれば、それだけ、手間とコストが増える。 ・保護観察において把握可能な情報については、対照群を設定し、比較することも可能。

タイミング	記号	概要
出院2年後における対照群の設定	表中 (エ)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護観察終了時まで、出院2年後の調査協力の同意を得たうえで、2年後に調査を実施するというもの。 例えば、2年後に簡便なアンケートを実施し、大まかな状況確認と詳細な調査への協力可否を確認した上で、詳細な調査にも協力可能と回答した者には、詳細なアンケートやインタビューを実施する。 ・ただし、対照群が2年後に問合せが届くことを知っていること自体が影響する可能性が残る。 ・また、本人同意のもと調査実施した場合、その回答率は、大幅に下がると考えられる（資料編 4.4.1 青少年の立ち直り（デシタンス）に関する研究 2018 参照）。
	表中 (オ)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護観察終了時に把握していた連絡先に、2年後、調査協力を依頼したうえで、調査協力の同意が得られた者に調査を実施するというもの。 ・ただし、2年後に問合せを可能とするための手立てが必要となる。
事業の成果の評価に資するその他の調査対象等の設定	表中 (カ)	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者で、再入してしまった人に調査を実施するというもの。 ・再入に至ってしまった原因に照らして、支援を受けていた内容との関連性の有無や有効性の有無などについて、アンケートやインタビューを実施する。 ・少年院・保護観察を通じて把握可能な情報については、対照群を設定し、比較することも可能。
	表中 (キ)	<ul style="list-style-type: none"> ・非対象者で、再入してしまった人に調査を実施するというもの。 ・再入に至ってしまった原因に照らして、もしも支援を受けていたら、それらが有効であったと（再入は回避できた）考えられるかどうかなどについて、アンケートやインタビューを実施する。 ・少年院・保護観察を通じて把握可能な情報については、対照群を設定し、比較することも可能。
	表中 (ク)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の青少年等の統計データや、各種の検定や試験等の合格率と比較するというもの。 ・ただし、データを対比する際には、母集団の類似性／特異性などへの留意も必要となるため、場合によっては当該分野の専門家のアドバイスが必要となることもある。

ウ 本事業で適用する評価デザイン

前項では、評価デザインの選択肢について整理した（表 3.1-9 各種の定量的な分析手法の強みと弱み）。前後比較以外の手法は、比較可能なデータの蓄積や対照群の設定が必要となることから、事業としての実績が十分にある取組みの評価に適したものである。

海外の再犯防止分野における SIB 事例には、ランダム化抽出試験や過去のデータを用いて評価したケース（4.2.1 米国・カリフォルニア州・ベンチュラ、4.2.7 オーストラリア・ニューサウスウェルスなど）や、国内のヘルスケア分野における SIB 事例には、蓄積された統計データ等を用いて評価したケース（4.3.1 八王子市、4.3.3 広島県など）などがある。これらの事例はいずれもデータや知見等が蓄積された分野である。

一方、本事業は、国内において初となる取組みであるため、その評価方法はまだ確立していない。また、比較評価のために対照群を設定するとしても制約がある（表 3.1-14 設定しうる対照群の概要）。こうした現状においては、前後比較以外の手法を適用するには、多くの検討を必要とする。

本事業の開始を令和3年度からと想定した場合、前後比較であれば、様々なデータや知見の蓄積を待たずに適用可能である。

こうした点を踏まえて、後述の成果指標の達成度に応じた支払額の計算においては、対象とする指標（学力向上、学習継続、目標達成）については、前後比較や目標の達成度などを前提に評価方法を設定した。

それ以外の指標（例えば、目標設定、連携体制の構築、2年以内再入状況など）については、入手可

能なデータを勘案の上、その採否を検討することとなるため、場合によっては、少年院・保護観察を通じて把握可能な情報（表中の（ア）、（イ）、（ウ）、（カ）、（キ）など）については、手間やコスト負担を増やすことなく、対照群を設定した比較も可能である。

また、公募する事業内容に対して、事業者が提案してくる個別の実施内容に合わせて、適切な指標を選定し、その評価に必要なデータを検討することが必要となる。

成果支払いに関連付けなかった指標や事業者が提案してくる指標など、様々なデータが蓄積されていくことにより、前後比較にとどまらず、蓄積されたデータの中から比較可能な対照群を設定できるようになるなど、より精緻で適切な評価手法の採用が可能となると考えられる。

また、対照群の設定が困難な場合であっても、支援群に対して、その支援に類似する支援を受けていたかどうか（反事実）、また、その支援内容は得られた結果に寄与していたと思うか（寄与度）、などについてアンケートやヒアリングを実施し、その結果に基づき、反事実の割合と寄与度の割合を評価結果に掛け合わせて補正する方法もある。

④各種指標のデータ収集と評価の主体

第三者評価の必要性を検討するうえで、次のとおり、データを収集する主体と評価を実施する主体に分けて、客観性などについての特徴を整理した。

表 3.1-15 データを収集する主体別の客観性等の特徴

データ収集主体	特徴
法務省	恣意的なデータ操作が不可能。そのため、データの信頼性は高まる。 他の2者よりもデータ収集・蓄積能力が高い場合がある。
事業者	恣意的なデータ操作が可能。そのため、データの信頼性を高めるためには、データ収集方法についても第三者による監修が望ましい。 データ収集のためのコストは抑制できる可能性がある。
第三者評価機関	恣意的なデータ操作が不可能。そのため、データの信頼性は高まる。 データ収集のためのコストが上がる可能性がある。

表 3.1-16 評価を実施する主体別の客観性等の特徴

評価主体	特徴
法務省	評価実施の客観性は高い。 評価対象となるデータを収集した主体によって、評価結果の客観性が左右される。
事業者	評価実施の客観性は下がる。 ただし、評価実施のためのコストは抑制できる可能性がある。
第三者評価機関	行政から受託する場合は、事業者との利害関係が生じないため、客観性が高まる。 事業者から受託する場合は、事業者との利害関係が生じるため、客観性が下がる。 評価実施のためのコストは上がる可能性がある。

データ収集も評価も事業者が主体となると客観性は下がってしまうが、コストを抑制できるという面もあるため、客観性は高まるがコスト等も上がってしまう可能性のある第三者評価機関等の活用については、評価する指標の重要度、評価にかかる手間やコスト、データ収集方法に対する第三者による監修の可否などを勘案して、取捨選択することが考えられる。

これらを踏まえて、各指標について、データを収集する主体と評価を実施する主体についての具体案を整理した。ただし、これらの案に挙げた主体以外によるデータ収集や評価実施も可能である。

表 3.1-17 各種指標のデータ収集及び評価の主体の案

アクティビティ、アウトプット、アウトカム	評価指標（再掲）	収集するデータ（再掲）	データを収集する主体の案（※1）	評価を実施する主体の案（※2）
目標の設定	・取組む内容やスケジュールの具体性	・目標設定されたプロセスと設定された目標の内容	・事業者が取りまとめる	・法務省／第三者評価機関
継続的な状況把握・目標の見直し	・見直しの実施状況	・見直しが実施されたプロセスと見直された目標の内容	・事業者が取りまとめる	・法務省／第三者評価機関
学力向上	・各種のテスト結果等に基づく向上率	・各種のテスト結果（総合的な／部分的な、得点や合格可能性など）	・事業者が取りまとめる	・法務省／第三者評価機関
学習の習慣化、継続	・取組みの頻度や問いかけへの応答状況等に基づく継続状況	・取組みの頻度は、本人に対するアンケートやインタビューの結果、あるいは事業者が提供するサービス（通信機能があるツール）の利用状況など ・応答状況は、出席状況や課題等の提出状況等	・アンケートは、調査実施者（法務省／第三者評価機関／事業者など） ・インタビューは、事業者 ・ツールの利用状況や応答状況（出席状況や提出状況等）は、事業者	・法務省／第三者評価機関
目標達成	・達成状況	・取組んでいる学習分野におけるカリキュラム等の進捗状況。例えば、総合的な／項目別の合格可能性等の判定結果など。	・事業者が取りまとめる	・法務省／第三者評価機関
社会情動力	・忍耐力、自己効力感、将来への意欲など	・本人、家族、関係者の意見（アンケートやインタビュー結果）	・アンケートは、調査実施者（法務省／第三者評価機関・事業者など） ・インタビューは、事業者	・法務省／第三者評価機関
家族関係	・家族関係の状況	・本人、家族、関係者の意見（アンケートやインタビュー結果）	・アンケートは、調査実施者（法務省／第三者評価機関／事業者など） ・インタビューは、事業者	・法務省／第三者評価機関
目標達成や非行回避	・再入しなかった場合／した場合どちらもそのような結果になった原因・理由	・本人の意見（アンケートやインタビュー結果）	・アンケートは、調査実施者（法務省／第三者評価機関／事業者など） ・インタビューは、事業者（再入者については法務省）	・法務省／第三者評価機関 （再入者については法務省）
学習環境整備	・環境整備の状況	・実施された内容や頻度	・事業者が取りまとめる	・法務省／第三者評価機関
連携体制の構築	・連携体制構築の状況	・実施された内容や頻度	・事業者が取りまとめる	・法務省／第三者評価機関
2年以内再入状況	・再入状況	・本人が2年以内に再入しなかったかどうか	・法務省	・法務省

※1 ただし、案の主体以外によるデータ収集も可能である。

※2 ただし、案の主体以外による評価実施も可能である。

2) 第三者評価者候補

各種の国内事例において、第三者評価機関としての実績を有する主な団体は以下のとおり。

表 3.1-18 第三者評価機関の一例

団体名	代表者等（敬称略）	直近実績等
公共経営・社会戦略研究所	明治大学 塚本一郎	・特許庁「地方創生のための事業プロデューサー派遣事業」の SROI 評価 ・1型糖尿病根治に取り組む認定 NPO 法人日本 IDDM ネットワークの事業の社会的インパクトを SROI にて計測 ・2017 年度横浜市社会的インパクト評価モデル事業（困難を抱える子供

団体名	代表者等（敬称略）	直近実績等
Social Value Japan	慶應義塾大学大学院 伊藤健	<p>たちの学習・生活・居場所支援）を SROI にて評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学習障害児・不登校児童等への教育支援プログラムに対するインパクト評価」（2017 年度／NPO 法人） ・「若者就労支援事業に対するインパクト評価」（2017 年度／NPO 法人） ・「若者就労支援事業に対する社会投資収益率（SROI）法に基づいたインパクト評価（2015 年度／NPO 法人）
未来工学研究所	理事長 平澤冷	・神戸市におけるヘルスケア分野の SIB 事業の第三者評価

3.1.3 支払条件の検討

支払条件として、成果報酬と固定支払からなるものと、成果報酬のみからなるものに大別できる。

表 3.1-19 支払条件の組合せ例

支払条件		事例
成果報酬	固定支払	
○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市 糖尿病性腎症の重症化防止プロジェクト（詳細は 4.3.2 参照） ・天理市 認知症予防分野における脳活教室プロジェクト（詳細は 4.3.4 参照） など
○	無	<ul style="list-style-type: none"> ・米国・マサチューセッツ州 青少年矯正 PFS プロジェクト（詳細は 4.2.9 参照） ・米国・ニューヨーク州 常習犯就労支援プロジェクト（詳細は 4.2.10 参照） ・英国・ピーターバラ刑務所 SIB プロジェクト（詳細は 4.2.12 参照） ・八王子市 大腸がん検診受診向上プロジェクト（詳細は 4.3.1 参照） ・豊中市 禁煙への動機づけ・禁煙支援プロジェクト（詳細は 4.3.6 参照） など

1) 最大及び最低支払額、固定支払の有無

成果報酬に関連する最大支払額について、国内では、事業費の約 1.1 倍（八王子市）から約 1.3 倍（神戸市）程度に設定された事例がある。また、海外では、投資額の 1.6 倍が支払われるように設定された事例が見られる。

成果報酬にも固定支払にも関連する最低支払額について、国内では、事業費の 4 割程度が最低保証額として設定された事例がある一方で、成果に連動して支払われることとなっているが、一定の成果を達成しなかった場合には、支払いが行われないように設定された事例もある。

本事業は新規性の高い事業であることから、実際の事業の成果がどの程度になるか予想しにくい点があるため、万一、事業の成果が十分に上がらなかった場合においても、事業者は負担することとなるリスクをある程度抑制することができるように、成果報酬額（割合）の大きさを抑制しつつ、最低支払額や固定支払部分を設定することが望ましいと考えられる。

その一方で、リスク・リターンを過度に低く抑えてしまった場合、SIB のスキームを導入するメリットの一つといえる、成果をあげることに對する事業者のインセンティブが働きづらくなることが懸念される。

国内事例を念頭に置くのであれば、総額の約 10%～30%程度の範囲で設定することが考えられる。また、支払額の設定について、事業者から提案を受けることも可能である。

表 3.1-20 最低保証額設定の考え方とメリット・デメリットの整理

最低保証額の有無	設定の考え方	メリット	デメリット
保証あり	事業経費や評価費用相当額を最低保証額とする	サービス提供者として参入可能な事業者が増加する可能性が高まる	サービス提供者による事業改善インセンティブが低下する
	金融機関の融資元本相当額を最低保証額とする	金融機関からの資金提供可能性が高まる	最低保証がされる金融機関については、財務監視機能を担うインセンティブが低下する
	厚労省の補助事業の要件となっている保証額相当額を保証額とする	PFS/SIB 事業を実施する地方自治体が増加する可能性が高まる	補助事業の要件に縛られる(例. 単年度事業での実施、事業内容の限定等)
保証なし	固定的な最低保証額はないが、アウトプット指標の目標達成時支払い額を事業経費相当額とする。目標を過年度事業と同程度の水準とすることで、事業経費分の支払いが確度を高める工夫がなされる	事業の適切な履行によってアウトプット指標を達成し、事業経費を確保できる可能性が高いため、サービス提供者として参入可能な事業者が増加する可能性が高まる	達成目標の設定等において、特定の事業者による参画を想定せざるを得ないため、「特定の事業者ありき」という印象を与えかねない(「随意契約前提」との印象を持たれかねない) ※公募時には、「事業内容を鑑みた成果達成確度」ではなく、「体制、財務状況等の事業履行確度」を選定における判断要素とすることで、「特定の事業者への誘導」を回避しうる【大牟田市】
	最低保証額を設定せず、達成目標に到達したか否かのみで支払いの有無を判断	行政が成果未達時の支払いリスクを最小化できる	サービス提供者の成果未達時の支払いリスクが最大化するため、参入可能な事業者が限定される

出所：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成(社会変革推進財団提供資料より所収)

2) 成果指標の達成度に応じた支払額

前述の通り、本事業において成果の達成度に応じて支払う指標を①学力向上、②学習継続、③目標達成とした(表 3.1-8 各種の評価指標と成果支払いとの関連性)。これらの評価方法については、前述の通り、海外の再犯防止分野などにおける SIB 事例や国内のヘルスケア分野などにおける SIB 事例においては、蓄積されたデータを活用したり対照群を設定したケースもあるが、本事業では、こうした比較可能なデータなどの蓄積がないことや、対照群の設定に制約があることなどから、前後比較や目標の達成度により評価することとした(3.1.2 1) (3) ③ウ 本事業で適用する評価デザイン)。

成果指標の達成度に応じて支払う①学力向上、②学習継続、③目標達成についての、概要、評価方法、計算方法などについては、以下の通りとする。

(1) 指標①学力向上について

①概要

学習能力の向上についての成果を評価するもの。

②評価方法

初期に実施するテストからの成績向上率で評価する。

③評価計算方法

$$\text{支払額} = \text{予算割当額} \div 2 \div 100 \times \text{学力向上率}$$

- ・「予算割当額」とは、支援対象者一人につき2年分の金額のうち指標①の金額を当該年度の評価対象者の人数分合算した金額をいう。
- ・「評価対象者」とは、当該年度に1年目を迎える者、または前回の評価から1年目を迎える者をいう。
- ・「学力向上率」とは、事業実施期間において評価対象となる者のうち、学習向上者の人数を評価対象者の人数で除した数をいう。

$$\text{学力向上率} = \text{学習向上者数} \div \text{評価対象者数} \times 100$$

- ・「学習向上者」とは、「評価年試験点数」を「初期試験点数」で除した値が1以上となった者をいう。

$$\text{学習向上者} = \text{評価年試験点数} \div \text{初期試験点数} \geq 1$$

④評価期間

1年毎

- ・支援対象者一人につき、2年間の支援期間中に、指標①に基づく評価は2回算出されることとなる。

(2) 指標②学習継続について

①概要

2年間学習継続がなされたかどうかを評価するもの。

②評価方法

半年毎に学習が継続していることについて確認し、その達成状況に応じて支払う。

③評価計算方法

$$\text{支払額} = \text{予算割当額} \div 4 \div 100 \times \text{半年間継続率}$$

- ・「予算割当額」とは、支援対象者一人につき2年分の金額のうち指標②の金額を当該年度の評価対象者の人数分合算した金額をいう。
- ・「評価対象者」とは、当該年度に6か月目を迎える者、または前回の評価から6か月目を迎える者をいう。
- ・「半年間継続率」とは、事業実施期間において評価対象となる者のうち、学習を継続している者の人数を評価対象者の人数で除した数をいう。

$$\text{半年間継続率} = \text{年間継続者数} \div \text{対象者数} \times 100$$

④評価期間

半年毎

- ・支援対象者一人につき、2年間の支援期間中に、指標②に基づく評価は4回算出されることとなる。

(3) 指標③目標達成について

①概要

資格取得等の個別で設定した目標の達成状況を評価するもの。

②評価方法

出院後1年6ヶ月は目標設定の変更は可能とし、適正な目標を探索する。目標を変更した場合は、最終6ヶ月間で目標を達成させることができるかどうかで決定する。

③評価計算方法

$$\text{支払額} = \text{予算割当額} \div 100 \times \text{達成率}$$

- ・「予算割当額」とは、支援対象者一人につき2年分の金額のうち指標③の金額を当該年度の評価対象者の人数分合算した金額をいう。
- ・「評価対象者」とは、当該年度に2年目を迎える者をいう。
- ・「達成率」とは、事業実施期間において評価対象となる者のうち、設定した目標を達成した者の人数を評価対象者の人数で除した数をいう。

$$\text{達成率} = \text{達成者数} \div \text{対象者数} \times 100$$

④評価期間

2年間

- ・支援対象者一人につき、2年間の支援期間中に、指標③に基づく評価は1回算出されることとなる。

3) 比率の案1～案3について

支払額に占める成果連動部分の比率の設定については、様々な考え方によって設定することが可能である。

先述のとおり、国内では、事業費の約1.1倍（八王子市）から約1.3倍（神戸市）程度に設定された事例があり、それぞれの事例において根拠とした考え方は異なるが、比率の設定という観点からは参考になる。また、リスク・リターンを過度に低く抑えてしまつては、SIBのスキームを導入するメリットの一つである、成果をあげることへの事業者のインセンティブが働きづらくなるという懸念も念頭に置いて設定するならば、案1よりも案2、さらには案3の方が望ましいといえる。

表 3.1-21 指標ごとの支払い方法の整理

	指標	比率		
		案1	案2	案3
固定	計画策定・見直し 学習支援 環境整備 関係者との連携 など	90%	80%	70%
成果連動		10%	20%	30%
	指標①学力向上	2%	4%	6%
	指標②学習継続	3%	6%	9%
	指標③目標達成	5%	10%	15%
	合計	100%	100%	100%

(1) 比率の案1について

支払額に占める成果連動部分の割合について、国内事例を参考に10%と設定したもの。指標①～③の比率については、インパクトに近い（短期、中期よりも長期の）アウトカムを達成させることの方が事業者には大きなインセンティブとなるように、指標①：指標②：指標③を2：3：5と設定した。

(2) 比率の案2について

成果連動部分の割合について、案1と案3の間となる20%と設定したもの。指標①：指標②：指標③の割合は、案1と同様に2：3：5とした。

(3) 比率の案3について

成果連動部分の割合について、国内事例を参考に30%と設定したもの。指標①：指標②：指標③の割合は、案1と同様に2：3：5とした。

4) 支払スケジュール

本事業の実施スケジュールを踏まえた各年度の支払スケジュールは次図の通り。

事業を実施した結果・成果を3月、4月に取りまとめ、4月に評価・支払いが行われることを想定。

表 3.1-22 各年度の支払いスケジュール

項目	目安	令和3年度			令和4年度～令和6年度												翌年度								
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		1月	2月	3月	4月				
令和3年度 事業の実施	10月～	→																							
令和3年度 事業の結果・成果のまとめ	3、4月							→																	
令和3年度 事業の評価・支払い	4月							●																	
令和4～7年度 事業の実施	通年							→																	
当該年度 事業の結果・成果のまとめ	3、4月																							→	
当該年 事業の評価・支払い	4月																								●

また、年度別の新規参加者と支援終了者を整理したのが次表である。

表 3.1-23 年度別の新規参加者と支援終了者人数

年度	年度別の支援者推移					
	R3	R4	R5	R6	R7	5年計
新規参加者	107人 (16.6%)	215人 (33.3%)	215人 (33.3%)	108人 (16.7%)	0人 (0.0%)	645人 (100.0%)
支援終了者	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	215人 (33.3%)	215人 (33.3%)	215人 (33.3%)	645人 (100.0%)

これにより、毎年度の事業費の推移は、事業費は初年度から4年間は年々増加しつつピークに達し、最終年度に若干下がる見込みとなることが分かる。

毎年受け入れる新規参加人数や、支払い時期等の設定について、事業者からの提案を受けることも可能である。

3.1.4 資金調達方法の検討

1) 各種の資金調達方法

下表は、各種の資金調達方法について、メリットや特徴、デメリットや留意事項を整理したものである。

表 3.1-24 資金調達先の検討可能性

資金調達方法	メリット・特徴	デメリット・留意事項
自己資金	出資の割合に応じて、利益の分配を得ることができる。	
金融機関からの融資	リスクに応じた金利設定を行うことで、シニアレンダーやメザニンレンダーなどを組合せ、自己資金を含め資金調達を柔軟に行うことができる。	担保資産を要求されるのが一般。
財団からの投融資	無利子、無担保で投融資を受けられるケースがある。	出資スキーム組成コストが必要。
企業からの投資	投資企業とリスクを分担できる。	場合により意思決定の影響を受ける。
寄付	事業実施に必要な初期投資額の削減に直接貢献。	社会に役立つなど、使用目的が限定されるケースが一般。
クラウドファンディング	無担保での事業資金の調達が可能	投資型の場合、プロジェクト実施者は、投資運用業の登録が必要。
補助金	事業実施に必要な初期投資額の削減に直接貢献。	公共性の観点が求められるのと、政策側（国、地方自治体など）において予算化されていることが前提。

また、様々な主体から直接的に資金提供を受けるスキームの他にも、信託や匿名組合出資を活用する方法もある。これら2つのスキームについて、その特徴と投資家・事業者のメリット・デメリットを以下に整理した。

2) 匿名組合出資

特徴：事業を運転する主体と、資金を提供する主体との間の契約形態を指す。出資者は匿名で出資を行い、事業主体が出した利益を出資者に分配する仕組み。匿名組合出資を運用する事業者に対して、各種の手続きや運用、成功報酬などのコストが必要となる。

表 3.1-25 匿名組合出資における投資家・事業主体にとってのメリット・デメリット

	メリット	デメリット
投資家	匿名で出資を行うことから、競合他社への戦略情報の秘匿などに有利。出資後は、特に作業は発生せず、配当を待つだけ。	出資先がどのように事業を推進しているのかが不明。出資先に指図ができない。
事業主体	出資者から資金だけを提供され、指図を受けず、自由に運用できる。 シニアレンダーやメザニンレンダーなど組合せは可能。	投資家が匿名であることのリスクを受容することになる。

3) 信託スキーム

信託は、財産を信託する「委託者」、信託された財産を管理・運用する「受託者」、信託された財産から生じる利益を受け取る「受益者」からなる。「委託者」が自らを「受託者」と決めることも可能。信託できる財産として、金銭、株式・債権等の有価証券、土地、建物（不動産）、金銭債権などがある。信託銀行等の金融機関や信託会社が信託業を営んでいる。

事業主体は、SIB 事業を通じた公共機関に対するサービス対価の請求権を受託者に引渡し、その対価として資金提供を受ける。

表 3.1-26 信託スキームにおける投資家・事業主体にとってのメリット・デメリット

	メリット	デメリット
投資家（受益者）	倒産隔離機能を持つ。すなわち、委託者や受託者の倒産の影響を受けない。	信託手数料の支払いが生じる。
事業主体	受託者（信託銀行等）から資金提供を受ける。 シニアレンダーやメザニンレンダーなど組合せは可能。	信託銀行への報酬の支払いが生じる。

このように、資金を提供する主体や資金を提供するためのスキームには様々なものがあるが、事業者が自己資金によって安定的に実施可能な事業規模をプロジェクトの規模が超えない場合には、自己資金による事業実施可能であると考えられるが、自己資金と事業に必要な運転資金との間にギャップがある場合には、資金調達が必要となると考えられる。

4) 資金提供者の候補

また、国内の SIB 案件の資金提供者としての実績を有する団体の一例を以下に示す。

表 3.1-27 資金提供団体の一例

資金提供の主体	団体名
金融機関	三井住友銀行、みずほ銀行、地方銀行等
財団	社会変革推進財団

国内の SIB 案件においては、地元の地方銀行が資金提供者となる事例も数多くみられる。こうした団体の他にも、篤志家による資金提供も考えられる。

3.1.5 調達方法・契約内容の検討

1) 調達仕様書案

案件①学習支援 別冊 1 参照

2) 提案書作成要領案

案件①学習支援 別冊 2 参照

3) 総合評価基準書案

案件①学習支援 別冊 3 参照

4) 業務委託契約書案

案件①学習支援 別冊 4 参照

3.2 案件② ギャンブル等依存のある刑務所出所者等に対する支援

3.2.1 事業内容の検討

1) 事業目的

ギャンブル等依存のある刑務所出所者等に対する支援として検討した事業は、出所後2年以内の再入所率の低減を目指し、ギャンブル等依存の傾向がある者を対象に、刑務所入所中から長期の支援を行うものである。具体的には、入所中から回復を目指した支援を開始して、出所後、最長2年間、支援を継続し、ギャンブルなどの行動のコントロールや生計の安定、社会復帰、再犯防止を目指すものである。

(1) 事業の背景

①ギャンブル等依存のある刑務所出所者等に対する支援の重要性と課題

我が国では、犯罪者を刑務所に収容して指導等を行うために一定のコストが発生している。平成19年版犯罪白書によれば、全犯罪者の約30%にとどまる再犯者によって約60%もの犯罪が行われており、犯罪者の再犯を防ぐことが、犯罪による社会的コストの低減のためには極めて重要であると言える。

刑務所出所者等の再犯防止のためには、出所後の就労・住居を確保することが重要であるが、それだけでなく、犯罪の動機・原因に依存症の問題がある者に対しては、依存症の改善のための働きかけを行うことも必要である。現状、国の再犯防止対策においては、刑務所出所者等を対象とした就労支援や住居確保、薬物依存症の改善に関する施策が実施されており、依存症の改善に向けた取組みに一定の実績を有する。

しかし、ギャンブル依存については、ギャンブル依存が原因で犯罪を繰り返す者が存在し、仮釈放者の10%以上がギャンブル等に対する依存の問題を有しているにもかかわらず、国においてはギャンブル依存のある刑務所出所者等に対する体系的な指導を開発・実施するためのノウハウを持っていない。一方、一部の民間事業者においてはギャンブル依存症者に対する支援プログラム等の開発・実施に取り組んでいることから、これらの事業者の持つノウハウを国の再犯防止対策に取り入れ、ギャンブル依存症のある者の再犯を防止することで、これらの者が刑務所に再入所することによる行政コストを削減することが見込まれる。

②ギャンブル等依存のある刑務所出所者等に対する支援の便益

刑務所出所者等に対する継続的な支援によって出所者が立ち直った場合の便益は、前述の非行少年に対する継続的な学習支援と同様、行政コストの削減という財政的な価値の他にも、出所者の所得が純増するなどの経済的な価値、また、治安の改善や犯罪の減少など、より広い社会便益といった社会的な価値にもつながるものと考えられる。

推計値という点では、どのような前提のもとで、どのような範囲について推計するかによって、得られる結果も大きく変わってしまう部分もあるが、実際のところ、刑務所出所者が立ち直り、生涯にわたって再犯することなく過ごすことができれば、財政、経済、社会など多方面に価値をもたらすこととなる。

本事業によってもたらされる財務的な効果は、事業実施の支出の合計と削減が期待される費用の差額として表すことが可能である。

現段階では、事業実施の支出の積算に必要な情報が不十分であるため、再入所に係る、審判から保護観察に至るまでの費用の具体的な数値を示すことができない。

ここでは、参考として、刑事施設における被収容者1人当たりの収容費を示すこととする。

表 3.2-1 刑事施設の被収容者の収容費（平成31年度予算）

	被収容者の収容費(※)	
	1人1日あたり	1人あたり(1年間)
刑事施設	1,924 円	704,184 円 (1年間、366日分として)

(※) ただし、上記経費には、収容人数に連動しない経費を含むため、刑事施設への再入所が減少しても、これら経費すべてが削減されるというものではない。

また、刑務所を出所してギャンブル依存症から立ち直った者が、仮に、ギャンブル依存症の平均年齢から60歳までの13年間会社勤めをして、その年齢階級の平均的な給与を得ると仮定した場合の、納税額、健康保険料、厚生年金保険料を試算した。保険料については、本人負担分に会社負担分を加えると、13年間で約2,200万円、年間で約169万円になる。

表 3.2-2 13年間の会社勤めで支払う納税額、健康保険料、厚生年金保険料の試算

前提等	項目	数値	単位	記号	計算式等
「ギャンブル障害の疫学調査、生物学的評価、医療・福祉・社会的支援のありかたについての研究」障害者対策総合研究開発事業（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）、平成29年度実施の全国調査の結果	「ギャンブル等依存が疑われる者」の平均年齢	46.5	歳		
厚生労働省 平成30年賃金構想基本統計調査	年齢階級が45～49歳の平均賃金月額	352,400	円/月	a	標準報酬月額 360,000円
	平均賃金年額	4,228,800	円/年	b	$a \times 12$
所得税（課税される所得金額が330万円を超え、695万円以下の場合）	所得税率	20%		c	
	控除額	427,500	円/年	d	
	所得税（年額）	418,100	円/年	e	$b \times c - d$
健康保険料（標準報酬月額360,000円の場合）	健康保険料 本人負担	20,988	円/月	f	
	健康保険料 本人負担（年額）	251,856	円/年	g	$f \times 12$
厚生年金保険料（標準報酬月額360,000円の場合）	厚生年金保険料 本人負担	32,940	円/月	h	
	厚生年金保険料 本人負担（年額）	395,280	円/年	i	$j \times 12$
刑務所出所者が、平均年齢（46.5歳）から60歳になるまでの13年間の本人支払額		13,848,068	円	j	$e \times 13 + g \times 13 + i \times 13$
刑務所出所者が、平均年齢（46.5歳）から60歳になるまでの13年間の会社負担の保険料		8,412,768	円	k	$g \times 13 + i \times 13$
合計		22,260,836	円	l	$j + k$

注 現在の賃金や所得税率、各種保険料等に基づき40年分を単純に積算しており、現在価値の割引は行っていない。

2) 介入の対象者

(1) 以下の要件を満たす者（①及び②は必須）

介入の対象者として、以下の①～③の全てを満たす者（対象ア）に対しては刑事施設内から社会内への全ての支援メニューを実施し、①、②のみ満たし③を満たさない者（対象イ）に対しては、刑事施設における支援のみ実施を実施することとする。

-
- ①ギャンブル等依存の傾向がある者
 - ②後述する 7) (1) に挙げた刑事施設で受刑中の者
 - ③後述する 7) (1) に挙げた府県に帰住見込みである者

(2) 対象者について

対象者については、次の 3 点に留意する。

- ①「ギャンブル等依存症」の定義については、制約を設けない。

「ギャンブル等依存症対策基本法」においては、「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為）にのめり込むことにより日常生活または社会生活に支障が生じている状態」とされており、また、現在の保護観察における類型別処遇においては、本件時又は認定時点において、ギャンブルのほかにも浪費による生活の破綻が認められる者も対象としている。

後者においては、買い物依存、ソーシャルゲームにおけるいわゆる「ガチャ」への課金、投機的取引における浪費なども対象に含まれることになり、「ギャンブル等」の定義によって、対象者の数が変わってくるが、調査研究的な段階においては制約を設けず、研究結果を踏まえて検討すべきと考える。

- ②刑事施設においてのみ支援を受ける群（対象イ）も設定する。

実施地域の数にもよるが、対象アのみでは十分に対象者が集まらないおそれがあることと、刑事施設において、帰住地の場所の違いによってプログラムの実施の有無を変える運用は難しいと思われることから、刑事施設においてのみ支援を受ける群（対象イ）も設定することとした。

- ③令和 4 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月末日までの間に出所予定であること。

前述の要件①～③のすべてを満たす者（対象ア）に対して出院後最長 2 年間の支援期間を確保することを想定。刑事施設内における支援期間は、出所前の 3 か月程度を目途とすることを想定するが、対象者の状況に応じた期間を設定し支援することとする。

(3) 想定支援対象者数

介入の対象者となり得るもののうち、支援を受けることに同意する者は半数程度となるとの見込みのもと、想定支援対象者数は、次のとおりとする。

年間 20 人以上

(4) 選定方法

具体的な選定方法の一例として、次のような手順が想定される。

- ①先述の要件②に該当する施設（後述する 7) (1) に挙げた刑事施設）において、入所者を対象に、ギャンブル依存症スクリーニングテストを実施し、ギャンブル等依存の傾向があると判明したもの

を対象者とする。

- ②対象者のうち、先述の要件③に該当する者（後述する 7）（1）に挙げた府県に帰住見込みである者）には、社会内でのメニューについても事業内容を説明し、同意の意思を確認する。

3) 介入プログラムの概要

(1) 支援対象者及び支援内容の概要

ギャンブル等依存のある刑務所出所者等に対する支援の対象者及び内容の概要は、次のとおり。

支援対象者：後述する 7）（1）に挙げた刑事施設での受刑者のうち、ギャンブル等依存を有する者（本人の同意を前提）

支援内容：・ギャンブル等依存に関するアセスメント

- ・ギャンブル等依存から脱却するスキルを獲得するためのプログラムの実施
- ・医療機関・自助グループ、多重債務に関する相談機関等、社会資源の利用調整・同行
- ・家族に対するカウンセリング
- ・生活全般に関する個別相談

(2) 事業実施内容

主な支援内容は、次の通り。

①施設内

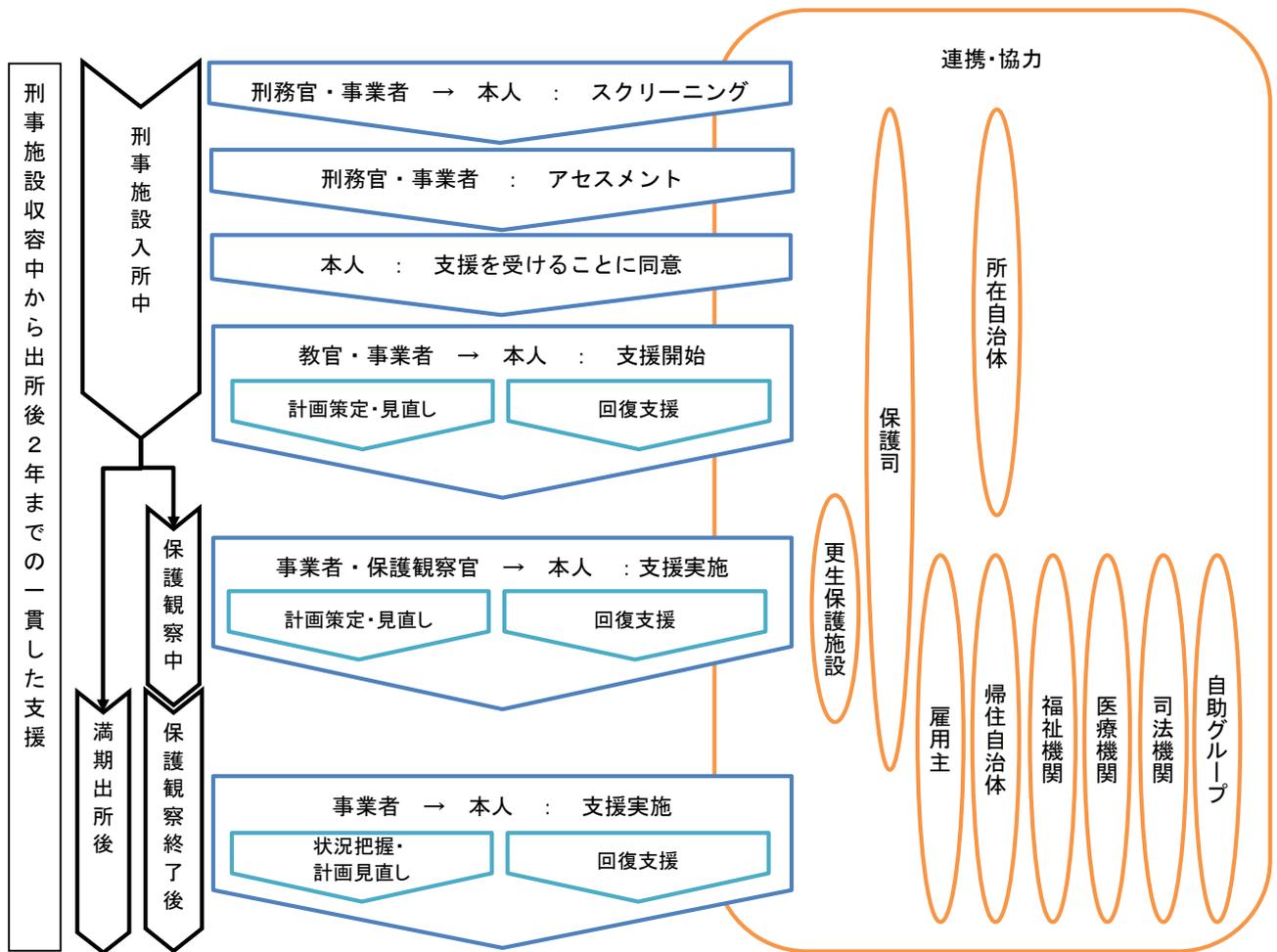
- ア スクリーニング : 施設内でのギャンブル依存症スクリーニングテスト実施
- イ アセスメント : 依存の程度を判定
- ウ 回復プログラム : ファシリテーターによる集合形式のプログラムを想定
- エ 個別面談

②社会内

- ア 回復プログラム : ファシリテーターによる集合形式の通所型プログラムを想定
(大半の者は出所後の帰住地が定まっていることと、
受刑により基本的な生活習慣が確立されていることから、
施設入所型プログラムのニーズは小さいことが見込まれる。)

イ 個別面談

- ③社会資源へのつなぎ : 医療機関や多重債務に関する相談機関等の利用調整や同行
- ④家族へのサポート : 家族に対するカウンセリングを想定



(※) 満期出所の場合、保護観察には付されない。平成30年出所受刑者の仮釈放率は58.5% (令和元年版犯罪白書)

図 3.2-1 事業の流れ (イメージ)

4) 事業の実施期間 (スケジュール)

(1) 契約期間

令和3年4月から令和8年3月末日まで (5か年)

(2) 支援対象者への支援実施期間

対象者一人に対し、刑施設内で3か月以上、出所後に2年間の支援を実施する。

現状、刑施設で実施している特別改善指導は、種類により異なるが、2～9か月間程度の期間で実施されている。

今回の案件組成においては、刑施設内でのプログラムの内容について、ギャンブル等依存からの改善に資するものであれば、詳細な指定は設けず、事業者の持っているノウハウや創意工夫を活用する方針であるが、他の特別改善指導の実施期間や、プログラム実施者と対象者の信頼関係形成に要する期間を考えると、最低3か月間は必要である。

出所後の支援期間については、出所年から出所2年以内にかけて再入する者の割合が高い傾向にある

こと、政府目標において2年以内再入率の低下を掲げていることから、仮釈放の有無やその期間にかかわらず、2年間とした。

表 3.2-3 (参考) 平成26年の出所受刑者の再入率(再掲)

26年出所受刑者人員	再入所者人員				
	26年 出所年	27年 2年以内	28年 3年以内	29年 4年以内	30年 5年以内
24,651	1,074	4,569	7,056	8,542	9,514
100.0%	4.4%	18.5%	28.6%	34.7%	38.6%

注1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
注2 「再入所者人員」は、各年の年末までに再入所した者の累積人員である。

(3) 事業準備から初年度の事業スケジュール

上記を踏まえた、事業準備から初年度にかけての事業スケジュールは以下のとおりである。

表 3.2-4 事業準備から初年度の事業スケジュール

項目	目安	令和2年度												令和3年度												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
予算要求	~7月	■																								
概算決定	~1月				■																					
公募準備	2、3月												■													
公募開始	3、4月													■												
提案・選定	2カ月程度													■												
契約交渉	2カ月程度															■										
刑事施設等への事業周知	4月~													■												
対象者の抽出・選定開始	5月~																									
事業開始(施設内)	10月~																									
事業開始(施設外)	1月~																									

なお、事業者が必要に応じて資金調達したり、コンソーシアム協定を締結する場合には、表中の公募開始のタイミングで着手して、調整を進めることとなる。

(4) 支援実施と評価のスケジュール

支援実施対象者数の推移は次図の通り。

表 3.2-5 支援実施と評価・支払のスケジュール

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
令和3年度の新規参加者					
令和3年度新規参加者への支援期間					
令和3年度新規参加者への2年以内再入率					
令和4年度の新規参加者					
令和4年度新規参加者への支援期間					
令和4年度新規参加者への2年以内再入率					
令和5年度の新規参加者					
令和5年度新規参加者への支援期間					
令和5年度新規参加者への2年以内再入率					
令和6年度の新規参加者					
令和6年度新規参加者への支援期間					
前年度の事業の評価・支払い		●	●	●	● ●

表中最下行の前年度の事業の評価・支払いの令和7年度分については、令和7年度中に行う必要があると想定した。本事業が令和3年度から5か年での国庫債務負担行為による契約（契約期間は令和3年4月から令和8年3月末まで）となるならば、令和7年度分の事業支払いは、令和7年度中に行う必要があると考えられるため。

また、2年以内再入率の観点から、本事業は、刑事施設内で3か月以上、令和4年1月1日から出所予定の者を対象とする想定のため、令和4年1月に出所した者は令和5年12月以降、2年以内再入率の評価が可能となる。本事業は令和7年度末に終了するため、令和6年1月以降に支援を開始する者に対しては、2年以内再入率の評価の対象外となる。

5) 想定される実施体制

(1) 想定される契約関係

<案件①と同内容>

(2) 想定される事業スキーム

本事業におけるスキーム（案）は、次図のとおり。

図中の実線による囲みに示すように、法務省と事業者間で業務委託契約を締結し、事業者は対象者にサービスを提供し、法務省は、成果に応じた委託料を事業者を支払うものとする。

また、図中の点線による囲みに示すように、必要に応じて、法務省は評価機関に評価を委託したり、事業者は、アドバイザーや協業可能な他の事業者への業務委託契約の締結や、資金提供者や各種の関係

者と連携したりしながら、事業を進めることとなる。

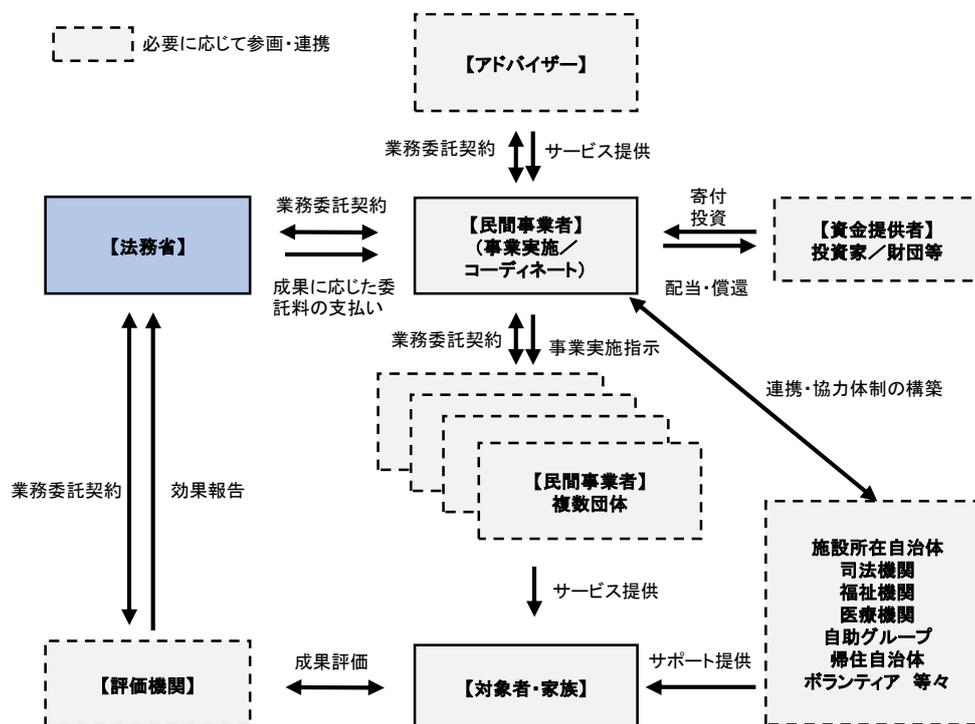


図 3.2-2 回復支援事業における SIB 案件組成スキーム (案)

(3) ギャンブル等依存への支援に関する事業者候補

現状においてギャンブル等依存に特化したプログラムを実施している民間事業者が一事業者しか見当たらない。当該事業者は、施設入所型プログラムと通所型プログラムを実施しており、播磨社会復帰促進センター内で実施されているプログラムの一部の担当している。また、施設入所が必要となった場合には、他の事業者との連携も可能である。

6) 想定される事業実施地域

(1) 実施場所

以下のうちの2地域程度。

①神奈川県内

- 刑事施設 (府中及び横浜刑)
- 保護観察所 (横浜)

②愛知県内

- 刑事施設 (名古屋刑)
- 保護観察所 (名古屋)

③大阪府内

- 刑事施設 (大阪刑)
- 保護観察所 (大阪)

※保護観察所の支部等を含めるかどうかについては、制約を設けない。

7) 事業内容に関する課題と対応策

(1) 実施地域に求められる条件

以下の条件を満たしている必要がある。

① 刑事施設及び社会内での実施場所が同一都道府県内又は近隣にあること

刑事施設においてプログラムを実施した事業者が、出所後も引き続き対象者に対して支援を提供するスキームとしているため、事業者の移動等コストを勘案した。

② 事業者のサービス提供拠点と対象者の居住地が同一都道府県内にあること

理由は同上。対象者が事業者のサービス提供拠点に継続して通い続けるためには、近隣であることが望ましい。

③ 社会内での実施場所を管轄する保護観察所における事件取扱件数が多いこと

ソーシャルインパクトを示すために十分な対象者数を確保するためには、出所後に帰住する者が多くいる都道府県を社会内の実施場所として選定する必要がある。

④ その他

現状においてギャンブル等依存に特化したプログラムを実施している民間事業者が一事業者しか見当たらない上、同事業者が有しているサービス拠点が横浜市、名古屋市、大阪市にあることも考慮した。

なお、いずれの市も、IRを誘致する方針を表明している。

(2) 事業実施にあたっての公平性の担保と注力する程度とのバランス

本事業は公的資金で実施されるため、事業目的でもあり成果報酬にも関連する指標を達成するために、対象者に向けられた支援内容について、事業者側が公平性のある取組みとすることと、目標達成に向け集中的に取り組むこととのバランスをとるのは容易ではない。

あらかじめ、個別の支援対象者に対して許容される注力可能な範囲（程度）を設定しておくことは容易ではないため、事業の実施状況を踏まえながら、個別に検討を重ねていく必要がある。

3.2.2 成果指標・評価方法の検討

1) 成果指標及び評価デザイン

(1) ロジックモデル

以下に当事業に係るロジックモデルを示す。

ギャンブル等依存のある刑務所出所者等に対する支援の実施によるインパクトは、出所者等が社会復帰・定着を果たすことによって、再犯による被害者が減少し、再入所率の低下に結びつき、関連するコストの削減が実現することである。

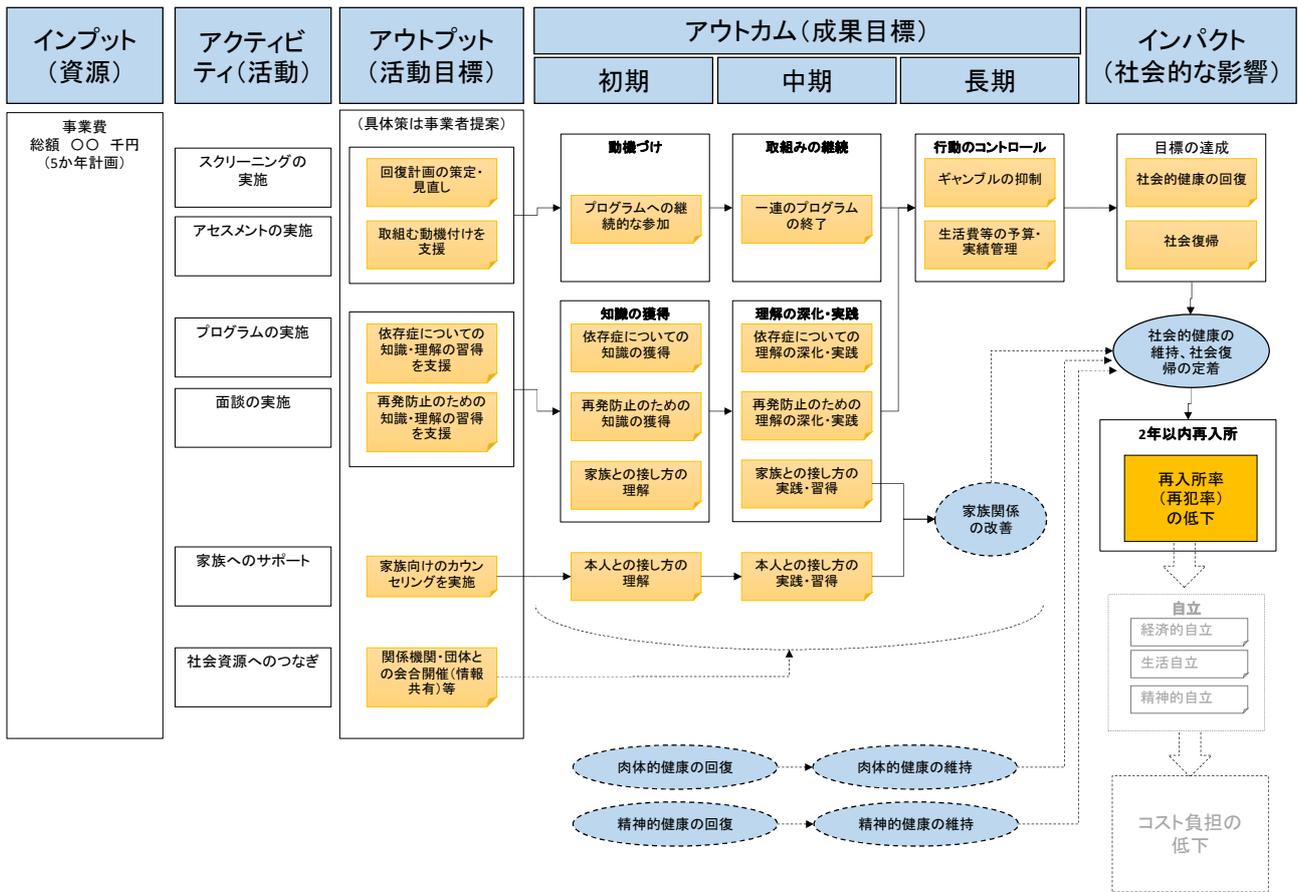


図 3.2-3 回復支援のロジックモデル

出所：「社会的インパクト 評価ツールセット 就労支援 Ver1.0」G8 社会的インパクト投資国内諮問委員会 社会的インパクト評価ワーキング・グループなどを参考に作成

(2) 成果指標

ロジックモデルより、指標になり得る項目として、以下が挙げられる。

表 3.2-6 各種の評価指標

アクティビティ、アウトプット、アウトカム	指標	収集するデータ
回復計画の策定・見直し	<ul style="list-style-type: none"> 取組む内容やスケジュールの具体性 見直しの実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> 目標が設定されたプロセスと設定された目標の内容 見直しが実施されたプロセスと見直された目標の内容
取組みへの動機付け	<ul style="list-style-type: none"> 取組みへの意欲の向上 プログラムへの参加が軌道に乗ったこと（初期の3～6か月目途） 	<ul style="list-style-type: none"> 本人の意見（アンケートやインタビュー結果） プログラムへの出席やカウンセリング等の実施の履歴（初期の3～6か月目途）
知識の獲得（依存症、再発防止、家族との接し方等について）	<ul style="list-style-type: none"> 初期段階のプログラムの到達度 初期段階の関連用語等について知識 	<ul style="list-style-type: none"> プログラムの実施状況 事業者が（テスト等により）評価したプログラムに対する理解度 本人や家族の意見（アンケートやインタビュー結果）
取組みの習慣化・継続	<ul style="list-style-type: none"> プログラムの参加状況 	<ul style="list-style-type: none"> プログラムへの出席やカウンセリング等の実施の履歴
理解の深化・実践（依存症、再発防止、家族との接し方等について）	<ul style="list-style-type: none"> プログラムの到達度 獲得した知識の実践状況 	<ul style="list-style-type: none"> プログラムの実施状況 事業者が（テストや心理尺度等により）評価したプログラムに対する理解度 本人や家族の意見（アンケートやインタビュー結果）
行動のコントロール（ギャンブル抑制、生活費等の管理）	<ul style="list-style-type: none"> ギャンブルの状況（頻度が少ない、無いこと） 生活費等の予算・実績管理ができていないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者によるモニタリングの結果 本人による報告の結果 本人や家族の意見（アンケートやインタビュー結果） など
目標達成	<ul style="list-style-type: none"> 達成状況 	<ul style="list-style-type: none"> 設定した回復計画に掲げた目標を達成したかどうか。 設定した回復計画に沿った目標達成までの到達度
家族関係の改善	<ul style="list-style-type: none"> 家族関係の状況 	<ul style="list-style-type: none"> 本人、家族、関係者の意見（アンケートやインタビュー結果）
家族へのサポート	<ul style="list-style-type: none"> カウンセリング等の実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> 実施された内容や頻度 家族の意見（アンケートやインタビュー結果）
社会資源へのつながり	<ul style="list-style-type: none"> 取組みの状況 	<ul style="list-style-type: none"> 実施された内容や頻度
2年以内再入状況	<ul style="list-style-type: none"> 再入状況 	<ul style="list-style-type: none"> 本人が2年以内に再入しなかったかどうか

これらの成果指標の他にも、事業者からの提案を受けることも可能である。

また、アンケートやインタビューの質問項目については、測定したい内容に沿ったものとするためには、当該分野の専門家のアドバイスが必要となることもある。

これら各種の評価指標について、成果支払いとの関係性を整理するために、事業目的との関連性、インセンティブの適切性、業務管理上の有用性の観点から評価した¹。

- ・事業目的との関連性とは、その指標が事業目的の達成度を直接表すことができるかどうかという観点で有望度合いを整理した。

¹評価指標の検討に当たっては、経済産業省委託事業「平成28年度健康寿命延伸産業創出推進事業（健康経営・投資普及推進等事業）調査報告書」（株式会社日本総合研究所 2017）を参考とした。

- ・インセンティブの適切性とは、事業者による取組の成果としてその指標を捉えることができ、事業者のやる気を引き出すことが出来るかどうかという観点で有望度合いを整理した。
- ・業務管理上の有用性とは、事業実施による成果とは別に、事業者による事業実施の進捗確認に役立つものかどうかという観点で整理した。

例えば、回復計画の策定や見直しは、支援を行う上では必要不可欠なものであるが、他の指標と対比した際に、そのこと自体が事業目的の達成や、事業者による取組みの成果として評価するには、やや有望度合いが下がると評価した。その一方で、回復計画の策定や見直しを行っているということや、設定した具体的な内容やスケジュールは、事業者が具体的に事業を行ったことを示しうるため、業務管理上の有用性という点では有望であるものと評価した。

また、対象者が取組みへの動機付けを獲得するための支援は、事業者にとっては、事業目的の達成度を直接表すことができ、この指標が改善することは事業者が取組む上でやる気を出すことができるものであり、事業者による事業実施の進捗確認にも役立つものであると、いずれの観点においても有望であると評価した。

一方、家族関係の改善やサポート等については、支援による成果として期待される成果ではあるが、事業者が提供する支援内容との関連性に照らして、いずれもやや有望度が下がると評価した。

このように3つの観点から各指標を評価し、いずれにおいても有望であるものを成果支払いとの関連性が高い項目と位置付けることとして、知識・理解、取組み継続、行動のコントロールの3つを取上げることとした。

表 3.2-7 各種の評価指標と成果支払いとの関連性

アクティビティ、アウトプット、アウトカム	指標 (再掲)	支援と事業目的との関連性 ○：有望 △：やや有望	インセンティブの適切性 ○：有望 △：やや有望	業務管理上の有用性 ○：有望 △：やや有望	成果支払いとの関連付けの適性の有無
回復計画の策定・見直し	・取組む内容やスケジュールの具体性 ・見直しの実施状況	△	△	○	
取組みへの動機付け	・取組みへの意欲の向上 ・プログラムへの参加が軌道に乗ったこと（初期の3～6か月目途）	○	○	○	○適正あり
知識の獲得（依存症、再発防止、家族との接し方等について）	・初期段階のプログラムの到達度 ・初期段階の関連用語等について知識	○	○	○	○適正あり
取組みの習慣化・継続	・プログラムの参加状況	○	○	○	○適正あり
理解の深化・実践（依存症、再発防止、家族との接し方等について）	・プログラムの到達度 ・獲得した知識の実践状況	△	△	△	
行動のコントロール（ギャンブル抑制、生活費等の管理）	・ギャンブルの状況（頻度が少ない、無いこと） ・生活費等の予算・実績管理ができていくこと	○	○	○	○適正あり

アクティビティ、アウトプット、アウトカム	指標 (再掲)	支援と事業目的との関連性 ○：有望 △：やや有望	インセンティブの適切性 ○：有望 △：やや有望	業務管理上の有用性 ○：有望 △：やや有望	成果支払いとの関連付けの適性の有無
目標達成	・達成状況	○	○	△	
家族関係の改善	・家族関係の状況	△	△	△	
家族へのサポート	・カウンセリング等の実施状況	△	△	○	
社会資源へのつなぎ	・取組みの状況	△	△	○	
2年以内再入状況	・再入状況	△	△	△	

なお、本事業における支援内容との関連性などから整理した結果、成果支払いに関連付けないこととなった各種の指標のうち、特に、2年以内の再入状況については、「再犯防止に向けた総合対策」で数値目標が設定されていることなどから、重要な評価指標の一つであるといえるが、本事業においては想定支援対象者数の規模が小さく、2年以内の再入状況に関する定量的評価が困難であるため、成果支払いに関連付けないこととしている。

(3) 評価デザイン

＜①評価デザインの基本概念、②評価デザイン検討の観点 は 案件①と同内容＞

③評価デザインの選定

ア 本事業への評価デザインの適用可能性

前述の評価デザイン検討の6つ観点と、本事業における各種の評価指標全般との関連を次のとおり整理した。本事業において想定される各種の指標は、いずれも外部要因の影響を受け得ることから、前後比較等の簡便な手法による効果検証では限界があると考えられる。また、事業規模から見ても、精緻な効果検証ができ得ると考えられる。その一方で、次に述べる対照群の設定の可否によっては、選択可能な評価デザインが限られてしまう。

表 3.2-8 本事業への評価デザインの適用可能性

6つの観点	本事業における評価デザインの適用可能性
観点①：事業を実施しなかった場合のアウトカム指標の動き	いずれの指標も外部要因の影響を受け得る。 そのため、前後比較等の簡便な手法による効果検証には限界があると考えられる。
観点②：事業自体の貢献度 (attribution) の重視度合い	成果に連動した支払いと関連付ける評価項目について、事業自体の貢献度を評価することを重視するならば、精緻な効果検証の必要性は高い。 一方で、成果に連動した支払いと関連付けるかどうかに関わらず、結果としてアウトカム指標が改善していれば良いのであれば、前後比較等の簡便な手法で十分と考えられる。
観点③：事業規模の大小	年間20名以上を受入れることを想定しているが2年間の支援を含めると、実質的な受入れは3か年分の60名程度となると想定されるため、事業規模は、大きいとは言えない。

6つの観点	本事業における評価デザインの適用可能性
	そのため、精緻な効果検証についての可能性は下がり、ランダム化比較試験は困難。また、精緻な効果検証についての必要性も必ずしも高くはないと考えられる。
観点④：リスクの大小	観点②と同様、成果に連動した支払いと関連付ける評価項目について、どの程度まで、事業自体の貢献度を重視するのか、あるいは、アウトカム指標の改善で良しとするかによって、精緻な効果検証の必要性が決まる。
観点⑤：（特に対照群）データ取得コスト	対照群のデータ取得にあたって、手間やコストが増える。 対照群の設定については、許容できる手間とコストの程度に応じて、実施可能な方法が決まる。
観点⑥：潜在的な支援対象者の分離可能性	本事業においては、潜在的な支援対象者を処置群と対照群に分離することは困難。

イ 対照群の設定方法の検討

前述のとおり、評価デザインを決める上では、対照群を設定するかどうか重要なポイントとなる。対照群の設定については、事業の評価の重要度をどこまで高め、検証結果の確実性をどこまで期待し、対照群設定の手間とコストをどこまで許容するかなど、総合的に勘案して判断することとなる。

本事業において対照群等を設定する際に想定されるパターンを次のとおり整理した。

保護観察終了後の対照群の設定は、手間やコストなどを勘案すると容易なものではないと思われる。それに比べれば、刑事施設内と保護観察中での対照群の設定については、可能性が高まるものと考えられる。

支援の全期間を通してではなく、期間を限って評価することも念頭に置けば、対照群の設定による、より精緻な評価デザインを選択することも可能となる。

表 3.2-9 対照群等を設定しうるパターンの一覧

刑事施設内	保護観察期間中	出所2年後
対照群 ・実施場所の施設に入所していて、支援を受けない人（ア） ・実施場所以外の施設に入所している人（イ）	対照群 ・左記のうち同意が得られた人（ウ）	対照群 ・左記のうち同意が得られた人（エ） ・調査実施時に打診して同意が得られた人（オ） その他の調査対象 ・支援対象者で再入した人（カ） ・非対象者で再入した人（キ） ・一般の統計データ等（ク）

以下に、表中の各種の対照群（ア～ク）について概要を整理した。

表 3.2-10 設定しうる対照群の概要

タイミング	記号	概要
事業開始時点における対照群の設定	表中（ア）	・実施場所となる刑事施設においてギャンブル等依存症があり、支援にも同意している人。ただしこの場合は、ランダムに割振られた際に、支援群ではなく対照群に選ばれてしまうと支援が受けられなくなってしまうので、評価するための精度は高められたとしても、事業の目的に照らせば課題が残る。 ・実施場所となる刑事施設において、支援を受けることに同意が得られないような場合には対照群となり得る。ただし、同意が得られないという点で支援群との同質性は担保しきれない。 ・刑事施設において把握可能な情報については、対照群を設定し、比較することも可能。
	表中（イ）	・国内の実施場所とならない刑事施設は多数あり、支援がもしあれば、当人の再犯防止に資することが期待できる人は存在する。ただし、今回は、都市圏での実施を想定していることから、地方圏の刑事施設において対照群を設定する場合に

タイミング	記号	概要
		<p>は、地方圏における支援環境などが都市圏とは同等ではないという点で支援群との同質性は担保しきれない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刑事施設において把握可能な情報については、対照群を設定し、比較することも可能。
出院後の保護観察期間中における対照群の設定	表中 (ウ)	<ul style="list-style-type: none"> ・上記と同じ対照群（表中ア及びイ）に対して、状況把握やデータ収集することは可能と考えられる。 ・ただし、状況把握やデータ収集に対して協力が得られる範囲に限定されるため、母集団は小さくなる可能性が考えられる。 ・必要に応じて、調査協力への謝礼等のインセンティブを用意することとなれば、それだけ、手間とコストが増える。 ・保護観察において把握可能な情報については、対照群を設定し、比較することも可能。
出院2年後における対照群の設定	表中 (エ)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護観察終了時まで、出所2年後の調査協力の同意を得たうえで、2年後に調査を実施するというもの。 例えば、2年後に簡便なアンケートを実施し、大まかな状況確認と詳細な調査への協力可否を確認した上で、詳細な調査にも協力可能と回答した者には、詳細なアンケートやインタビューを実施する。 ・ただし、対照群が2年後に問合せが届くことを知っていること自体が影響する可能性が残る。 ・また、本人同意のもと調査実施した場合、その回答率は、大幅に下がると考えられる。
	表中 (オ)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護観察終了時に把握していた連絡先に、2年後、調査協力を依頼したうえで、調査協力の同意が得られた者に調査を実施するというもの。 ・ただし、2年後に問合せを可能とするための手立てが必要となる。
事業の成果の評価に資するその他の調査対象等の設定	表中 (カ)	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者で、再入してしまった人に調査を実施するというもの。 ・再入に至ってしまった原因に照らして、支援を受けていた内容との関連性の有無や有効性の有無などについて、アンケートやインタビューを実施する。 ・刑事施設・保護観察を通じて把握可能な情報については、対照群を設定し、比較することも可能。
	表中 (キ)	<ul style="list-style-type: none"> ・非対象者で、再入してしまった人に調査を実施するというもの。 ・再入に至ってしまった原因に照らして、もしも支援を受けていたら、それらが有効であったと（再入は回避できた）と考えられるかどうかなどについて、アンケートやインタビューを実施する。 ・刑事施設・保護観察を通じて把握可能な情報については、対照群を設定し、比較することも可能。
	表中 (ク)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の統計データなどと比較するというもの。 ・ただし、データを対比する際には、母集団の類似性／特異性などへの留意も必要となるため、場合によっては当該分野の専門家のアドバイスが必要となることもある。

ウ 本事業で適用する評価デザイン

前項では、評価デザインの選択肢について整理した（表 3.1-9 各種の定量的な分析手法の強みと弱み）。前後比較以外の手法は、比較可能なデータの蓄積や対照群の設定が必要となることから、事業としての実績が十分にある取組みの評価に適したものである。

海外の再犯防止分野における SIB 事例には、ランダム化抽出試験や過去のデータを用いて評価したケース（4.2.1 米国・カリフォルニア州・ベンチュラ、4.2.7 オーストラリア・ニューサウスウェルスなど）や、国内のヘルスケア分野における SIB 事例には、蓄積された統計データ等を用いて評価したケース（4.3.1 八王子市、4.3.3 広島県など）などがある。これらの事例はいずれもデータや知見等が蓄積された分野である。

一方、本事業は、国内において初となる取組みであるため、その評価方法はまだ確立していない。また、比較評価のために対照群を設定するとしても制約がある（表 3.2-10 設定しうる対照群の概要）。こ

うした現状においては、前後比較以外の手法を適用するには、多くの検討を必要とする。

本事業の開始を令和3年度からと想定した場合、前後比較であれば、様々なデータや知見の蓄積を待たずに適用可能である。

こうした点を踏まえて、後述の成果指標の達成度に応じた支払額の計算においては、対象とする指標（知識獲得、取組み継続、行動のコントロール）については、前後比較や目標の達成度などを前提に評価方法を設定した。

それ以外の指標（回復計画の策定、社会資源へのつながり、2年以内再入状況など）については、入手可能なデータを勘案の上、その採否を検討することとなるため、場合によっては、刑事施設・保護観察を通じて把握可能な情報（表中の（ア）、（イ）、（ウ）、（カ）、（キ）など）については、手間やコスト負担を増やすことなく、対照群を設定した比較も可能である。

また、公募する事業内容に対して、事業者が提案してくる個別の実施内容に合わせて、適切な指標を選定し、その評価に必要なデータを検討することが必要となる。

成果支払いに関連付けなかった指標や事業者が提案してくる指標など、様々なデータが蓄積されていくことにより、前後比較にとどまらず、蓄積されたデータの中から比較可能な対照群を設定できるようになるなど、より精緻で適切な評価手法の採用が可能となると考えられる。

また、対照群の設定が困難な場合であっても、支援群に対して、その支援に類似する支援を受けていたかどうか（反事実）、また、その支援内容は得られた結果に寄与していたと思うか（寄与度）、などについてアンケートやヒアリングを実施し、その結果に基づき、反事実の割合と寄与度の割合を評価結果に掛け合わせて補正する方法もある。

④各種指標のデータ収集と評価の主体

各指標について、データを収集する主体と評価を実施する主体についての具体案を整理した。ただし、これらの案に挙げた主体以外によるデータ収集や評価実施も可能である。

表 3.2-11 各種指標のデータ収集及び評価の主体の案

アクティビティ、アウトプット、アウトカム	指標（再掲）	収集するデータ（再掲）	データを収集する主体の案（※1）	評価を実施する主体の案（※2）
回復計画の策定・見直し	<ul style="list-style-type: none"> 取組む内容やスケジュールの具体性 見直しの実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> 目標が設定されたプロセスと設定された目標の内容 見直しが実施されたプロセスと見直された目標の内容 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が取りまとめる 	<ul style="list-style-type: none"> 法務省／第三者評価機関
取組みへの動機付け	<ul style="list-style-type: none"> 取組みへの意欲の向上 プログラムへの参加が軌道に乗ったこと（初期の3～6か月目途） 	<ul style="list-style-type: none"> 本人の意見（アンケートやインタビュー結果） プログラムへの出席やカウンセリング等の実施の履歴（初期の3～6か月目途） 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が取りまとめる 	<ul style="list-style-type: none"> 法務省／第三者評価機関
知識の獲得（依存症、再発防止、家族との接し方等について）	<ul style="list-style-type: none"> 初期段階のプログラムの到達度 初期段階の関連用語等について知識 	<ul style="list-style-type: none"> プログラムの実施状況 事業者が（テスト等により）評価したプログラムに対する理解度 本人や家族の意見（アンケートやインタビュー結果） 	<ul style="list-style-type: none"> プログラムの実施状況や理解度に関する評価の結果は、事業者 アンケートは、調査実施者（法務省／第三者評価機関／事業者など） インタビューは、事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 法務省／第三者評価機関

アクティビティ、アウトプット、アウトカム	指標（再掲）	収集するデータ（再掲）	データを収集する主体の案（※1）	評価を実施する主体の案（※2）
取組みの習慣化・継続	・プログラムの参加状況	・プログラムへの出席やカウンセリング等の実施の履歴	・事業者が取りまとめる	・法務省／第三者評価機関
理解の深化・実践（依存症、再発防止、家族との接し方等について）	・プログラムの到達度 ・獲得した知識の実践状況	・プログラムの実施状況 ・事業者が（テストや心理尺度等により）評価したプログラムに対する理解度 ・本人や家族の意見（アンケートやインタビュー結果）	・アンケートは、調査実施者（法務省／第三者評価機関／事業者など） ・インタビューは、事業者	・法務省／第三者評価機関
行動のコントロール（ギャンブル抑制、生活費等の管理）	・ギャンブルの状況（頻度が少ない、無いこと） ・生活費等の予算・実績管理ができていること	・事業者によるモニタリングの結果 ・本人による報告の結果 ・本人や家族の意見（アンケートやインタビュー結果） など	・アンケートは、調査実施者（法務省／第三者評価機関／事業者など） ・インタビューは、事業者	・法務省／第三者評価機関
目標達成	・達成状況	・設定した回復計画に掲げた目標を達成したかどうか。 ・設定した回復計画に沿った目標達成までの到達度	・事業者が取りまとめる	・法務省／第三者評価機関
家族関係の改善	・家族関係の状況	・本人、家族、関係者の意見（アンケートやインタビュー結果）	・アンケートは、調査実施者（法務省／第三者評価機関／事業者など） ・インタビューは、事業者	・法務省／第三者評価機関
家族へのサポート	・カウンセリング等の実施状況	・実施された内容や頻度 ・家族の意見（アンケートやインタビュー結果）	・カウンセリング等が実施された内容や頻度は、事業者 ・アンケートは、調査実施者（法務省／第三者評価機関／事業者など） ・インタビューは、事業者	・法務省／第三者評価機関
社会資源へのつなぎ	・取組みの状況	・実施された内容や頻度	・事業者が取りまとめる	・法務省／第三者評価機関
2年以内再入状況	・再入状況	・本人が2年以内に再入しなかったかどうか	・法務省	・法務省

※1 ただし、案の主体以外によるデータ収集も可能である。

※2 ただし、案の主体以外による評価実施も可能である。

2) 第三者評価者候補

＜案件①と同内容＞

3.2.3 支払条件の検討

1) 最大及び最低支払額、固定支払の有無

<案件①と同内容>

2) 成果指標の達成度に応じた支払額

前述の通り、本事業において成果の達成度に応じて支払う指標を①学力向上、②学習継続、③目標達成とした（表 3.2-7 各種の評価指標と成果支払いとの関連性）。これらの評価方法については、前述の通り、海外の再犯防止分野などにおける SIB 事例や国内のヘルスケア分野などにおける SIB 事例においては、蓄積されたデータを活用したり対照群を設定したケースもあるが、本事業では、こうした比較可能なデータなどの蓄積がないことや、対照群の設定に制約があることなどから、前後比較により評価することとした（3.2.2 1) (3) ③ウ 本事業で適用する評価デザイン）。

成果指標の達成度に応じて支払う①知識・理解、②取組み継続、③行動のコントロールについての、概要、評価方法、計算方法などについては、以下の通りとする。

(1) 指標①知識獲得について

①概要

知識の獲得についての成果を評価するもの。

②評価方法

プログラム開始時からの知識量（テスト結果）の向上率で評価する。

③評価計算方法

$$\text{支払額} = \text{予算割当額} \div 4 \div 100 \times \text{知識向上率}$$

- ・「予算割当額」とは、支援対象者一人につき2年分の金額のうち指標①の金額を当該年度の評価対象者の人数分合算した金額をいう。
- ・「評価対象者」とは、当該年度に6か月目を迎える者、または前回の評価から6か月目を迎える者をいう。
- ・「知識向上率」とは、事業実施期間において評価対象となる者のうち、知識向上者の人数を評価対象者の人数で除した数をいう。

$$\text{知識向上率} = \text{知識向上者数} \div \text{対象者数} \times 100$$

- ・「知識向上者」とは、「評価時テスト結果」を「初期テスト結果」で除した値が1以上となった者をいう。

$$\text{知識向上者} = \text{評価時の知識量} \div \text{初期の知識量} \geq 1$$

④評価期間

半年毎

- ・支援対象者一人につき、2年間の支援期間中に、指標①に基づく評価は4回算出されることとなる。

(2) 指標②取組み継続について

①概要

2年間取組み継続がなされたかどうかを評価するもの。

②評価方法

半年毎に取組みが継続していることについて確認し、その達成状況に応じて支払う。

③評価計算方法

$$\text{支払額} = \text{予算割当額} \div 4 \div 100 \times \text{半年間継続率}$$

- ・「予算割当額」とは、支援対象者一人につき2年分の金額のうち指標②の金額を当該年度の評価対象者の人数分合算した金額をいう。
- ・「評価対象者」とは、当該年度に6か月目を迎える者、または前回の評価から6か月目を迎える者をいう。
- ・「半年間継続率」とは、事業実施期間において評価対象となる者のうち、取組みを継続している者の人数を評価対象者の人数で除した数をいう。

$$\text{半年間継続率} = \text{半年間継続者数} \div \text{対象者数} \times 100$$

④評価期間

半年毎

- ・支援対象者一人につき、2年間の支援期間中に、指標②に基づく評価は4回算出されることとなる。

(3) 指標③行動のコントロール

①概要

ギャンブルをしていないか、生活費を計画的に使えているかなどの項目について、状況の変化を評価するもの。

ただし、状況を表すデータが必要であり、本人による報告結果や本人や家族の意見をアンケートやインタビューなどにより収集することとなる。

②評価方法

プログラム開始時からの状況の改善率で評価する。

③評価計算方法

$$\text{支払額} = \text{予算割当額} \div 4 \div 100 \times \text{状況改善率}$$

- ・「予算割当額」とは、支援対象者一人につき2年分の金額のうち指標③の金額を当該年度の評価対象者の人数分合算した金額をいう。
- ・「評価対象者」とは、当該年度に6か月目を迎える者、または前回の評価から6か月目を迎える者を

いう。

- ・「状況改善率」とは、事業実施期間において評価対象となる者のうち、状況改善者の人数を評価対象者の人数で除した数をいう。

$$\text{状況改善率} = \text{改善者数} \div \text{対象者数} \times 100$$

- ・「状況改善者」とは、「評価時の状況」を「初期の状況」で除した値が1以上となった者をいう。

$$\text{状況改善者} = \text{評価時の状況} \div \text{初期の状況} \geq 1$$

④評価期間

半年毎

- ・支援対象者一人につき、2年間の支援期間中に、指標③に基づく評価は4回算出されることとなる。

3) 比率の案1～案3について

下表は、指標ごとの支払い方法について整理したイメージである。

先述のとおり、国内では、事業費の約1.1倍（八王子市）から約1.3倍（神戸市）程度に設定された事例があり、それぞれの事例において根拠とした考え方は異なるが、比率の設定という観点からは参考になる。また、リスク・リターンを過度に低く抑えてしまつては、SIBのスキームを導入するメリットの一つである、成果をあげることへの事業者のインセンティブが働きづらくなるという懸念も念頭に置いて設定するならば、案1よりも案2、さらには案3の方が望ましいといえる。

表 3.2-12 指標ごとの支払い方法の整理

	指標	比率		
		案1	案2	案3
固定	計画策定・見直し 学習支援 環境整備 関係者との連携 など	90%	80%	70%
成果連動		10%	20%	30%
	指標①知識獲得	2%	4%	6%
	指標②取組み継続	5%	10%	15%
	指標③行動のコントロール	3%	6%	9%
	合計	100%	100%	100%

(1) 比率の案1について

支払額に占める成果連動部分の割合について、国内事例を参考に10%と設定したもの。指標①～③の比率については、事業の内容に照らして、成果の重要性から指標②の割合を大きくしたうえで、インパクトに近い（短期よりも長期の）アウトカムを達成させることの方が事業者に大きなインセンティブとなるように、指標①：指標②：指標③を2：5：3と設定した。

(2) 比率の案2について

成果連動部分の割合について、案1と案3の間となる20%と設定したもの。指標①：指標②：指標③の割合は、案1と同様に2：5：3とした。

(3) 比率の案3について

成果連動部分の割合について、国内事例を参考に30%と設定したもの。指標①：指標②：指標③の割合は、案1と同様に2：5：3とした。

4) 支払スケジュール

本事業の実施スケジュールを踏まえた各年度の支払スケジュールは次図の通り。

事業を実施した結果・成果を3月、4月に取りまとめ、4月に評価・支払いが行われることを想定。

表 3.2-13 各年度の支払いスケジュール

項目	目安	令和3年度			令和4年度～令和6年度												翌年度				
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		1月	2月	3月	4月
令和3年度 事業の実施	10月～	→																			
令和3年度 事業の結果・成果のまとめ	3、4月						→														
令和3年度 事業の評価・支払い	4月						●														
令和4～7年度 事業の実施	通年							→													
当該年度 事業の結果・成果のまとめ	3、4月																				→
当該年 事業の評価・支払い	4月																				●

また、年度別の新規参加者と支援終了者を整理したのが次表である。

表 3.2-14 年度別の新規参加者と支援終了者人数

年度	年度別の支援者推移					
	R3	R4	R5	R6	R7	5年計
新規参加者	10人 (16.7%)	20人 (33.3%)	20人 (33.3%)	10人 (16.7%)	0人 (0.0%)	60人 (100.0%)
支援終了者	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	20人 (33.3%)	20人 (33.3%)	20人 (33.3%)	60人 (100.0%)

これにより、毎年度の事業費の推移は、事業費は初年度から3年間は年々増加しつつピークに達し、最終年度に若干下がる見込みとなることが分かる。

毎年受け入れる新規参加人数や、支払い時期等の設定について、事業者からの提案を受けることも可能である。

※検討課題：毎年の新規参加人数（想定60人）や毎年の事業費については、5年間合計の範囲内で、年度をまたがる流用を可能にする（年度前倒しで新規参加人数を増やしたり、それに伴い必要となる予算を増額したり、5年間合計を超えなければ良いこととする）ことも考えられる。

3.2.4 資金調達方法の検討

<案件①と同内容>

3.2.5 調達方法・契約内容の検討

1) 調達仕様書案

案件②回復支援 別冊 1 参照

2) 提案書作成要領案

案件②回復支援 別冊 2 参照

3) 総合評価基準書案

案件②回復支援 別冊 3 参照

4) 業務委託契約書案

案件②回復支援 別冊 4 参照

4 資料編

4.1 SIBの特徴やメリット等（プロジェクト・チーム資料より）

プロジェクト・チーム第一回会議資料のうち、SIBに関する解説資料を以下に示す。なお、前述の本文や資料編と内容が重複する「9 海外におけるSIBの動向」以降のスライドは、省略した。

【1】 Social Impact Bond (SIB)とは？

SIBとは、民間資金を活用して社会課題解決型の事業を実施し、その成果に応じて公的セクターより対価が支払われるスキーム

- SIBとは
 - ①高い再犯率や若年者の失業、困窮家庭児童の教育機会の不平等、あるいは路上生活者やニートの増加といった**社会課題を解決**するために、
 - ②行政機関と契約を交わした民間団体が実施する(**官民連携**)サービスに対して、
 - ③行政が**成果**(アウトカム: outcome)に応じた支払いをする、
 - ④**投資スキーム**の一形態である。

- SIBは社会的インパクト投資に含まれる



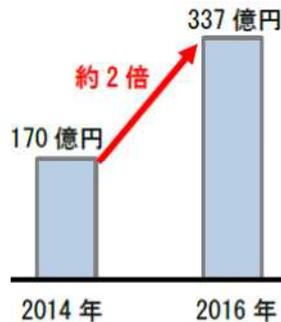
※よくある問い

Q.1 Bond(債券)なのか？ A. Bond(債券)とあるが「債券」ではない。一般的な債券の特徴である「元本保証」や「市場での流動性」がなく、実際に債券が発行された例もない。

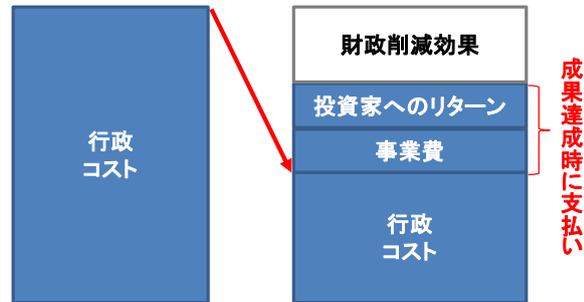
Q.2 投資なのか？ A. 社会的インパクト投資の一つという整理。経済的な利益を追求する一般的な投資と異なり、社会的な利益(社会課題解決など)を第一の目的とし、経済的な利益も同時に目指す仕組み。

【2】SIBとは？②（ご参考）

- ◆ 社会的インパクト投資の拡大は、社会起業家の育成や社会的事業の創出を促進
- ◆ SIBの推進は社会的な便益を拡大し、行政コストを削減



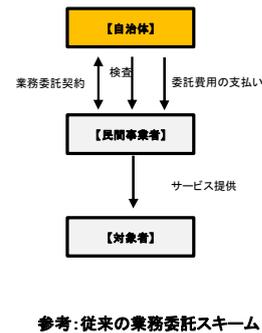
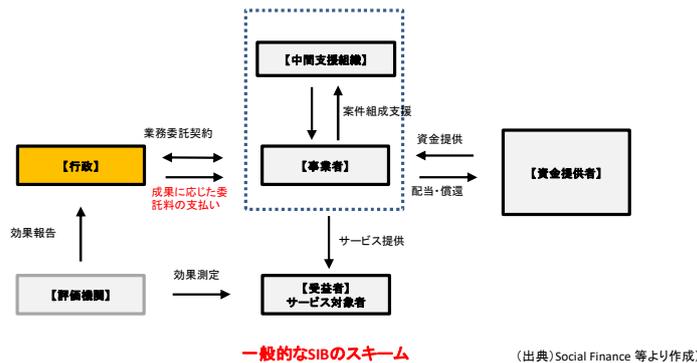
日本における社会的インパクト投資市場規模の推移
(出典) 日本における社会的インパクト投資の現状2016
 (G8社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会)



SIBによる行政コスト削減効果のイメージ
(出典) Social Financeよりみずほ情報総研にて作成

【3】SIBの特徴とスキーム

- ◆ 利害関係者は、行政、事業者、中間支援組織、資金提供者、受益者、評価機関
- ◆ SIB事業組成に必要な4条件



SIBの特徴	SIB事業組成の必須条件
成果に応じて公的セクターから対価が支払われる。成果が出るまでの事業資金は民間が資金負担する。 事業者は成果重視のサービスの提供が可能 資金提供者は、社会的及び経済的リターンを受益可能	<ul style="list-style-type: none"> ・行政のコミット ・成果の計測可能性 ・事業主体/中間支援事業者の存在 ・資金提供者の確保

(出典) 神奈川県政策研究・大学連携センター、経済産業省)

【4】 SIB組成の背景

2010年の英国における再犯防止分野への導入以降、
欧米を中心に貧困家庭の支援や若年層の就労支援分野へ広がりを見せ、
近年ヘルスケア分野に拡大

- SIBは、2010年3月 英国においてパイロット・プロジェクトとして、ピーターバラ刑務所(HMP Peterborough)からの出所者の再犯防止を支援するプログラムの投資スキームとしてはじまった。
- 同年5月に発足したキャメロン政権の政治理念(「大きな社会(Big Society: ビッグ・ソサイエティ※)」)が大きく影響。
- 社会的企業や非営利団体等の専門的知識や技術を活かして解決していく、という基本的な考えに基づき政策立案。
- 公共サービス実施における政府と民間の契約に「成果主義(Payment by Results)」や、「成功報酬契約(Outcome-based contract)」の考え方を積極的に取り入れた。米国では、「Pay for Success」。

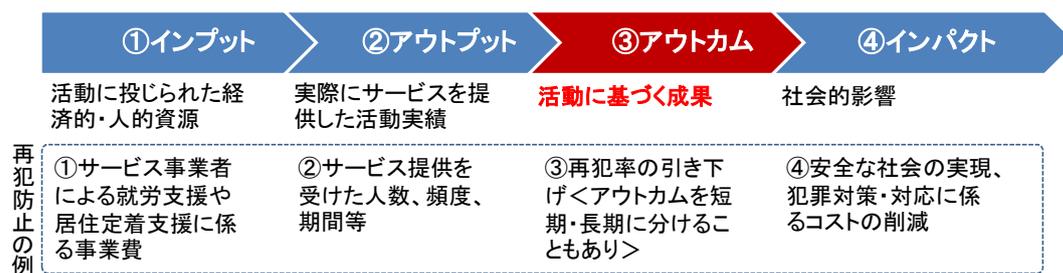


※ビッグソサイエティ: 市民・コミュニティ・地方政府に権限を委譲し、政府のみでは解決困難な社会課題の解決を目指す社会

【5】 SIB実施の目的

- ◆ SIB事業の目的は、アウトカムの創出・最大化による、インパクトの創出
- ◆ SIB事業における「社会課題の解決」はアウトカムにより評価

● 事業活動の流れ



(出典)ひろさき未来戦略研究センター、H30経産省資料より作成

● アウトカムの例

分野	アウトカム(成果)例
家庭支援	養子縁組の成立数増、家族との生活に戻った子供の割合増
教育・就労支援	学校での行動改善、無断欠席数減、成績上昇、就業し社会保険への加入者数増、離職率減
ヘルスケア	大腸がん検査受診数増、認知症検査の受診数増、出産期の健康的な期間の確保、早産の減、雇用を得た人の割合増
ホームレス支援	箆城生活者の減、就労数増、救急サービス使用の削減

【6】なぜSIBなのか？①

行政におけるメリット＜社会課題解決に向けた新たなアプローチ＞

● 社会課題解決へ向けた新たなアプローチの発掘

既存の行政サービスに、SIB事業による追加・補完、もしくは新たなサービスの提供を行う

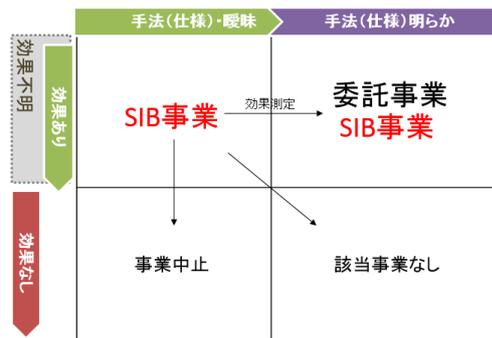
分野	既存の行政サービス		SIB事業の目的	SIBによるサービス内容
再犯防止	刑務所内での求職情報提供	イギリス・ピーターバラ刑務所	・再犯率の低下 ・出所後支援の充実	刑務所における、行政による指導のみであった短期刑出所者に対して、釈放前後の家族を含む心理支援、出所後の就労支援等を提供。
家庭支援	母子家庭に対する里親を通じた支援	カナダ・サスカトゥーン市	・母子家庭の母親が里親に預ける割合の減少 ・里親に対するケアコストの削減	母子家庭に対する里親滞在期間を減らす目的で、共同生活の家を設立し、6ヶ月の滞在期間に心理的ケアを含む養育支援・就労支援を実施。
就労支援	求職登録、求人公開	ベルギー・ブリュッセル市	・市内の若年移民失業者の削減	行政による求職情報公開等の既存の求職サービスに加えて、地域にネットワークを持つ定年退職者による移民の若者への求職支援を通じて、雇用の機会拡大を計画。
ヘルスケア	大腸がん検診の機会提供	八王子市	・大腸がん検診率の上昇	大腸がん検査検診率を目的に、大腸がん検査未受診者への検査勧奨キットを送付。

(出典) 神奈川県政策研究・大学連携センター資料等よりみずほ情報総研にて作成

【7】なぜSIBなのか？②

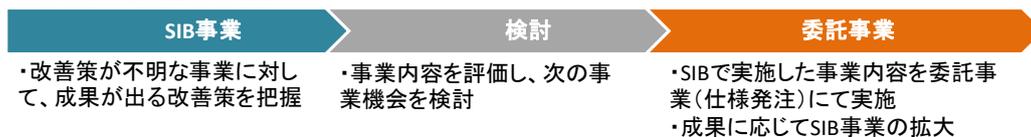
行政におけるメリット＜新たな官民連携手法として＞

- SIBは手法及び効果が明らかにされていない取り組みの効果検証に有効
- SIBは成果達成型の支払いスキームであることから、社会課題解決手法や事業実施効果が不明であっても、行政の財政的リスクは限定的
- SIB事業終了後、成果の達成度や事業内容を評価した上で、委託事業(仕様発注)化も可能



(出典) みずほ情報総研にて作成

● SIB事業の委託事業化

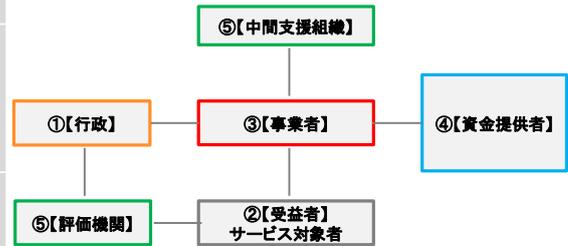


(出典) H30経産省資料よりみずほ情報総研にて作成

【8】なぜSIBなのか？③

その他利害関係者別のメリットの整理<5方良し>

利害関係者	メリット
①行政	<ul style="list-style-type: none"> 社会課題の解決(例:再犯率の減少) 行政コストの削減(案件による) 社会的課題を解決する手法を把握・検証できる 成果志向の普及が期待
②受益者	<サービス対象者> <ul style="list-style-type: none"> ニーズに応じたサービスからの受益 <住民> <ul style="list-style-type: none"> 社会課題の解決による受益(例:治安、健康)
③事業主体	<ul style="list-style-type: none"> 事業資金の確保(先払い) 中長期の契約による経営の安定化
④投資家	<ul style="list-style-type: none"> 社会的リターン(SDGsへの貢献)の獲得 財務的リターンの獲得
⑤中間支援組織・評価機関	<ul style="list-style-type: none"> 新たな事業機会



4.2 再犯防止分野における海外事例集

4.2.1 米国・カリフォルニア州・ベンチュラ郡

■ベンチュラ郡社会復帰支援プロジェクト：保護観察対象者への包括的な支援

背景・概要	<p>カリフォルニア州全体では、成人 100 人に約 1 人が保護観察に付されており、保護観察付執行猶予者の 2/3 以上が 3 年以内に刑務所に入る。再犯とコミュニティの監視は、カリフォルニア州に大きなコスト負担となっている。2014 年には、カリフォルニア州の郡が保護観察サービスに 15 億ドルを費やした。再犯はまた、地域社会、被害者、家族、学校、病院、企業、公共団体に多大な負担を強いている。</p> <p>ベンチュラ郡社会復帰支援プロジェクトは、再犯を減らし、公共の安全を改善し、保護観察を受けている人々の家族の安定と経済的機会を促進するためのプロジェクトである。同プロジェクトにて提供されるサービス (Interface Reentry Services) は、対象者の出所後の生活がうまくいくよう各個人のニーズを踏まえてカスタマイズされている。4 年間で 400 人にサービスを提供するもの。</p>
開始時期・期間	2017 年・4 年間
事業主体	非営利組織 Interface Children and Family Services：関係機関と連携し効果的かつ包括的なサービス提供を行うことで、個人、家族、地域社会の強みを活かした家族支援団体として実績を持つ。CA 州初の DV シェルターを設立した。
介入内容	<p>「インターフェース・リエントリ・サービス」と称する、社会復帰プログラムの実施。当プログラムは、道徳 (モラル) の再認識療法 (※)、セラピー、トラウマ療法、人間関係構築の授業、雇用支援等から個々の対象者のニーズに合わせて提供される。</p> <p>※ モラルの再認識療法 (Moral Reconation Therapy)</p>
対象者	保護観察期間中の男女 400 人
成果指標 (支払い条件)	<p>再犯者の削減を次の方法で評価する。なお、ベンチュラ郡は投資家に成功報酬として最大 285 万ドルを返済する。</p> <p>(1) 郡のデータに基づいて、登録された対象者が逮捕されなかった四半期の数を測定する。</p> <p>(2) 犯罪常習者 (累犯) の減少を 12 ヶ月間測定する (無作為抽出試験を通して、対照群と比較)。</p>
資金調達	<p>以下の団体から、260 万ドルを調達した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ The Conrad N. Hilton Foundation ・ UnitedHealthcare
結果・現状等	事業開始から間もないため、評価レポート等は公表されていない。

出所：Social Finance, Impact Bond Global Database 等、各種情報より作成

4.2.2 米国・カリフォルニア州・ロサンゼルス

■ Just in Reach(JIR)プロジェクト：ロサンゼルス郡刑務所内で拘禁され、精神衛生や薬物使用障害を有する 300 人の住所不定者に対する包括的な支援

背景・概要	<p>ホームレスや精神疾患に苦しむ人々は、しばしば刑事司法制度や救急医療システムに出入りするようになる。この悪循環には大きなコストがかかっている。ロサンゼルス (LA) 郡では毎晩 6 万人近くがホームレスになっているとされる。</p> <p>Just in Reach(JIR)プロジェクトは、現在郡内で拘禁されていて精神障害や薬物使用障害を有する 300 人のホームレスを、4 年間にわたり、支援住宅に收容することで再犯率を減らし、刑務所に繰り返し收容されている人々のうち、ホームレス状態になる者の数の軽減を目指す。</p>
開始時期・期間	2017 年・4 年間
事業主体	<ul style="list-style-type: none"> • Amity Foundation：アミティ財団は、中毒、監禁、貧困、差別、ホームレス、暴力といったリスクに晒されている人々への支援に尽力。 • The People Concern (formerly LAMP)：LA でのホームレスと家庭内暴力に係る課題に対する大手 NPO 団体。 • SSG-HOPICS (Project 180)：南 LA を中心にヘルスケア、住居確保分野でサービスを提供。 • Volunteers of America Los Angeles：100 年の歴史を持つ支援団体。自立、人間的な成長、生活の支援を実施。 • Brilliant Corners：住居確保分野でサービスを提供。
介入内容	<ul style="list-style-type: none"> • 事業期間中に期間の定めのない居住地の提供 • メンタルヘルスケア、薬物依存の治療、運動による身体のケア • 家を確保するまでの十分なサポート体制の構築 <p>具体的な支援の流れ</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 釈放時に、スタッフが出迎え (2) 仮住宅に入居し、定住先を探す手続きを実施 (3) 国土安全保障省と契約している Brilliant Corners 社による定住先の斡旋。営利・非営利団体の持つ戸建てやアパートから最も適切と判断された住居を割り当て。 (4) Brilliant Corners 社の運用する定住支援ファンドが対象者の家賃、基本家財等の支払い保証を実施し、対象者は家主等に直接支払いを行う。
対象者	ロサンゼルス郡刑務所内で拘禁され、精神障害や薬物使用障害を有する 300 人の住所不定者。
成果指標 (支払い条件)	<p>支払いは 4.5 年後に実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 支払い金額の 6 割は住居への定着率 (6 ヶ月、12 ヶ月時点で 92%以上)、残り 4 割は再犯率 (2 年間で非再犯者が 43%以下) で評価される。 • 成功報酬の最大配分額は 1,490 万ドルで、投資家が返済されるのはそのうちの 1,150 万ドルのみで、残りはプログラムに再投資される。
資金調達	<p>以下の団体から、100 万ドルを調達した。</p> <ul style="list-style-type: none"> • コンラッド・ヒルトン財団 • ナイテッドヘルスケア

出所：Social Finance, Impact Bond Global Database 等、各種情報より作成

4.2.3 米国・カリフォルニア州・アラメダ郡

■アラメダ郡司法復興プロジェクト：若年の保護観察対象者への定着支援

背景・概要	<p>カリフォルニア州（CA）全体では、成人 100 人に約 1 人が保護観察に付されており、保護観察付執行猶予者の 2/3 以上が 3 年以内に刑務所に入る。再犯とコミュニティの監視は、カリフォルニア州に大きなコスト負担となっている。2014 年には、カリフォルニア州の郡が保護観察サービスに 15 億ドルを費やした。再犯はまた、地域社会、被害者、家族、学校、病院、企業、公共団体に多大な負担を強いている。</p> <p>アラメダ郡司法復興プロジェクトは、若年成人の再犯防止を目的として、アラメダ郡地方検事事務所が、保護観察局、保安官事務所および郡管理事務所と協力して開発、主導したものの。</p>
開始時期・期間	2017 年・数年間
事業主体	La Familia Consulting Services：地域特化型の NPO 団体。若者へ個別指導（コーチング）を行い、アラメダ郡への定着支援を行う。
介入内容	対象者に対して、同様の人生経験を持つコーチと 18 ヶ月間ペアを組み、個別指導を実施。
対象者	試験段階では、29 人の若年の保護観察対象者にサービスを提供し、2018 年 1 月に始まった完全プログラムでは、さらに 150 人の対象者にサービスを提供した。
資金提供者	Third Sector Capital Partners, Inc（本案件では民間資金の活用の有無が不明）
成果指標 （支払い条件）	最大支払い条件：100 万ドル
資金調達	地域更生委員会（BSCC）が 125 百万ドルの予算確保。
行政コスト削減の可能性	<p>社会的および財務的パフォーマンス情報はまだ入手できない。</p> <p>※2012 年以降実施された保護観察対象者に対するパイロット事業の効果</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) プログラム参加者の再犯率が 26.5%に対して、サンプル群は 45.0%であった。 (2) プログラム参加者のうち非行と認定されたのは 11.8%に対して、サンプル群は 31.4%であった、 (3) プログラム参加者の 99%が、同スキームで提供される別のプログラムにもしたいと意思表示をした。 (4) 対象者一人当たりの事業コストが年間 4,500 ドルに対して、司法制度における保護観察のコストは 23,000 ドルであった。

出所：Social Finance, Impact Bond Global Database 等、各種情報より作成

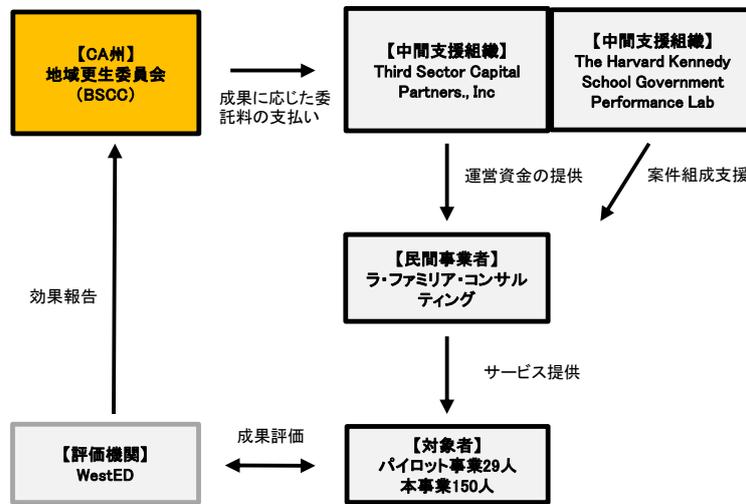


図 4.2-1 米国 CA 州・アラメダ郡の再犯防止 SIB 事業スキーム図

出所：Social Finance, Impact Bond Global Database、Third Sector より作成

4.2.4 NZ・オークランド

■警察関連青少年育成プログラム（パイロット事業）：再犯防止に向けた青少年育成プログラム

背景・概要	ニュージーランドのオークランド地域は、最も犯罪による影響を受けている地域・コミュニティである。当地域において、再犯者や犯罪に巻き込まれやすい青少年、また彼らが所属する地域・コミュニティの利益のため、 <u>彼らの生活を根本的に変えることができるようにすることが必要とされている。</u> 当事業は、当地域における青年更生支援に長い実績を持つ財団による SIB パイロット事業である。
開始時期・期間	2017 年開始
事業主体	Genesis Youth Trust：約 20 年にわたり、オークランド各地のコミュニティで活動し、犯罪の危険にさらされている若者とその家族を支援している。社会福祉、青少年指導、家族療法、カウンセリング・サービスを組み合わせることで、前向きなライフスタイルへの変化を支援対象者に促す。
介入内容	(1) YLS/CMI 指標（犯罪を誘発する危険因子を定量化する心理学的評価ツール※）による対象者の特性把握 ※ YLS/CMI（Youth Level of Service/Case Management Inventory）は、リスク/ニーズ評価と事例管理のツールを組み合わせたシステム。LSI-R から派生したもので、特に青少年向けに設計された。定量的に把握される主な個人の特性は以下のとおり。 ①過去と現在の犯罪、処分歴、②教育/雇用、③薬物乱用、 ④人格/行動、⑤家族環境、親への教育、⑥希薄な人間関係、 ⑦余暇、⑧態度/関心 (2) 臨床心理士（財団で雇用）により個人の特性に合わせたプログラムの作成。 (3) 個別指導を中心に矯正プログラムの実施
対象者	最大 1,000 人の再犯可能性の高い青少年
成果指標 （支払い条件）	再犯率の低下（介入期間 2 年で 5%低下、3 年間で 10%低下）
資金調達	事業費の 75%強にあたる 600 万ドルは、ANZ が組成する G-Fund Social Investment Bond を通して、市場から調達。

出所：Genesis Youth Trust 等、各種情報より作成

4.2.5 米国・オクラホマ州

■ Women in Recovery プロジェクト：女性受刑者に対する包括的支援

背景・概要	<p>オクラホマ州は、米国で最も女性の刑務所収容率が高い州。特に女性の薬物逮捕率が高く、刑務所収容コストも男性に比べて3割高い。</p> <p>Women in Recovery が、刑事司法制度や様々な地域パートナーと協業し、プログラム参加者に対して、適切な監督、メンタルヘルスケア、教育、就労訓練、家族の再スタートに関するサービスを提供。</p>
開始時期・期間	2017年・5年間
事業主体	Women in Recovery：NPO 団体（一部政府も関与）Family & Children's Services によるサービスの1つ。麻薬関連の罪（非暴力的なもの）で長期の禁固刑を受ける女性のためのプログラムを提供。
介入内容	適切な監督者による管理、薬物乱用の治療、メンタルヘルスケア、教育、就労訓練、家族の再スタート支援を実施。
対象者	オクラホマ州・タルサにおいて、刑務所収容リスクのある女性、最大で625人（年間125人）。
成果指標 （支払い条件）	当該プログラム修了時、プログラム開始24ヶ月後、36ヶ月後、54ヶ月後の4つのマイルストーンごとに、刑務所に収容されていないプログラム参加者数に応じて、（成功報酬を4回に分けて）支払い。
資金調達	オクラホマ州は年間200万ドルの資金調達を要件として設定。主に、George Kaiser Family Foundation が年間180万ドルの資金提供（Women in Recovery が州からの成功報酬を得られるようになるまで。）
行政コスト削減の可能性	女性の刑務所収容コストは平均で1人あたり年間3万ドル（子供のケアに要する費用など、間接的な長期社会コストは含まず。）

出所：Social Finance, Impact Bond Global Database 等、各種情報より作成

4.2.6 米国・ソルトレークシティ

■Criminal Justice REACH プロジェクト：ハイリスク、ハイニーズ犯罪者への家庭支援

背景・概要	<p>ソルトレークシティにおける、薬物乱用やその他の犯罪を引き起こすような特徴を多く持つリスクの高い犯罪者の74%が釈放後4年以内に刑事司法制度に戻り、平均して1年間は収容されている。</p> <p>本事業は、高リスクで支援を必要とする犯罪者225人以上を対象に、短期間居住の支援やセラピー等、包括的な支援を提供する。薬物乱用や精神障害といった再犯と関連したリスク要因にもアプローチする。本プロジェクトの社会的インパクトや払い戻しについての情報は未公開。</p>
開始時期・期間	2016年・6年間
事業主体	非営利団体「First Step House」：アルコール依存症患者の支援から事業を開始。現在は、様々な原因による課題に直面している人々の社会復帰や家庭支援を行う。
介入内容	当プログラムでは、個々の対象者へエビデンスに基づいた治療、短期の住宅支援、症例別のサポートを提供する。これらのサービスにより薬物の常習性、薬物乱用、精神保健サービスに関連する犯罪を誘発するリスクに対処する。
対象者	ソルトレーク郡の225人以上のハイリスク、ハイニーズ犯罪者
成果指標 (支払い条件)	<p>成功報酬の上限は595万ドル。成果の評価期間は4年間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 刑務所への収容日数の35%削減 ・ 州内での逮捕件数の35%削減 ・ 雇用数の25%改善 ・ 本プログラムへの参加率66%以上
資金調達	<p>以下の投資家から460万ドルを集めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Northern Trust ・ QBE Insurance Group Limited ・ Ally Bank ・ Reinvestment Fund ・ Sorenson Impact Foundation ・ Living Cities ・ James Lee Sorenson Family Foundation

出所：Social Finance, Impact Bond Global Database 等、各種情報より作成

4.2.7 オーストラリア・ニューサウスウェルス

■仮釈放者支援プロジェクト：再犯リスクが中高度の成人仮釈放者 3,900 人への社会復帰支援

背景・概要	<p>2016年初頭、ニューサウスウェルス（NSW）はオーストラリアのどの州よりも高い再犯率であり、出所後2年以内に半数が再犯する。その結果、刑務所の収容者数は着実に増加していた。</p> <p>本事業では、仮釈放者の再犯による社会的・財政的コストの削減と、刑事司法システムへの負荷の軽減を目的に、再犯リスクが高い仮釈放者を最大3,900人対象に支援を実施。仮釈放期間の最初の16週間で個人に合わせた支援を提供。これにより仮釈放者が出所後にコミュニティに参加していけることを目的としている。本プロジェクトの社会的インパクトや払い戻しについての情報は未公開。</p>
開始時期・期間	2016年・5年間
事業主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ Arbias：脳に障害を持つ人々への支援を行う NPO ・ ACSO：精神障害や自立困難な人々への支援を行う NPO
介入内容	生活支援、家族との再スタート、コミュニティへの復帰支援
対象者	中高度の再犯リスクを有する成人仮釈放者のうち 3,900 人。特に仮釈放期間の最初の 16 週間における仮釈放者。
成果指標 (支払い条件)	釈放後 12 カ月の時点での刑務所への再入所数の減少率（過去の再入所のデータとの比較）。
資金調達	<p>以下の投資家より資金調達を実施。調達額は非公開。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ National Australia Bank ・ ACSO

出所：Social Finance, Impact Bond Global Database 等、各種情報より作成

4.2.8 オランダ

■ワークワイズダイレクトコンソーシアム・プロジェクト：成人受刑者 150 人への社会復帰事業

背景・概要	<p>オランダでは、毎年約 4 万人の成人が収容されている。社会復帰を成功させるには、安定した収入が必要だが、<u>収容された経歴が就労を妨げてしまい、住居の確保や債務の返済、社会環境や医療面などにおいて生じる問題が悪循環を引き起こし、社会復帰の妨げになる。</u></p> <p>元受刑者が持続可能な仕事に就けるよう支援し、社会復帰への道を阻む障害を克服できるよう支援することで、元受刑者の社会福祉への依存を減らし、再犯を減らすことを目指している。</p>
開始時期・期間	2016 年・2.5 年間
事業主体	Work-Wise Direct Consortium：Exodus Foundation（ホームレス支援）、Restart（ホームレス支援）、Foundation 180（自立支援）の NPO3 団体で構成されコンソーシアム。
介入内容	<u>参加者に総合的な仕事/学習を提供するプログラム、エビデンスに基づく個人に合わせた集中的なカウンセリングを実施。</u> 当事業に係るコンソーシアムは、全国的ネットワークを持ち、企業と犯罪者を結びつけることで就労機会を増加させる。
対象者	年齢、性別、犯罪の種類は問わず、3～12 カ月の刑を言い渡された成人受刑者 150 人。
成果指標 （支払い条件）	<p>上限支払額 1.3 百万ユーロ。達成条件は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者の再犯率を 10%削減 ・参加者に支給される社会給付を 25～30%削減 ・全参加者の合計就労期間 882 カ月の達成
資金調達	<p>以下の団体から、260 万ユーロを調達した。2.5 年間で運用した 120 万株の最大収益率は 10%。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ABN AMRO Social Impact Fund ・Oranje Fonds ・The Start Foundation

出所：Social Finance, Impact Bond Global Database 等、各種情報より作成

4.2.9 米国・マサチューセッツ州

■マサチューセッツ青年矯正 PFS プロジェクト：犯罪歴のある青年 929 人に対する就労支援

背景・概要	マサチューセッツ (MA) 州ボストン市、チェルシー市、スプリングフィールド市の 3 市では、年間 4 千人の若者が出所するが、2/3 の出所者が 5 年以内に再犯を犯す。本事業は、3 市在住の 17 歳～24 歳の犯罪歴がある 929 人に対して、2 年間の就労支援および 2 年間のフォローアップを実施するもの。
開始時期・期間	2014 年・7 年間
事業主体	非営利団体「Roca」：25 年に渡り認知行動療法を通じた行動変容プログラムを使い、若年層の再犯防止に実績を持つ。成果達成時のみマネジメントフィーという形で利益を得られる。
介入内容	Roca は青年が暴力を減らし、前向きな行動変化を生み出すのに必要なスキルを磨くことを目的に、生活への集中的な管理・監督、生き方の技術、教育、犯罪行動の抑制、雇用プログラムを提供。2 年間の集中セッションと 2 年間のフォローアップから構成される。Roca のスタッフによる若い男性への絶え間ない働きかけが行われる。
対象者	3 市在住の 17 歳～24 歳の犯罪歴がある 929 人 (男性)
成果指標 (支払い条件)	<ul style="list-style-type: none"> ・収容日数の減少 (40%減少を目標) ※条件は、収容日数の減少率ベース <70%で 270 万ドル (最大) ～5%で 0 (最小) > ・雇用準備 (イベント参加数) ・雇用日数の増加
資金調達	<ul style="list-style-type: none"> ・融資：Goldman Sachs (900 万ドル+利子 5%/年)、Living Cities 及び Kresge Foundation (300 万ドル+利子 2%/年) ・寄付金：Laura and John Arnold Foundation、New Profit、The Boston Foundation (合計で 600 万ドル) ・Roca 及び第三セクター：330 万ドル
行政コスト削減の可能性	州は再犯者減少による削減コストを 1,800 万ドルと推計している。

キャッシュフロー (ドル)

	年							
	0	1	2	3	4	5	6	7
初期投資	-2,130,000	0	0	0	0	0	0	2,700,000
IRR	3.4%							
投資額	2,130,000							
支払額	2,700,000							
支払額÷投資額(%)	126.76%							

※割引率は考慮せず

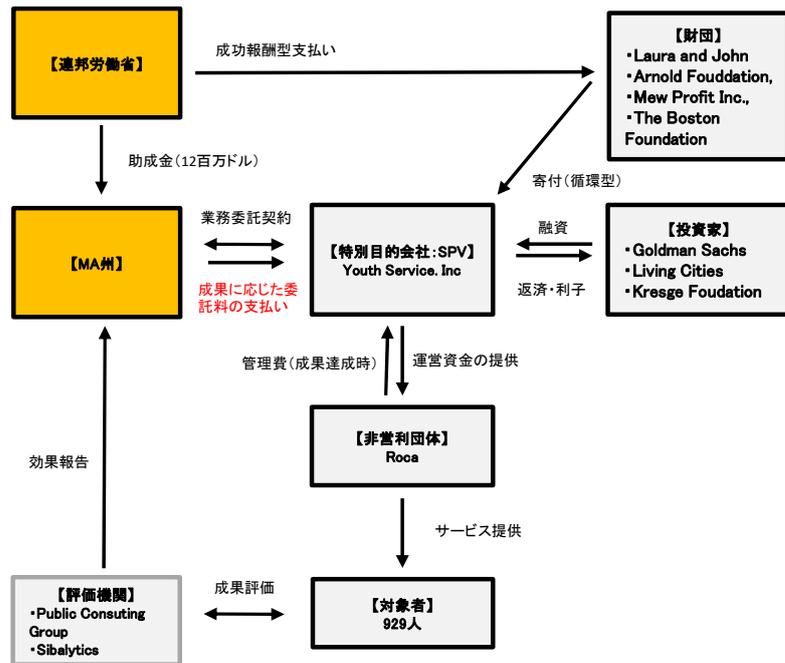


図 4.2-2 米国 MA 州の再犯防止 SIB 事業スキーム図

出所 : Social Finance, Impact Bond Global Database、Third Sector、より作成

4.2.10 米国・ニューヨーク州

■ニューヨーク州常習犯就労支援プロジェクト：再犯リスクの高い2,000人への包括支援

背景・概要	<p>ニューヨーク（NY）州における2013年度の出所者の5割以上が5年以内に平均460日を刑務所で過ごしている。</p> <p>本事業では、ニューヨークとランカスターの刑務所に戻るリスクが高い収容経験のある2,000人を対象に、各種トレーニング、就労のための支援など、雇用に関する包括的なプログラムを3年間に渡り提供し、再収容日数の削減を目指した。</p>								
開始時期・期間	2013年・5.5年間（2期に分けて実施）								
事業主体	非営利団体 The Center for Employment Opportunities：就労支援に実績を持つNPO法人								
介入内容	各種トレーニング、就労のための支援、就労先の斡旋								
対象者	リスクの高い2,000人の前科者								
成果指標 （支払い条件）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標の達成状況</th> <th>成果指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就労率</td> <td>処置群と対照群の就労率の差異が5%以上</td> </tr> <tr> <td>再犯減少率</td> <td>一人当たり平均収容日数の減少日数36.8日以上（8%以上）</td> </tr> <tr> <td>期間雇用プログラムへの参加人数</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>投資額：第1期773万7000ドル、第2期576万3000ドル 支払最大額：第1期1109万5000ドル、第2期1044万8853ドル</p>	成果指標の達成状況	成果指標	就労率	処置群と対照群の就労率の差異が5%以上	再犯減少率	一人当たり平均収容日数の減少日数36.8日以上（8%以上）	期間雇用プログラムへの参加人数	—
成果指標の達成状況	成果指標								
就労率	処置群と対照群の就労率の差異が5%以上								
再犯減少率	一人当たり平均収容日数の減少日数36.8日以上（8%以上）								
期間雇用プログラムへの参加人数	—								
資金調達	<ul style="list-style-type: none"> 出資：Social Finance、Bank of America Merrill Lynchの顧客40名以上（1,350万ドル） 寄付金：Rockefeller Foundation（1.3百万ドル）が事業失敗時の事業予算の10%を保障。 								
行政コスト削減の可能性	州は刑務所収容に係る年間コストは平均6万ドル/人と推計し、当事業の成功により、780万ドルのコスト削減を見込む。								

キャッシュフロー（ドル）

	年						
	0	1	2	3	4	5	6
初期投資	-7,737,000	0	0	-5,763,000	11,095,000	0	10,448,853
IRR	13.2%						
投資額	13,500,000						
支払額	21,543,853						
支払額÷投資額(%)	159.58%						

※割引率は考慮せず

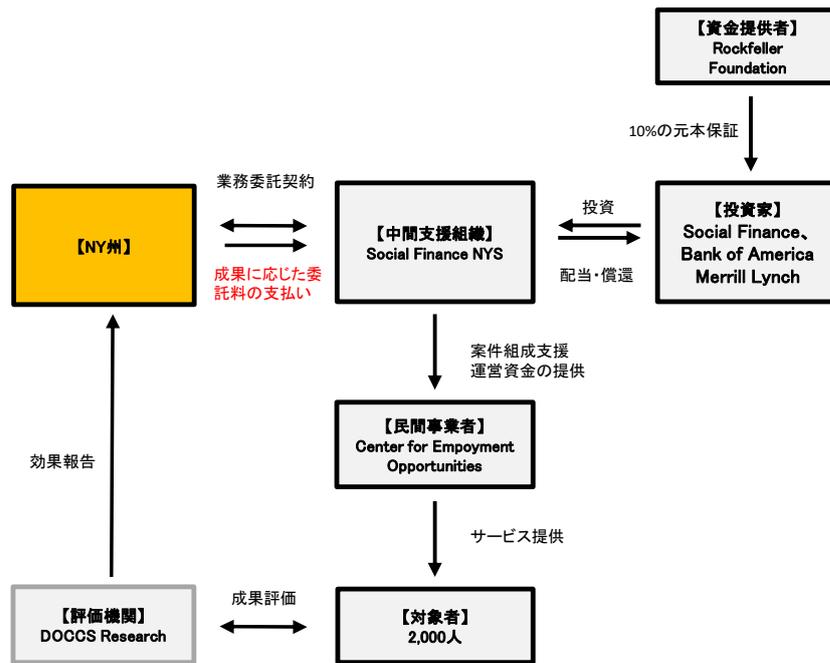


図 4.2-3 米国 NY 州の再犯防止 SIB 事業スキーム図

出所：Social Finance, Impact Bond Global Database, The Center for Employment Opportunities より作成

4.2.11 米国・ニューヨーク州ニューヨーク市

■ニューヨーク州ライカーズ島 SIB プロジェクト：ライカーズ島矯正施設の若年収容者への支援

背景・概要	2012年に発表された米国初の Pay for Success プロジェクト。ライカーズ島の刑務所での若年犯罪者の再犯率の高さ、効果的な介入（認知行動療法）の存在、米国の政策立案者と投資家の関心があいまって、米国初のソーシャル・インパクト・ボンドが発行された。
開始時期・期間	2013年・3年間
事業主体	・オズボーン・アソシエーション：ニューヨーク市内で受刑者の更生を行っている NPO 法人 ・フレンズ・オブ・アイランドアカデミー：ライカーズ島を出所した未成年の更生を専門とした NPO 法人
介入内容	ABLE (Adlescent Behavioral Learning Experiene) と名づけられた認知行動療法のトレーニングの実践。
対象者	16-18歳の入所者 8,827人。
成果指標 (支払い条件)	成功報酬イニシアチブの成果指標は、介入グループがライカーズ島から釈放されてから12カ月の間に刑務所に入れられた日数(再入所日数:RBD)の減少(対照群の過去のデータとの比較)。 投資家が成果報酬を受取るには、対応する過去の介入グループとの比較で、RBDを10%減少させる必要がある。 成果報酬の上限は、RBD20%減少で、1170万ドル。
資金調達	ゴールドマン・サックスは、事業資金として960万ドルのシニアローンを提供。ブルームバーグ・フィランソロピーは、投資家のリスクを減らすために、事業資金720万ドルを保証。ブルームバーグ・フィランソロピーは、ニューヨーク市発展基金を通じ仲介費用と評価費用を別途負担。
事業結果	この成功報酬プログラムの最初の年には、刑務所に入った若者の大多数(87%)が、少なくとも一つのセッションに参加。しかし、16~18歳の再犯率の低下は、事前に定められた数値10%減少を満たさなかった。このため、Pay for Success イニシアチブは2015年8月31日に廃止され、投資家(ゴールドマン・サックス)への支払いが行われなくなったため、Bloomberg Philanthropiesによって600万ドルの保証が発動された。

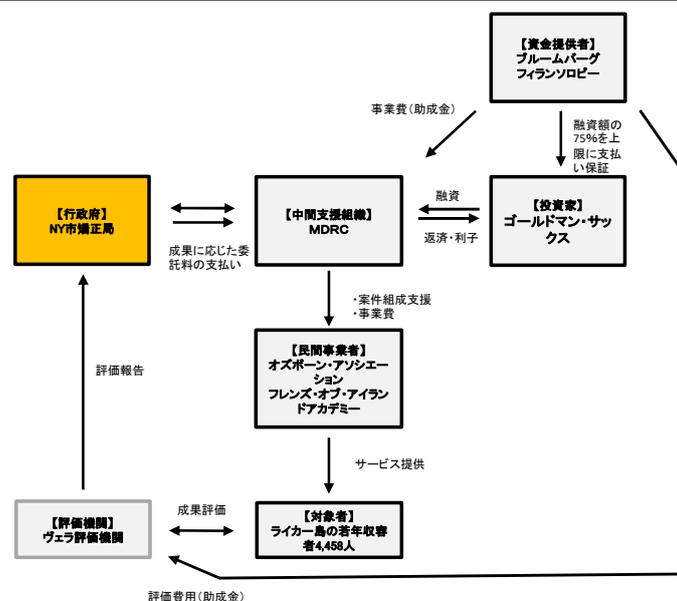


図 4.2-4 米国 NY 州ニューヨーク市の再犯防止 SIB 事業スキーム図

出所：Social Finance, Impact Bond Global Database より作成

4.2.12 英国・ピーターバラ刑務所

■ピーターバラ刑務所 SIB プロジェクト：1年未満受刑者への就労支援

背景・概要	英国では、短期受刑者の再犯率は他のグループに比べて60%高く、最近まで釈放時の法的支援はなかった。多くの受刑者は、戻るべき家や仕事を持っておらず、精神衛生や薬物乱用の問題と戦っている。この「ソーシャル・インパクト・ボンド」は、個人的な支援を提供することで、社会に復帰できるようにして、犯罪の連鎖を断ち切ることを目指している。
開始時期・期間	2010年・7年間
事業主体	The One Service は以下5団体により実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・ St. Giles Trust ・ Ormiston Children and Families Trust ・ SOVA ・ YMCA ・ Peterborough and Fenland Mind
中間支援組織	ソーシャル・ファイナンス：英国のNPO法人。本案件にて世界初のSIB組成を中間支援組織として実施。
介入内容	これまで個々に出所者の支援を提供していたNPO等をワン・ストップ・サービスの体制に再構築。また、受刑者とその家族への釈放前後のメンタルヘルスケアを実施した。
対象者	12カ月以下の刑を受けた後にピーターバラ刑務所を出所したすべての犯罪者。
成果指標 (支払い条件)	投資家は、再犯率が最低7.5%低下すれば、成果報酬を受け取る。再犯率が10%減少したコホートがあれば、早期返済の可能性がある。
資金調達	資金調達額：500万ポンド 最大支払額：800万ポンド バロー・キャドベリー・トラスト、エズメイ・フェアバーン財団、フレンズ・プロビデント財団ヘンリー・スミス・チャリティー、ヨハンソン家財団、ランケリーチェース財団、モニュメント・トラスト、パナフル・チャリタブル・トラスト、ポール・ハムリン財団、チューダー・トラスト、ロックフェラー財団、セインズベリー公益信託、J ポール・ゲッティ・チャリタブル・トラスト
事業結果	2014年4月、法務省は、英国におけるすべての短期受刑者を対象とした国家プログラムの導入により、「ピーターバラ・ソーシャル・インパクト・ボンド」は2015年6月に終了すると発表した。 2017年7月、法務省は、SIB導入によって、再犯率の削減は、目標値である7.5%を上回る9%の削減となったと発表した。その結果、ピーターバラ・ソーシャル・インパクト・ボンドに投資した17人の投資家は、当初の資本金支払額に加えて、年3%を少し上回る額の投資期間のリターンを受け取った。

キャッシュフロー（ポンド）

	年							
	0	1	2	3	4	5	6	7
初期投資	-5,000,000	0	0	0	0	0	0	8,000,000
IRR	6.9%							
投資額	5,000,000							
支払額	8,000,000							
支払額÷投資額(%)	160.00%							

※割引率は考慮せず

4.3 国内事例集

4.3.1 八王子市

■八王子の大腸がん検診受診率向上プロジェクト

背景・概要	検診による大腸がん早期発見者数の増加を目的としたもの。大腸がん検診受診率が特に低い層である前年度大腸がん検診未受診者 12,000 人の医療関連情報を AI の活用により分析、大腸がんのリスク要因に応じてオーダーメイドの受診推奨ハガキを送付。社会的インパクトは、市民の寿命延長、QOL の維持向上、医療費の適正化。
開始時期・期間	2017 年～・3 年
事業主体	株式会社キャンサースキャン
中間支援組織	ケイスリー株式会社
対象者	前年度大腸がん検診未受診者 12,000 人
成果指標 (支払い条件)	最大支払額 976 万円 (成功報酬 89 万円) ・大腸がん検診受診率 ・精密検査受診率 ・早期がん発見者数
資金調達	事業費：887 万円 ・SIIF (株式会社みずほ銀行の SIIF への資金拠出を含む) ・デジサーチ (代表取締役・黒越誠治個人の出資を含む)
事業結果	医療費の適正化

※SIIF：一般財団法人社会的投資推進財団（現：一般財団法人社会変革推進財団）

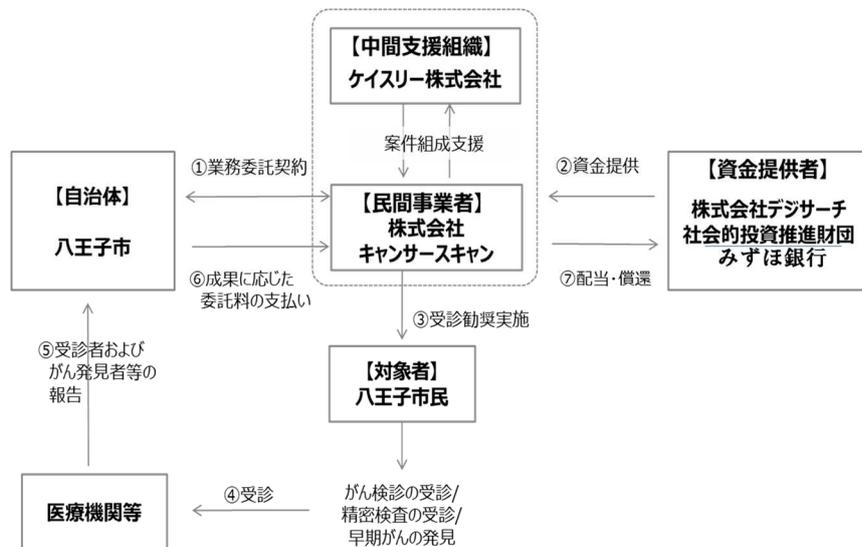


図 4.3-1 八王子の大腸がん検診受診率向上プロジェクトのスキーム図

出所：自治体の HP、SIB に関する公表資料等より作成

1) 成果指標の設定

①各成果指標の比重

成果指標	指標の比重
受診率	1
精密検査受診率	2
早期がん発見者数	1

②各成果指標の成果報酬

上記①を反映した成果報酬の設定となっている。

大腸がん検診受診率

上限ケース			標準ケース				平成 27 年度実績ベース				
19.0%	18.0%	17.0%	16.0%	15.0%	14.0%	13.0%	12.0%	11.0%	10.0%	9.0%	
2,440	2,366	2,292	2,218	1,109	0	0	0	0	0	0	
74 千円/+1%			1,109 千円/+1%				支払なし				

精密検査受診率

平成 26 年度実績ベース										
87.0%	86.0%	85.0%	84.0%	83.0%	82.0%	81.0%	80.0%	79.0%	78.0%	77.0%
4,880	4,736	4,588	4,440	3,700	2,960	2,220	1,480	740	0	0
148 千円/+1%			740 千円/+1%						支払なし	

早期がん発見数

11 人	10 人	9 人	8 人	7 人	6 人	5 人	4 人	3 人	2 人	1 人
2,441	2,366	2,291	2,216	1,939	1,662	1,385	1,108	831	554	277
75 千円/+1 人			277 千円/+1 人							

③追加的ながん患者発見数 単位：人

大腸がん検診受診者率と精密検査受診率毎のがん患者発見数を次の通り設定。

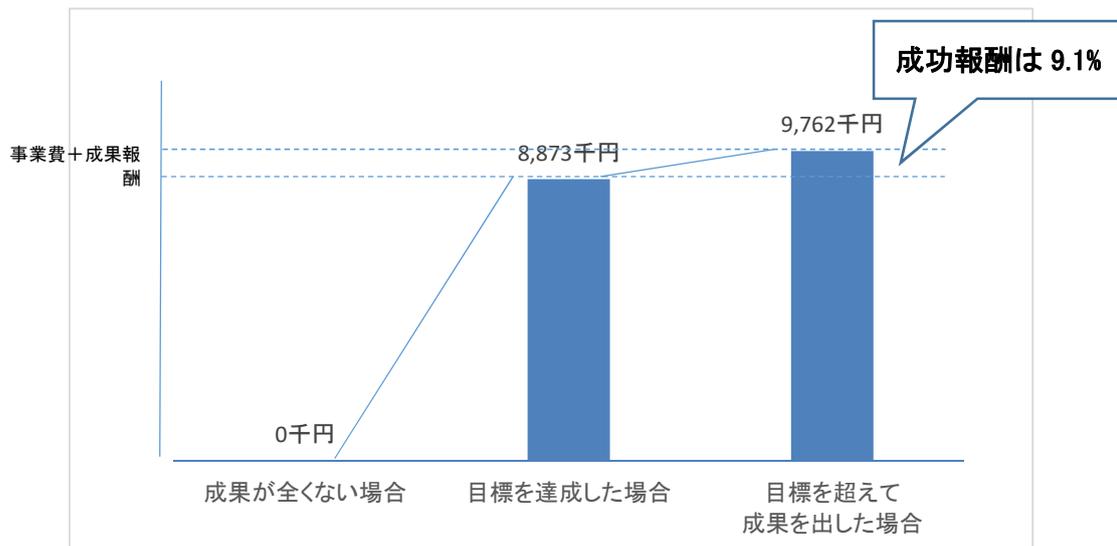
	19.0%	18.0%	17.0%	16.0%	15.0%	14.0%	13.0%	12.0%	11.0%	10.0%	9.0%
87%	11	11	11	10	10	10	9	9	9	9	8
86%	10	10	10	9	9	9	9	8	8	8	8
85%	9	9	9	8	8	8	8	7	7	7	7
84%	8	8	8	8	7	7	7	7	6	6	6
83%	7	7	7	7	6	6	6	6	5	5	5
82%	7	7	7	6	6	5	5	5	5	5	4
81%	6	6	6	5	5	4	4	4	4	4	3
80%	5	5	5	4	4	4	4	3	3	3	2
79%	4	4	4	3	3	3	3	2	2	2	2
78%	3	3	3	2	2	2	2	1	1	1	1
77%	2	2	2	2	1	1	1	1	0	0	0

④支払条件に基づく八王子市支払合計 単位：千円

上記②と上記③を組み合わせた、大腸がん検診受診者率と精密検査受診率毎の支払合計。

	19.0%	18.0%	17.0%	16.0%	15.0%	14.0%	13.0%	12.0%	11.0%	10.0%	9.0%
87%	9,761	9,687	9,613	9,464	8,355	7,246	7,171	7,171	7,171	7,171	7,171
86%	9,542	9,468	9,394	9,245	8,136	7,027	6,952	6,952	6,952	6,952	6,952
85%	9,319	9,245	9,171	9,022	7,913	6,804	6,804	6,804	6,804	6,804	6,804
84%	9,096	9,022	8,948	8,874	7,488	6,379	6,379	6,379	6,379	6,379	6,379
83%	8,079	8,005	7,931	7,857	6,471	5,362	5,362	5,362	5,362	5,362	5,362
82%	7,339	6,988	6,914	6,840	5,731	4,345	4,345	4,345	4,345	4,345	4,345
81%	6,322	5,971	5,897	5,823	4,714	3,328	3,328	3,328	3,328	3,328	3,328
80%	5,305	5,231	4,880	4,806	3,697	2,588	2,311	2,311	2,311	2,311	2,311
79%	4,288	4,214	3,863	3,789	2,680	1,571	1,294	1,294	1,294	1,294	1,294
78%	3,271	3,197	3,123	2,772	1,663	554	554	554	554	554	554
77%	2,994	2,920	2,846	2,772	1,386	277	277	277	277	277	277

⑤支払イメージ図



4.3.2 神戸市

■神戸市の糖尿病性腎症の重症化予防プロジェクト

背景・概要	糖尿病性腎症等のステージの進行、人工透析への移行の予防を目的に、神戸市の国保対象者で、糖尿病リスクの高い方のうち医療機関未受診者および治療中断中の計 100 人を対象に、医療機関の受診勧奨および食事療法等の保健指導を実施、対象者の医療機関への受診および生活習慣の改善を通して、糖尿病性腎症の重症化を予防するもの。
開始時期・期間	2017 年・3 年間
事業主体	株式会社 DPP ヘルスパートナーズ
中間支援組織	一般財団法人社会的投資推進財団（現：一般財団法人社会変革推進財団）
介入内容	DPP 社オリジナルのテキストや自己管理手帳、その他補助教材を用いて保健指導を実施。実施期間は約 6 カ月間であり、1 カ月目と 4 カ月目は面談と電話による指導、それ以外は月 2 回の電話による指導であった。主な指導内容は食事療法、運動療法、セルフモニタリング、薬物療法の 4 分野であり、この他必要に応じて活動と休息のバランス、ストレスマネジメント、血糖値の管理、フットケア等が追加された。使用したテキストや自己管理手帳は広島大学の森山美知子教授の総監修・執筆によるもので、医学、栄養の各分野についてはそれぞれ専門家の監修を受けている。保健指導を実施したのは DPP 社に所属する専門スタッフ 8 人で、いずれも看護師の資格を持ち、DPP 社内で規定の研修・訓練を受けた者であった。
対象者	国民健康保険被保険者のうち、医学的な選定条件に該当する者で、かつ糖尿病性腎症等重症化予防指導プログラム（以下「プログラム」という。）開始時点で未受診もしくは治療中断中の者として神戸市が指定し、DPP が参加勧奨を実施した 2,962 人のうち、プログラムへの参加を同意しかつ神戸市により事業対象者として選定された者 110 人。実際には保健指導の開始前に 1 人が参加を辞退したため、最終的な参加者は 109 人。
成果指標 （支払い条件）	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム修了率の評価 ・生活習慣の改善状況の評価
資金調達	神戸市における予算計上総額は 3,183 万円であり、うち事業費相当分は 2,456 万円、成果報酬部分が 727 万円。
事業結果	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム修了率の評価：目標率 80%に対して、100%を達成。 ・生活習慣の改善状況の評価：4 分野（食事、運動、セルフモニタリング、服薬）の生活習慣改善率の総合評価（単純平均）で、目標 75%に対して、95%を達成。

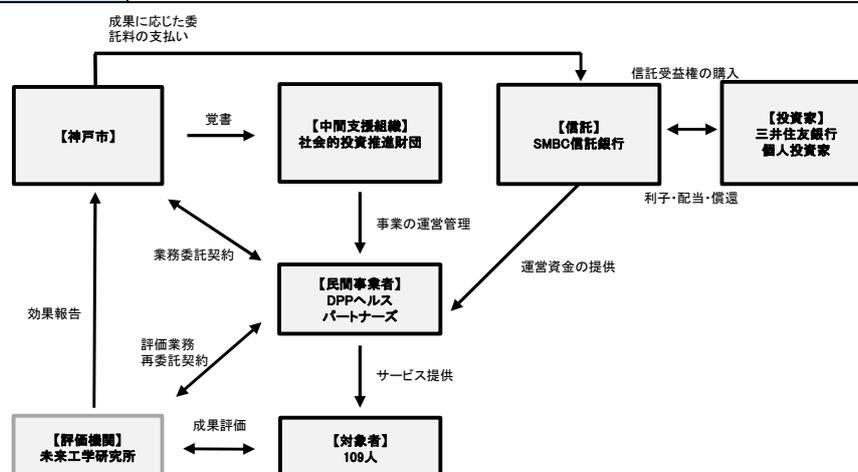


図 4.3-2 神戸市の糖尿病性腎症の重症化予防プロジェクトのスキーム図

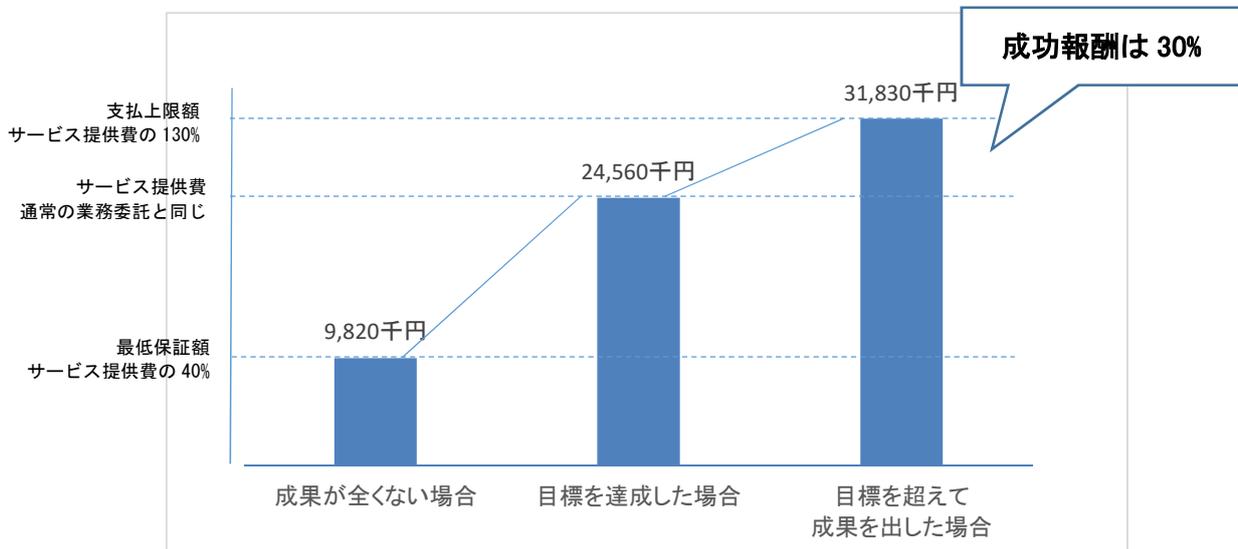
出所：自治体の HP、SIB に関する公表資料等よりより作成

1) 成果指標の設定

①成果指標と支払内容

成果指標	支払内容
事業完了	事業費相当額の 40%を支払い (=最低保証額)
生活習慣の改善者数	事業費相当額の残り 60%を改善者数の目標値で等分した額/1人 ※生活習慣改善の目標を達成すれば、事業者は事業費の満額を受け取ることができる
ステージ進行/ 人工透析移行の 予防者数	第3期での維持：20万円/1人* 第4期での維持：200万円/1人* ただし、生活習慣の改善者数を超えた場合にのみ支払い、サービス提供費の130%を上限とする。 *想定される医療費適正化効果の範囲内で、事業者の採算性を考慮し決定。 第3期で維持することによる医療費適正化効果は約30万円/年、 第4期で維持することの医療費適正化効果は約480万円/年と想定。

②支払イメージ図



4.3.3 広島県

■広島県の大腸がん検診受診率向上プロジェクト

背景・概要	当該 SIB 案件は、「検診による大腸がん早期発見者数の増加」を目的としたもの。国民健康保険加入者から、前年度大腸がん検診未受診者等を抽出、抽出された対象者の医療関連情報を AI を活用して分析し、大腸がんのリスク要因に応じたオーダーメイドの受診勧奨ハガキを送付。社会的インパクトは、「市民の寿命伸長、QOL の維持向上、医療費の適正化」。	
開始時期・期間	2018 年～・3 年	
事業主体	株式会社キャンサーズキャン	
中間支援組織	ケイスリー株式会社	
対象者	40 歳～69 歳の国保加入者等 13,540 人	
成果指標 (支払い条件)	最大支払額：2,230 万円	
	<ul style="list-style-type: none"> ・大腸がん検診受診者数 ・精密検査受診率 	
	成果指標の達成状況	県支払額
	検診受診者数+4.1%未満かつ精密検査受診率 70%未満	支払なし
検診受診者数+8.1%かつ精密検査 79%	1,245 万円	
検診受診者数+8.8%かつ精密検査 85%	1,841 万円	
資金調達	<ul style="list-style-type: none"> ・ SIIF ・ みずほ銀行 ・ 広島銀行 ・ ミュージックセキュリティーズ (※6/4 時点で 663 万円をクラウドファンディングで調達) 	
事業結果	医療費の適正化	

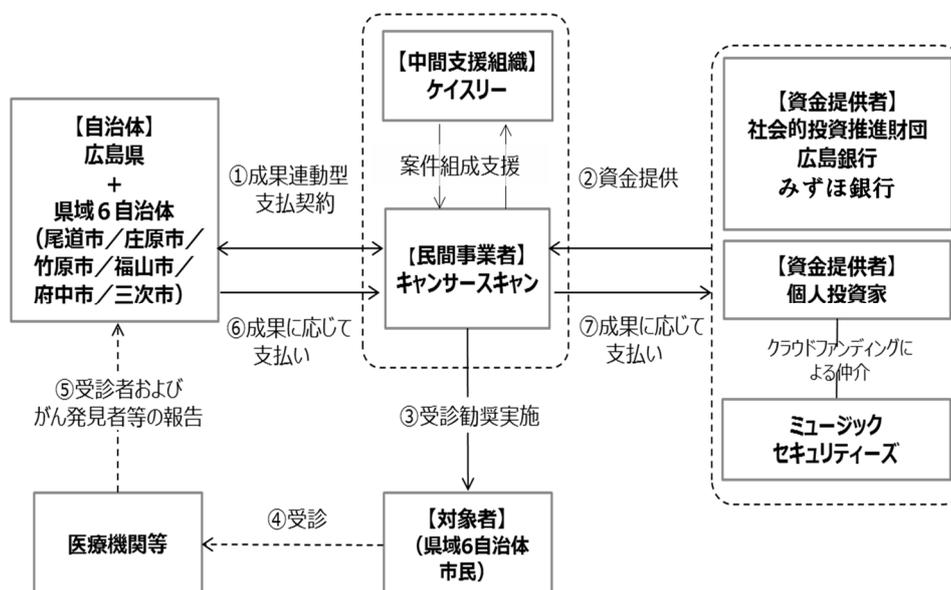


図 4.3-3 広島県の大腸がん検診受診率向上プロジェクト

出所：自治体の HP、SIB に関する公表資料等より作成

4.3.4 天理市

■天理市の認知症予防分野における活脳教室（脳の健康教室）プロジェクト

背景・概要	株式会社公文教育研究会（KUMON）の提供する「脳の健康教室」が認知症予防分野で日本初となる SIB 事業として、奈良県天理市で採用された。	
開始時期・期間	2017 年・1 年間	
事業主体	株式会社公文教育研究会 教室サポーター	
中間支援組織	株式会社公文教育研究会	
介入内容	認知症高齢者専用の学習教材の実施	
対象者	事前の MMSE 得点が 26 点未満の 20 名	
成果指標 (支払い条件)	成果連動型支払い：本来自治体が実施する脳の健康教室を、成果連動型支払いでの実施に置き換え、成果達成の場合には、教室サポーターへのインセンティブも支払う仕組みで実施。 成果達成時：天理市が KUMON に 26 万円を支払う（内訳：事業費（教室サポーター謝礼、研修費、事務用品費 22 万円）、KUMON への成果報酬 2 万円、教室サポーターの成果報酬 2 万円	
	ストラクチャー指標	教室サポーター全員の研修受講終了 全ての会に参加者 20 名に対して、5 名以上の教室サポーターの出席
	プロセス指標	教室開講回数 22 回以上 参加者の 8 割以上が、教室開講回数の 8 割以上に出席
	アウトカム指標	MMSE の改善（開講前に 26 点以下だった参加者の 8 割以上が改善）
	MMSE：認知能力が記憶能力を簡便に検査するもので、11 の検査項目で 30 点満点。22～26 点で軽度認知障害（MCI）の疑いあり、22 点未満で認知症などの認知障害の可能性が高いと判断される。	
資金調達	KUMON が実施	
事業結果	<ul style="list-style-type: none"> ・当初設定した支払指標の目標を達成（全ての教室サポーターが研修受講、開催 22 回以上、8 割以上の出席者が 8 割以上の出席率、MMSE26 点以下の人の 8 割以上が改善）し報酬が支払われた。 ・天理市では 2018 年度も事業を拡大して継続中。 	

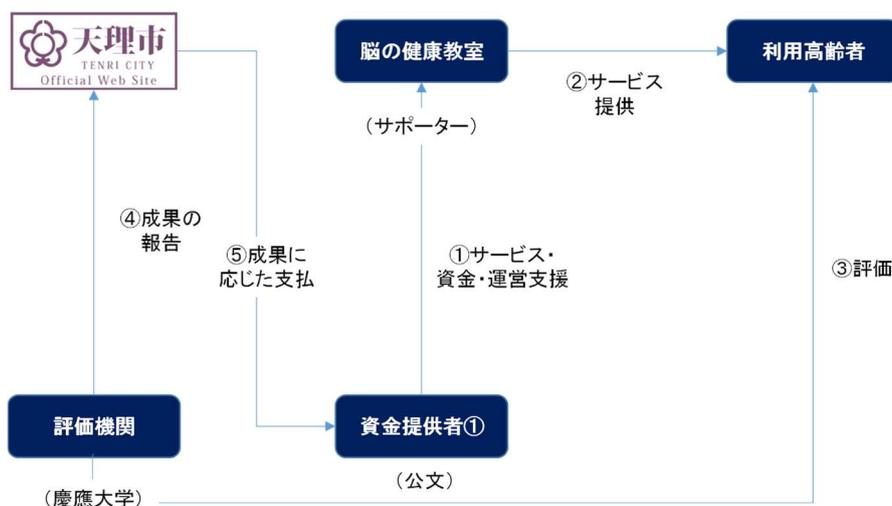


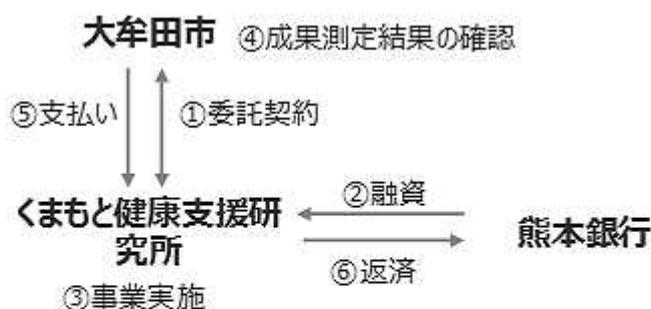
図 4.3-4 天理市の認知症予防分野における活脳教室（脳の健康教室）プロジェクト

出所：自治体の HP、SIB に関する公表資料等よりより作成

4.3.5 大牟田市

■大牟田市の要支援・要介護者自立支援・重度化防止業務

背景・概要	大牟田市内の全通所介護及び通所リハビリテーション施設の利用者の要支援・要介護度の維持・進行抑制を目指す。
開始時期・期間	2019年・4年間
事業主体	くまもと健康支援研究所
中間支援組織	株式会社日本総合研究所
介入内容	大牟田市内の全通所介護及び通所リハビリテーション施設のサービス内容や利用者の状態を分析した上で、各施設に適したサービスの改善方法を提案・指導。必要に応じて民間事業所自らのサービスも導入して、利用者の要支援・要介護度の維持・進行抑制を目指す。
対象者	大牟田市内の全通所介護及び通所リハビリテーション施設
成果指標 (支払い条件)	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度成果指標：民間事業者の提案 令和2年度成果指標：同上 令和3年度成果指標：民間事業者の提案（ただし、生活機能の改善を定量的かつ客観的に表す指標でなければならない） 令和4年度成果指標：対象者の要支援・要介護度の改善維持率 <p>支払基準（事業費は全額成果連動）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度成果指標：民間事業者が提案した目標値と同等かそれ以上の場合に限り対価を支払う。 令和2年度成果指標：同上 令和3年度成果指標：同上 令和4年度成果指標：対象者の要支援・要介護度の改善維持率が10%以上の場合限り段階的に対価を支払う。（上限20%）
資金調達	総事業費 約 13,600 千円
事業結果	実施中



※株式会社日本総合研究所：平成30年度健康寿命延伸産業創出推進事業を受託し、当該事業の一環として事業化を支援（中間支援的機能を担う）。

図 4.3-5 大牟田市の要支援・要介護者自立支援・重度化防止業務

出所：経済産業省HPより作成

4.3.6 豊中市

■豊中市の禁煙への動機づけ・禁煙支援事業

背景・概要	豊中市在住・在勤者を対象に、喫煙や受動喫煙による疾病の予防と健康寿命の延伸を目的に禁煙への動機付けや禁煙支援を行う。
開始時期・期間	2019年・3年間
事業主体	株式会社 CureApp
中間支援組織	一般財団法人社会的投資推進財団（現：一般財団法人社会変革推進財団）
介入内容	実施される禁煙プログラムは、スマートフォン専用アプリを活用するほか、看護師などの医療資格保有者によるオンライン面談、自宅に一般用医薬品（OTC）禁煙補助薬を配送することにより、通院の必要なく禁煙支援するもの。6か月間の禁煙支援プログラムで、支援の開始から終了までオンラインで完結する。
対象者	豊中市在住者及び在勤者
成果指標 （支払い条件）	初回面談から12ヶ月後の時点で禁煙継続成功を判定する。 具体的な成果指標は事業者の提案による。 委託料は、成果指標の成果に応じて支払う。
資金調達	約5,800万円
事業結果	実施中

出所：自治体のHP、SIBに関する公表資料等よりより作成

4.4 案件組成のための各種検討資料

4.4.1 青少年の立ち直り（デシタンス）に関する研究 2018

法務総合研究所 研究部報告 58

下表は、案件① 非行少年に対する継続的な学習支援の実施 の参考としてポイントを抽出したものを。

頁	項	
i	要旨 紹介	本研究は、犯罪・非行からの立ち直り（デシタンス）に焦点を当て、・・・ 平成 25 年 1 月から同年 3 月までに全国の少年院を出院した者を出院後約 4 年間にわたって追跡し、調査時点において少年院に再入院していないことを立ち直りの一つの指標として、「成行き調査」、「質問紙調査」、「面接調査」を実施した。
i		成行き調査(第3章) 調査対象となった少年院出院者 806 人(男子 727 人, 女子 79 人)について、出院から平成 28 年末までの約 4 年間に於ける少年院への再入院の有無及び刑事施設への入所の有無を調査した結果、調査対象者のうち 80.3% が再入院・刑事施設入所共になく、19.7% が再入院又は刑事施設入所していた。また、再入院した者のうち半数は出院後 1 年以内に再入院しており、 出院後間もない時期に集中的な指導監督や社会復帰のための支援を行う必要性が示された ほか、属性等によって、非行から離脱する時期や再入院等のリスクが高まる時期に一定の傾向があることも示された。 再入院・刑事施設入所の有無と関連する要因を見たところ、 性別や年齢層、非行名、初発非行時期のほか、少年院在院中の賞や懲戒の有無が予後と関連する指標である ことが示され、少年院において規範遵守の姿勢を身に付けさせることや、物事に真面目に取り組ませ、 本人が努力して取り組んでいる姿勢やその成果を正当に評価することの意義が示唆された 。また、出院後の家族生活について不安がない状態で出院した者は再入院・刑事施設入所ににくいことから、 家族関係改善に向けた取組を積極的に行うことが、出院後の立ち直りにつながると考えられる。
i		質問紙調査(第4章) 調査対象となった少年院出院者について、出院して 1 年余り経過した平成 26 年 6 月時点での生活状況等を調査し、 少年院に再入院しておらず、更生意欲が認められた「デシタンス群」169 人と、「再入院群」147 人、一般青少年 260 人の回答の比較 から、立ち直りの過程にある者の特徴を明らかにした。 デシタンス群は再入院群と比べて、就労・就学状況や生活習慣の面において、健全な状況にあった。しかし、デシタンス群・再入院群共に、一般青少年と比べて、健全な生活状況を維持する上で困難を感じやすく、 立ち直りを支えるためには、就職・進学後も継続的な支援が必要であることがうかがえた。 家族との関係を見ると、デシタンス群は再入院群とは異なり、質・量の両面において良好な家族関係であった。一方、友人との関係を見ると、再入院群は非行性のある交友関係への傾倒がうかがえたが、デシタンス群は健全な友人関係が垣間見えた。立ち直りの過程においては、家族関係を重視し、家族に対する肯定的な感情や交流の機会を保つことが重要であること、友人関係では、不良交友を絶つことが肝要であることが示唆された。 心理的特徴については、デシタンス群は再入院群と比べて、自己肯定感が強く、自身の行動を制御する力があつた。これは、両群間の少年院入院以前からの心理的特徴の差異や資質面の違いによる可能性も否定できないが、自己統制力を高めることを目指した少年院における処遇の有効性を示唆する結果と言える。
ii		面接調査(第5章) 調査対象となった少年院出院者のうち、出院から約 2 年後の調査実施時点において少年院に再入院していない者 18 人、少年院に再入院している者 35 人、出院から約 4 年後の調査実施時点において少年院に再入院していない者 11 人を対象に面接調査を実施した。調査結果をもとに、立ち直りの過程にある者が、これまでの出来事や自分自身、非行からの立ち直りについてどのように捉えているかについて、再入院した者との比較や経時的な変化にも注目してその特徴を検討したところ、 以下の点が明らかになった。 非行からの立ち直りの過程にある者の多くが、少年院での生活や保護観察処遇について、 精神面の成長を促し立ち直りを支えたものと認識しており、処遇に当たる者の親身な関わりが肯定的に評価されていた。 これは、処遇者と対象者の信頼関係を基盤とした現行の処遇の有用性を示唆するものと言える。また、 非行からの離脱を支える要因として、家族関係の重要性が示されたほか、健全な場面において達成経験を積むことの必要性、職場における対人関係の良好さやモデルとなる人物の存在が立ち直りに与える好影響が示された。
165	第 6 章 まとめ	1 介入のタイミング 成行き調査の対象となった少年院出院者の 8 割は、出院後約 4 年経過した時点で、少年院に再入院することも、刑事施設に入所することもなかった。一方、再入院等(少年院再入院又は刑事施設入所)した者を見ると、 出院後半年から 1 年で急に増える時期があることが分かった。 非行行動から少年院入院までには、手続上一定の時間がかかることを考えると、少年院出院者に対しては、 出院後間もない時期に集中的な指導監督や支援を行うことが重要である。
		2 個別の属性・特徴と処遇の在り方

頁	項	
		<p>成行き調査の対象となった少年院出院者が、再入院等せずに立ち直るかどうかについては、性別、年齢、少年院に入った事件の非行名、初発非行の時期、少年院で賞又は懲戒を受けたかどうか、少年院を出る時に家族との生活に不安を感じていたかどうかによって差が出ていることが分かった。これらの属性や特徴には、固定的で変えられないものと、処遇を通じて変えることができるものがある。</p> <p>まず、立ち直りに影響する要因のうち変えられる特徴について見ると、少年院で賞を受けた者、少年院で懲戒を受けなかった者、そして出院時に家族生活に不安を感じなかった者が立ち直りやすい。少年院で賞や懲戒を受ける者はそもそも資質面で差があるというような、別な要因が影響している可能性もあるが、賞を通じて在院者の良い行いや努力を評価し、良い行いや努力を強める処遇を少年院が実践していることは、賞を受けた在院者に良い結果をもたらしていると考えられる。</p> <p>また、出院時に家族生活に不安を抱えていたかどうかは立ち直りを左右するという結果からは、非行からの立ち直り支援における家族関係の調整が重要であることが改めて確認できる。</p> <p>次に、立ち直りに影響する固定的な属性・特徴を見ると、立ち直りにくいのは、男性、年少少年、非行名が窃盗、中学入学以前に初発非行があった出院者であり、出院後の継続的な手厚い処遇が必要と考えられる。ただし、属性によっては、再入院等のリスクが高まる時期に一定の傾向が見いだされ、時期に応じた集中的な処遇を行うことが有効と見られる。具体的には、年少少年では、出院直後に加えて18歳前後の時期にもリスクが高まることから、この時期に重点的に処遇を行うことが有用と考えられる。</p>
		<p>3 生活状況と心理的な特徴</p> <p>質問紙調査の対象となった少年院出院者のうち、良好に立ち直っている者(デシスタンス群)の生活状況や心理的な特徴を、再入院した者(再入院群)、一般青少年(一般群)と比較した結果、以下のような点が見いだされ、少年院出院者への処遇で留意すべき点も浮かび上がった。</p> <p>(1) 生活状況</p> <p>デシスタンス群は、その一部に調査時において成人となった者を含むにもかかわらず、再入院群と比べ、飲酒・喫煙の習慣が少ない。処遇にあたり、飲酒や喫煙を小さな逸脱行為と見逃さず、根気強く指導することが重要であると見られる。</p> <p>デシスタンス群、再入院群とも、就労している者が過半数で顕著な差は見られなかったが、就学中の者はデシスタンス群に多い。ただし、一般群と比べると、両群とも、仕事や学校を続けることに困難を感じている者が多く、就学就労を継続するための支援の必要性が認められる。</p> <p>デシスタンス群は家族に肯定的感情を持ち、接触機会は頻繁で、家族からのサポートも感じている。一般群と共通して家族関係は良好であり、再入院群とは差がある。一方で友人関係については、それまでの不良交友を絶ち、家族との関係に重きを置いたことが立ち直りを支えていると見られ、新たに適切な交友関係を築くための支援が望まれる。</p> <p>(2) 心理的な特徴</p> <p>デシスタンス群は、再入院群と比べ、自己肯定感が強く、自己の行動によって物事の結果を変えることができると信じており、自分の行動を制御する力が高いことが見いだされた。これらの特徴は一般群と共通している。もともとの本人の資質を反映している可能性もあるが、自己肯定感を高め、自己統制力を身に付けさせるという少年院での処遇目標の正当性と処遇の有効性を裏付ける結果と考えられる。</p>
		<p>4 親密な対人関係と社会的役割の達成</p> <p>面接調査の対象となったデシスタンス群の多くは、家族を始めとした重要な他者と親密な関係を築き、また就労就学等の社会的役割を達成することで、喜びと充足感を見いだしている。さらに、その多くが、親密な関係と社会的な達成が自らの非行からの離脱や離脱の維持を支えていると認識していることが分かった。</p> <p>(1) 親密な対人関係</p> <p>周囲の人との親密な関係がうれしかったというエピソードを語る際、再入院群が友人・知人を最も多く挙げているのに対し、デシスタンス群は家族を最も多く挙げ、前項でも見られた家族重視の傾向が明らかである。本章2項とも重複するが、家族との良好な関係作りを支えることは、立ち直り支援において非常に重要と考えられる。</p> <p>(2) 社会的役割の達成</p> <p>デシスタンス群は、再入院群に比べ、就学・就労等、社会的役割に関連する達成のエピソードを自分にとって良かったものとして多く挙げ、非行をしないでいられる理由にも関連付けていた。また、就学就労が家族等に喜んでもらったことで本人にとっての意味を増したり、職場で本人を支える人間関係のおかげで就労に定着するといった、社会的役割の達成が対人関係の充実と相乗効果を挙げる例が見られ、両要因の相互関係についても処遇上留意する必要がある。</p>

4.4.2 再犯防止対策等に関する研究 2019

法務総合研究所 研究部報告 59

下表は、案件② ギャンブル等依存のある刑務所出所者等に対する支援の実施 の参考としてポイント抽出したものの。

頁	項	
i	要旨紹介	(第2章) 再犯に関する受刑者の意識調査 本調査は、 受刑者男女 896 人を対象として 、自記式質問紙により、犯罪からの離脱やその要因に関する受刑者自身の受け止め方などについて、初入者と再入者の別、あるいは再入者の中でも犯罪と関わりなく生活できた期間の長短といった観点から分析を行った。結果、犯罪からの離脱に大きな影響を与える理由・事情は様々であるが、 特に再入者については、犯罪と関わりのない生活を送ることに対する前向きな意欲や自信、肯定的な自己イメージ、周囲の支え等が得られにくい状況にあることが示唆された。
ii	要旨紹介	(第6章) 再犯防止対策の実効性を高める要因に関する考察 第2章から第5章までの各種調査・分析結果等を踏まえ、今後の再犯防止対策の実効性を高める要因について、 ①立ち直り支援の実効性の向上、②地域社会の理解の増進 という2つの視点から考察等を行った。
6	第3節 調査の結果	調査対象者は 896 人であり、性別の内訳は、男性 730 人(入所時平均年齢 43.2 歳)、女性 166 人(入所時平均年齢 45.2 歳)であった。
31	第4節 考察 2 初入者・再入者の意識から見える指導上の留意点 (1) 問題に主体的に取り組む意欲を持たせること	犯罪に結び付く問題には自分でコントロールできる部分があるのではないかと、犯罪からの離脱のために自分自身で何ができるのかということについて考えさせ、自分の責任において問題を解決していこうとする主体的な姿勢や前向きな意欲を持たせる必要がある。 刑事施設出所後の保護観察においては、保護観察対象者に、実際の社会生活の中でルールや約束を守らせたり、自分で決めたことを実行する経験を積ませたりするとともに、保護観察官や保護司が、その生活ぶりの良い部分と好ましくない部分を伝えたり励ましたりすることなどによって、自分なりにやっつけようとする前向きな意欲を持続させることが大切である。
32	(2) 周囲との良好な対人関係を構築・維持させること	周囲との対人関係は、犯罪からの離脱に大きく影響するものと考えられる。 保護観察の指導においても、身近な人との関わり方などを取り上げ、周囲とのトラブルが生じていないか把握したり、良好な関係を保てるよう助言を行ったりすることが欠かせない。 再入者の前刑時の帰住先を見ると、特に2年以内再入者は、2年超再入者と比べて、更生保護施設等に帰住した者の割合が高く、父母のもとに帰住した者の割合が低かった 例えば、家族・親族との関係修復に困難があったとしても、雇用主や職場の同僚との交流を深めさせる、地域社会の中で趣味やボランティアといった活動の仲間を持てるよう支援する方法も考えられることから、特に保護観察の指導においては、対象者が身の回りの人との交流を積極的に広げ、円滑な関係を築けるよう促すことが重要である。 自分の問題と向き合う作業は相当な困難を伴うものであることから、適切に行うためには、それを近くで適切に導いてくれる指導者や、支えてくれる支援者・仲間がいることが重要である。刑事施設職員や保護観察官、保護司には、自分たちが良い指導者となるだけでなく、対象者が、支えとなる家族や、職場・地域の仲間といった存在を継続的に得られるよう支援することも求められる。
33	(3) 犯罪と関わりのない生活を送るための多様な資源を持たせること	初入者はそれだけにとどまらず、犯罪と関わりのない生活を送る上での資源をより多く有している者が多かった。特に、①経済的余裕、身体・精神面の健康など、安定的な社会生活を支える最低限の基盤が整っていたこと、②反社会的な交友関係がなかったこと、③日常生活における充実感や楽しみにつながるものを持っていたことといった理由・資源が多いことが特徴的であった。 再入者の中で比べると、長期にわたって犯罪から離脱していた期間のある者の方が、①反社会的な交友関係がなかったこと、②就労を継続していたこと、③日常生活における充実感や楽しみにつながるものを持っていたことといった理由・資源を有している者が多いことが特徴的であった。 保護観察の指導においては、住居や就労を確保できるよう支援するのみならず、交友関係や仕事のやりがい、趣味なども、生活に張り合いを持たせ、犯罪からの離脱につながる要因となることを保護観察対象者に認識させ、日常生活の中で充実感を得られるよう助言することが重要である。
34	(4) 実体験に裏打ちされた自信を持たせること	刑事施設や保護観察所における指導・支援に当たっては、対象者に、今後また犯罪を犯すかもしれないという不安をむやみに抱かせるのではなく、かつ、自分に対する過信から再犯の危険性を放置することもないよう、再犯に至らないための具体的な知識や方法を学ばせ、地に足の着いた堅実な生活の実践につなげていく必要がある。

頁	項	
		<p>例えば、自分にとって再犯の危険性が高まる場面を想定させ、そうした場面をなるべく回避できる行動様式や、やむを得ず遭遇してしまった場合の対処方法等を身に付けさせることにより、自分で問題に対処できるという自信を高めさせることなども有効である。</p> <p>また、上述したような犯罪からの離脱に役立つような資源を多く得られるよう導いたり、困難や不安が生じても周囲の支えや助けを求めながら乗り越えていく経験を持たせたりすることも重要である。たとえ過去に犯罪を繰り返していたとしても、もう二度と犯罪をしたくないという気持ちがあることを手掛かりにして、今后再犯をしないために自分の問題を理解し、できることを地道に積み重ね、自分なりに対処していけるという経験と実績に裏打ちされた自信を持たせることが、安定した生活の維持に役立つと考えられる。</p>
35	3 再犯防止に向けた適切な指導・支援のために	<p>特に再入者については、犯罪と関わりのない生活を送ることに対する前向きな意欲や自信、肯定的な自己イメージ、周囲の支え、生活再建の具体的な方法・資源などを得られにくい状況にあることがうかがえる。</p> <p>犯罪から離脱するための環境を整えることはもとより、受刑者の内面の変化を促すことも、一朝一夕にはできないが、刑事施設職員は、こうした視点を持って根気強く受刑者への働き掛けを行うことが求められている。</p> <p>受刑者が刑務所を出所した後の保護観察の指導においては、犯罪から離脱するために学んだことや身に付けたことを実際の社会生活の中で実践させながら、地域社会になじみ、その一員として生活できるよう支援する視点が欠かせない。対象者や居住地域の実情をよく知っている存在である保護司等による活動も効果的であろう。</p>

4.4.3 ヒアリング実施

1) 一般財団法人 社会変革推進財団

実施体制の検討にあたって、中間支援組織や評価機関についてヒアリングを実施した。

日付	2019年10月24日(木)
面談相手	一般財団法人 社会変革推進財団
主なポイント	<p>(1) 中間支援組織について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内のSIB事例においては、行政側と事業者側と投資家側とをコーディネートできる中間支援組織が存在している場合が少なくない。 ・中間支援組織を省略することにより、中間支援組織への委託コストを削減することは可能となるが、現状では、中間支援組織抜きで、各種のステークホルダーをコーディネートするのは容易ではない。 <p>(2) 評価機関について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価機関は、行政側や事業者側とは独立した第三者であることにより、客観性、透明性などを高めることが出来る。 ・第三者から第三者(関係者)、第一者(当事者)へと、当事者に近づくにつれて、こうした客観性、透明性などは低まる。また、コスト面では、低く抑えることが可能となる。 ・例えばヘルスケア分野について評価するには、データ分析力だけでなく、分野に対する専門性も必要となることがあるなど、第三者に頼らざるを得ない状況になる場合もある。 ・その一方で、専門性の高い第三者よりも、事業の発注者である行政側の方が、評価に必要なデータを収集したり、多種多様で大量の収集したデータを蓄積したりする能力が高い場合がある。

2) 明治大学経営学部 塚本教授

評価方法の検討にあたって、SROI（Social Return on Investment：社会的投資収益分析）についてヒアリングを実施した。

日付	2019年12月3日（火）
面談相手	明治大学経営学部 教授 塚本 一郎
主なポイント	<ul style="list-style-type: none">・非行少年に対する継続的な学習支援による立直りについては、就労支援をSROI（Social Return on Investment：社会的投資収益分析）で評価した事例が参考になると考えられる。その例では、本人が就労で得る便益と、引きこもっていた人が社会に出ることで社会や国が得る便益を算定した。・財政面のほかにも、経済政策の面、社会政策の面から価値が評価できる。罪を犯した少年が立直るための学習支援に、そこまで財政コストを投入する必要があるのか？との批判が予想されるが、立ち直った人がもたらす税金、一人の人が社会に復帰していくという意義、といった点からも評価することで、批判に備えられる。 <p><u>第三者評価の費用についての補足情報（後日追加）</u></p> <ul style="list-style-type: none">・第三者評価にかかる費用は、事業費の規模や評価対象となる支援を受けた人数規模、評価に必要な調査項目や評価項目の種類や情報量などに応じて変動する。資金の出し手は、総費用の1割以上もの評価コストはかけたがらないものと考えられるため、実際の費用としては、概ね数百万円から千数百万円程度になるものと見込まれる。・イギリスでは、企業がCSRに関連する社会的企業の表彰者（social entrepreneurship award）に補助金を支給する際の意思決定（評価）のコストとしては補助金総額の10%¹というものや、ROIのコストとしては下限は4,000ポンド（約56万円）で上限は数10万ポンド（約1,400万円以上）²というものなどがある。

¹ Florentine Maier, Christian Schober, Ruth Simsa, Reinhard Millner (2014) 'SROI as a Method for Evaluation Research: Understanding Merits and Limitations'

² Dr Malin Arvidson, Professor Fergus Lyon, Professor Stephen McKay and Dr Domenico Moro (2010) 'The ambitions and challenges of SROI'

参考 SROI手法の実施手順 プロジェクトの適正判断

平成 23 年度採択プロジェクト「科学技術への社会的期待の可視化・定量化手法の開発」 「SROI」実施ガイドラインによれば、プロジェクトの適性判断について、次のように整理されている。

	SROIに適したプロジェクト	SROIに適さないプロジェクト
評価の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・インプットに対するアウトカムのパフォーマンスを評価するもの ・プロジェクトの時系列評価を行うもの、あるいはサブグループ内で評価するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に対する達成度を評価するもの ・事後評価で、プロジェクト間の評価を行おうとするもの
指標の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的なモニタリングを行い、動的な運用を行うもの。評価結果の運用目的がはっきりしているもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・事後評価のワントタイムの実施で、指標の運用目的がはっきりしていないもの
評価のタイムフレーム	<ul style="list-style-type: none"> ・短期的には財務的指標に現れにくい、中長期的な社会インパクトを測るもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期的な財務的指標による経済的インパクトの評価でほとんどのインパクトがカバーされ、社会価値のプロキシによる換算が必要ないもの

	SROIが適用しやすいもの	例	SROIが適用しにくいもの	例
ロジックモデル	<ul style="list-style-type: none"> ・インプットからアウトカムへの因果関係の<u>はっきりしているもの</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育現場における成績向上や問題行動の低減など、期待するアウトカムの明確な事業製品化・サービス化を念頭においた研究開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・インプットからアウトカムへの因果関係の<u>はっきりしないもの</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・最終的な利用目的が明確でないデータベース ・作成用途が明確でない新材料開発 ・社会実装のあり方が明確でない学術研究
アトリビューション（寄与率）	<ul style="list-style-type: none"> ・アトリビューションが明確で算出の根拠となる証憑が存在するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の組織が共同で行うプログラムで、各団体の投入リソースやアクティビティが明確なもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・アトリビューションの不明確なもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・一つの想定するアウトカムに対して多くの介入が同時に進行し、かつその全容や内訳がはっきりしないもの
ステークホルダー	<ul style="list-style-type: none"> ・少数の中心となるステークホルダーが特定できるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の地域に対する政策評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数のステークホルダーが関わるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動のインパクト評価
インパクト	<ul style="list-style-type: none"> ・定量化のための指標設定のできる最終アウトカムが特定できるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・就業率の向上による所得水準向上を目的としたニート・フリーター向けプログラム 	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラムがアウトプット、あるいは初期アウトカムまでしか想定していないもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の自尊心の向上を目的とした教育的介入
直接効果と波及効果	<ul style="list-style-type: none"> ・介入の意図に沿った直接的な効果が出ているもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の技術を活用した実証的研究開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初の分析の枠組みで想定したステークホルダー波及効果が主たるインパクトのもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・「応用可能性は高い」とされながら、実用化に至らなかった研究開発

出所：平成 23 年度採択プロジェクト「科学技術への社会的期待の可視化・定量化手法の開発」 「SROI」実施ガイドライン

4.4.4 行政コスト削減に関する補足

本項は、成果連動型民間委託による行政コストの削減について検討したものである。

検討に当たっては、専門家からのアドバイスを得つつ、行政側で実施するよりも民間委託した場合と、委託業務とするよりも成果連動型民間委託業務とした場合の2つの観点から整理した。

1) 行政側で実施する場合と比較した民間委託する場合の行政コスト削減について

民間事業者への委託ではなく、行政側で学習支援や回復支援の事業を実施するためには、所要額の積算表には記載がないオペレーションに関連する事項として、例えば、

- ・対応できる組織を作り、その組織を維持するコスト。
- ・外部の企業が既に抱えている施設やシステム等と同等のリソースを用意するコスト。
- ・外部の企業と同等の対応ができる人材を育成するコスト。
- ・施策（事業）の運用に付随して必要となる管理コスト。

などが追加的に必要となると考えられる。

こうしたコストを勘案した場合には、SIB 事業として民間事業者に委託した方が、コストの削減に結びつくといえる。

2) 委託業務の場合と比較した成果連動型民間委託の場合の行政コスト削減について

民間事業者に委託する場合、一般的な委託業務とするより、成果連動型民間委託業務とした方が行政コストの削減に結びつくものと期待される。

委託業務の場合は、仮に成果が低くても、仕様書通り実施できていれば契約金額全額を支払っていたのに対して、成果に応じて支払う場合は、成果の低い事業者への支払いを減らすことが可能となるため、その分が行政としてのコスト削減のメリットとなる。また、民間事業者側にも、コストを抑えつつ質を高めようとするインセンティブが働くため、全体としての費用対効果は向上する。

加えて、一般競争入札とすることで、ベースとなるコストをさらに削減することも可能となる。

